

浦添市立図書館紀要

BULLETIN OF THE URASOE CITY LIBRARY

No.3 1991・12

- グラビア ○ 浦添市字仲間の宮城門中墓の墓誌について
 ○ 道隆寺にある琉球僧の墓 —— 薩琉交流史の一側面

統計にみる浦添市立図書館の6年間	伊波 盛三 (3)
いわゆる「宮古島旧記」について	平良 勝保 (9)
新発見の伊波普猷論文について	岸 秋正 (26)
中国調査略報 —— 特に仙霞嶺越えの路程について	高良 倉吉 (29)
評定所文書覚書 (3)	小野まさ子 (36)

ボード事件にみる女性たち

〔浦添研究〕 浦添市字城間の屋号・姓名について	長間 安彦 (49)
-------------------------	------------

- 浦添関係文献紹介 (58) □ 短 信 (59)
□ 『琉球王国評定所文書』既刊分 (6・7巻) の紹介 (61)
□ 琉球・中国交流史関係主要文献目録〔沖縄学研究室蔵〕 (63)

〔史料紹介〕 「老後家中記 伊江親方朝睦」	比嘉 聡 (65)
	沖縄歴史研究会

浦添市立図書館

浦添市字仲間の宮城門中墓の墓誌について

1990年12月25日、浦添市字仲間後原の「宮城門中墓」を調査する機会に恵まれた。墓は「亀甲」で、改修工事（写真1）のために墓口を開けるので、調査して欲しいとの依頼が宮城茂男氏（屋号、前下門）からあったのである。調査には、平敷令治（沖縄国際大学教授）、玉木順彦（北谷町史編集室）と沖縄学研究室のスタッフがいった。

玄室の壁面には墓誌が記されてあった。それは、天井から側壁にかけて傾斜している部分（写真2）と墓口の右上壁面（写真3）にである。これまでに玄室の壁面に記された墓誌として、西原町字掛保久後原の大城善信氏所有の墓の壁石、西原町字嘉手苅の中山正雄氏所有の墓の石扉などのあることがわかっている。それらに比べ、この宮城門中墓の墓誌は、玄室の壁面に漆喰を塗った上に墨書されているという特徴がある。

墓誌は次のようなものであった。

（墓カ）

□□□

— □□□ □□□

□□□ □□□

— □□□□□□□□

— □□□□□□□□

— □□□□□□□□

— □□□□□□□□

□□□□□□□□

右之入目を以八月十五よ里^{（相始カ）}□□十一月^{（五日カ）}□□

日数八拾一日^{（成就カ）}□□仕^{（次カ）}□□祝儀仕□□□□

此ニ付子孫江為^{（挂見カ）}□□書記置^{（候也カ）}□□

嘉慶^{（七カ）}□年□□十一月七日^{（壬戌カ）}

□□人^{（仕立カ）}

宮城筑登之親雲上

童名^{（たカ）}
む□

子孫々

石之大工首里

比嘉にや

残念なことにもはや読み取れない部分もあるが、それでも次のような内容であることはわかる。仕立てたのは宮城筑登之親雲上（童名・むた）で、首里の石大工・比嘉にやが嘉慶7年（1802）の8月15日から11月5日にかけての81日間で墓を造営したこと、造営が完了した2日後の11月7日、なにがしかの費用あるいは物をもってお祝いをしたこと、これらのことについて子孫のために書き記しておくこと、というものである。〈福村光敏〉



（写真1）



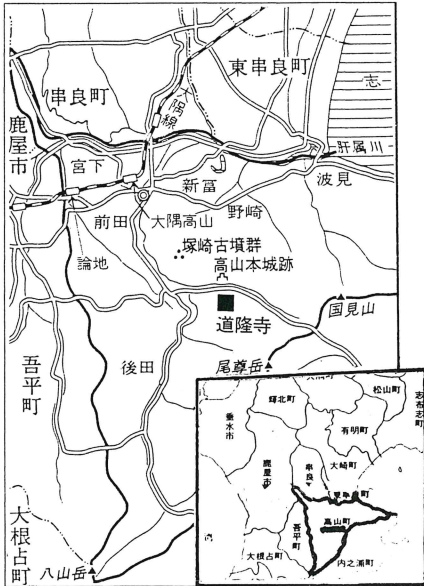
（写真2）



（写真3）

道隆寺にある琉球僧の墓 —— 薩琉交流史の一側面

志布志町の大慈寺を何度か訪れる内に、寺の方から隣の高山町に道隆寺という寺があり、そこにも琉球僧の墓が有るという話を1昨年の暮れに聞いてから、今年（1992年）の初めにやっとその寺と墓を訪ねる事ができた。高山町は大隅半島の南東部に位置し、近世期には志布志と並ぶ交易港である波見浦を持ち、さらに古くは薩摩島津氏と対立抗争した肝付氏の根拠地であった地域である。ために肝付氏の居城とされた高山城がその跡をとどめている。



道隆寺はその高山町の役場などのある中心街である新富（にいとみ）から車で15分程行った本城という所にあり、高山城も近く、川を下って行くと波見浦に出るという地にある。近世期に編纂された『三国名勝図絵』を見ると、臨済宗の寺で志布志大慈寺の末寺で、1246年（寛元4）に建立されたという古い歴史を持つ寺である。しかし現在の寺は1869年（明治2）の廃仏棄釈の時に廃寺になって以後、再興されずに孟宗竹の茂る中廃墟と化している。広さは竹藪のためにははっきりとはしないが、1千坪程はあろうかと思われ、切り通しの道を少し登ると、いくつかの禅僧の墓が目につく。さらに中に入ると、五輪塔式の墓石が2カ所に、各10塔ずつ程集まっている。中心部前方は少し石積みで高く、「嘉永6年（1853）」と刻された家型石塔が立つ。確かめてはいないが、おそらく最後の住持の墓石ではなかろうか。当時の建物の跡は柱石がいくつか確認できるだけで、跡は墓石が残るのみである。

さて、近世期、琉球僧は薩摩の寺へ留学僧として渡った。この道隆寺も大慈寺の末寺なので、何人かの琉球僧が滞在したのだろう。紹介する墓は、おそらく修業半ば、異郷にて死んでしまった僧のものであろう。墓石の位置は切り通しを上ったすぐの所があり、「琉国太翁徒」「恵察塔」「文化元子七月廿六日」と刻され、高さ60センチ余、上廻り80センチ余、下廻り70センチ余の石塔が蓮華とその下2段の角石の台座に乗り、台座も含めると150センチ余の高さを持っていた。文化元年というと1804年の事であり、近世末の事である。以前に『地域と文化』第57号に紹介した大慈寺の墓石よりもさらに新しくなり、これで17・18・19世紀の3つの時期の墓石が確認された。薩琉間の交流の一つである修業僧の存在が近世期を通してのものであった事、を墓石は語っている。

〈小野まさ子〉



統計にみる浦添市立図書館の6年間

伊 波 盛 三

1 はじめに

すべての市民に「ひらかれた図書館」、「気軽に利用できる図書館」、「生活の一部としての図書館」づくりを目標にして6年余が過ぎた。その間、移動図書館（BM、としよまる）が巡回をはじめ、沖縄学研究室の新設もあった。そして、今年（1991年）の4月の人事異動をもって、図書館運営のためにがんばってきた当初のメンバーがすべていなくなり、浦添市立図書館は現在一つの節目を迎えているといえる。

職員体制という問題を抱えながらも、サービスの質の向上を図ることと合わせて、分館づくりの具体的な作業を急がねばならない。この小論は名護正輝の「統計にみる浦添市立図書館の利用状況の分析」（『浦添市立図書館紀要』第1号所収）を踏まえてその後の利用状況を分析し、次のステップへの現状認識と分館づくりのための資料としたい。県内の活発な図書館づくりの「風」を受け、さらなる前進をとの思いも込めて。

2 図書購入費及び利用状況の推移

まず、全国との比較のために、限られた指標ではあるが充実度と活動を日本図書館協会の方法で点数化してみる。平成2年度（1990）は、①年間収集冊数が5点、②年間貸出冊数が6点 ③蔵書冊数が2点である。合計すると13点となり、全国的にみてやや高い水準のBグループの図書館群に含まれる。

それでは、開館前年度より今年度までの全体的な状況の推移を表1でみておきたい。昭和63年(1988)のBM巡回開始により、同年度に頂点に達した貸出冊数及び利用者数は、その後漸減傾向であり、図書購入費も段階的な減少となっている。

利用状況の具体的な分析は別項で行うが、①全体的な蔵書の更新時期にきていること、②AV（視聴覚）資料の充実を図ること、③分館の新設もにらんで、図書購入費の増額について財政当局と中期的な予算調整を行う必要があると考えている。

表1. 図書購入費及び利用状況の推移

年 度	昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3
図 書 購 入 費 実 数 (千円)	78,000	40,000	40,000	40,000	32,000	30,000	28,000	24,000
市 民 一 人 当 た り (円)	975	483	468	458	362	336	308	257
1000人当たり購入冊数 (冊)	663	362	233	282	213	198	194	135
貸 出 冊 数 (冊)		310,266	319,775	329,088	349,847	342,019	330,870	
市民一人当たり貸出冊数(冊)		3.8	3.7	3.8	4.0	3.8	3.6	
利 用 者 数 (人)		102,902	100,033	100,055	101,286	96,714	92,661	

3 登録状況の推移

地区別登録状況の推移は、表2に示すとおりであり、その概要と特徴は次のようにまとめることができる。

- (1) 昭和63年度はBMの巡回により大幅に登録者が増えた。
- (2) 平成2年度(1991)の登録率が浦添市全体で44%とかなり高い数値であり、運営方針の市内全域・全市民に対するサービスをほぼ達成しているといえる。
- (3) しかし、地区別では36～65%とばらつきがあり、地域間の格差が認められる。登録率の高低は、図書館に近い地域(安波茶・仲間・前田)ほど高く(平均62%)、遠い地域(宮城・内間・勢理客)ほど低い(平均36%)傾向がみうけられる。
- (4) 図書館から1km以内で、BMステーションの設置されていない4地域が、高い登録率の安波茶・仲間と、低い伊祖・大平というようになっている。伊祖・大平はバイパス(国道330号線)によって図書館と隔てられていて、実際以上に心理的な距離が大きいと考えられる。分館の設置場所を考える上で、生活の動線や道路網などを十分に考慮する必要が感じられる。
- (5) 年齢別登録状況を見ると、現在の登録方式の問題点が浮彫りになっている。6～12歳の高い登録率が、毎年更新されることによって、利用の少ない中学生・高校生の登録率を急激に押上げて実態と非常にかけ離れた状況を示している(100%を越す理由の一つとして、資格喪失者のデータが残っていることが考えられる)。
- (6) 登録者・率で以前から指摘されている実質貸出密度の低さ——登録方式(通年方式)に問題があり、単年度の実態を十分把握できない現状を改善したいと考えている。

4 貸出冊数の推移

種別貸出冊数の推移は表3に示すとおりである。特徴的なことを記すと次のようになる。

- (1) 一般書 昭和62年度をピークに減少傾向にある。
- (2) 児童書 開館及びBM巡回当初を除くと、約16万冊から17万冊台へ推移している。BMでは年々減少している。
- (3) 雑誌 順調に伸びている。
- (4) AV 平成元年度までは順調に伸びてきたのが、CD(コンパクトディスク)の充実が十分できず、そのためテープからCDへの切替えがスムーズにいかず平成2年度は減少している。

全体的にみて、BMでは児童書・雑誌・AVが良く利用されている。本館とBMとの貸出比率は平均すると82:18である。

地区別貸出密度は表4に示すとおりである。登録のデータだけでは現状を十分把握することはできないが、この表と重ねあわせてみると次のようなことがわかる。

- (1) 地区間の格差がよりはっきりと浮彫りにされ、人口密度の高い内間・宮城・勢理客において利用の低いことがはっきりと表れている。
- (2) 港川・経塚・沢岬は、開館当初を除いて毎年貸出を伸ばしている。
- (3) 安波茶・仲間は、図書館に近く当初はよく利用されていたが、毎年減少傾向にある。
- (4) 登録率の割に、沢岬は貸出密度が高く、逆に当山は低すぎる。

年齢別貸出冊数は次のような傾向である。

- (1) 41歳以上は毎年着実に伸びており、その率も高い。
- (2) 31歳～40歳はかなりよく利用されてきたが、この1～2年伸び悩んでいる。
- (3) 19～30歳は昭和63年以降減少傾向である。
- (4) 13～18歳は減少傾向が続いており、中学生・高校生の利用が低い。ヤングアダルトコーナーを設置するなど、取り組みを強化したい。

表2. 登録状況（対人口比率）昭和60年度～平成2年度

ア 地区別構成

(%)

校区・地区・年度		昭和60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度
A	安 波 茶	48.8	47.9	54.4	59.8	64.1	65.9
	仲 間	38.2	43.0	48.8	53.6	56.9	57.9
	前 田	32.1	39.6	45.6	52.9	57.9	60.8
	当 山	29.3	32.3	37.1	43.2	47.2	45.8
	西 原	20.2	23.8	29.5	36.8	39.4	41.2
	経 塚	24.6	20.5	27.2	34.2	38.6	40.0
B	伊 祖	25.1	33.0	36.1	39.7	46.7	46.1
	牧 港	23.2	27.1	31.0	37.9	41.8	43.7
	港 川	22.2	21.7	26.0	33.8	39.1	43.8
C	城 間	25.5	29.5	35.6	41.3	41.6	44.8
	大 平	27.4	32.0	32.8	36.9	41.1	42.7
	仲 西	19.2	23.8	27.0	35.9	40.3	42.3
	屋 富 祖	19.6	23.7	28.8	34.3	37.1	41.3
	宮 城	22.9	22.5	26.9	30.2	33.8	35.5
D	沢 岷	35.0	26.5	29.2	35.7	40.0	42.7
	内 間	21.1	23.3	27.1	31.9	35.0	36.6
	勢 理 客	21.5	23.2	26.4	31.1	34.9	35.7
	全 体	24.5	28.3	32.7	38.4	42.2	44.2

イ 年齢別構成

(%)

0 ～ 5	18	20	20	27	28	29
6 ～ 12	97	95	97	101 *	99	97
13 ～ 18	31	44	60	76	90	102 *
19 ～	9	15	18	23	26	29
全 体	24.5	28.3	32.7	38.4	42.2	44.2

表 3. 種別貸出冊数（本館－BM比較）

（冊）

年度 種別	昭和60 本館	61 本館	62 本館	63 本館	BM	平成元 本館	BM	2年 本館	BM
一般図書	113,616	135,240	145,490	125,585	9,642	116,630	9,813	111,029	8,027
児童図書	180,848	159,238	158,789	134,250	48,239	129,930	45,248	135,493	38,980
雑 誌	7,444	10,808	11,230	11,740	3,584	11,214	4,176	10,593	4,334
A V	8,358	14,489	13,579	15,924	883	20,955	4,053	18,693	3,721
館別小計	310,266	319,775	329,088	287,499	62,348	278,729	63,290	275,808	55,062
合 計	310,266	319,775	329,088	349,847		342,019		330,870	

表 4. 地区別一人当たり貸出冊数（貸出密度）昭和60年度～平成2年度

（冊）

校区・地区・年度		昭和60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度
A	安 波 茶	9.5	7.2	6.6	5.6	5.3	4.8
	仲 間	7.1	6.5	6.0	4.4	4.1	4.4
	前 田	5.6	5.7	6.2	6.4	6.0	5.4
	当 山	3.9	3.6	3.4	3.8	3.0	2.8
	西 原	3.0	3.0	3.3	4.8	4.4	4.0
	経 塚	3.8	2.5	3.2	3.8	4.0	4.1
B	伊 祖	3.5	3.8	3.3	3.1	3.4	3.2
	牧 港	3.1	3.4	3.1	3.7	3.3	3.0
	港 川	3.0	2.0	2.9	3.7	3.9	3.8
C	城 間	3.7	3.7	4.6	4.2	3.3	3.1
	大 平	4.1	4.1	3.8	3.0	3.3	3.1
	仲 西	1.9	2.0	2.0	3.3	3.3	2.6
	屋 富 祖	2.3	2.3	2.4	2.5	2.8	2.9
	宮 城	1.9	2.4	2.7	2.8	2.7	2.5
D	沢 岨	5.0	3.3	3.3	4.1	4.2	4.4
	内 間	2.0	2.1	2.4	2.4	2.3	2.0
	勢 理 客	2.3	2.3	1.8	1.8	1.9	1.7
	全 体	3.4	3.4	3.5	3.7	3.5	3.2

- (5) 0～12歳は多少減少気味ではあるが、よく利用されている。

5 利用者数の推移

年齢別延利用者数の推移は表5に示すとおりである。コンピュータの機種変更により、昭和60～63年と平成元～2年の統計の取り方の違い（年齢幅）はあるが、0～12歳は大幅な減少、13～18歳も減少している。19歳以上は全体として横ばいであるが、51歳以上の伸びが著しい。30歳代の減少と40歳代の増加は更新による増減と考えられる。

本館とBMとに共通していえることは、0～5歳

は増加傾向なので、小学生の利用の減少が特徴的である。特に、BMでは著しい。その理由として、学校の時間割りの変更により下校時間が遅くなり、BMが利用しにくくなったことが考えられる。

6 BMステーション別利用状況

地区間の格差よりステーション間の格差が大きいといえよう。各ステーションの特性に合わせて、新年度より場所・曜日・時間の見直しを行い、小学生との関連で時間延長の検討も必要と考えている。地域で活動している子供会との連携も図りながら、より一層地域に密着した運営を考えていきたい。

表5. 年齢別延利用者数（本館－BM比較）

(人)

年度 年齢	昭和60 本館	61 本館	62 本館	63 本館 BM		平成元 本館 BM		2年 本館 BM	
0～5						6,472	2,727	9,449	3,535
6～12	61,539	47,764	42,995	34,157	11,079	25,863	7,264	21,338	4,793
0～12	61,539	47,764	42,995	45,236		42,326		39,115	
13～15						3,657	288	3,456	184
16～18	7,712	9,265	9,394	7,714	262	3,051	117	2,737	140
13～18	7,712	9,265	9,394	7,976		7,113		6,517	
19～22						5,129	49	4,070	88
23～30						8,807	839	8,630	722
31～40						22,907	3,259	19,357	2,595
41～50						4,084	381	7,759	507
51～	33,651	43,004	47,666	43,292	4,782	1,605	215	2,990	311
19～	33,651	43,004	47,666	48,074		47,275		47,029	
館別小計				84,856	16,123	81,575	15,139	79,786	12,875
合 計	102,902	100,033	100,055	101,286		96,714		92,661	

7 むすびにかえて－今後の課題

分館設置に向けた資料づくりということで、地区別の利用状況に力点を置いて分析を行った。

紙数の関係で限られた指標に限定したが、総合的な分析については、『紀要第1号』の名護氏のレポートを参照願いたい。

浦添市立図書館は、県内初の本格的な図書館として、市民や県内の図書館活動にインパクトをこれまで与えてきた。しかしながら、登録者数・貸出冊数・利用者数に関するこの6年間の利用状況の分析をとおして、全体的な傾向として市民の利用が減少しつつあるといえる。このことを含め、私たちは今大切な地点に立っていると考えている。そこで、運営状況の検討と合わせて、次のステップに向けたこれからの課題を整理しておきたい。

(1) 分館について

各種統計資料の分析にも如実に表れているように、各地域の利用状況にはかなりのばらつきが生じている。前項でふれたように、BMの利用状況を検討しながら地域の実態に即した運営を行ったとしても、分館の設置がどうしても必要である。そのことが、日々の暮らしのなかですべての市民が図書館を利用できる条件を保障することになると考えるからである。

分館を具体化する作業と並行して、市内の関連機関とのネットワークづくりを急ぎたい。取り分け小・中学校との連携を強化して、オンライン化による検索も含めた、日常的な協力体制をつくりたい。

(2) 資料について

- ① 図書購入費が厳しいなかで、選書の在り方を見直しながら蔵書構成の検討及び開架、閉架、BM間の資料の効率的な運用を図りたい。蔵書の回転率が年々低下していること、今後ますます閉架に排架する資料が増えてくること、BMの資料を十分に活用できていないこと、などを解

決していきたい。

- ② 逐次刊行物、行政資料及び各種クリッピング等、現在十分に対応できていない資料の収集に力を注ぎたい。そこでは、沖縄学研究室との役割分担を明確にして対応していきたい。
- ③ 長期未返却、寄贈図書の整理、修理本等への対応を明確にし、蔵書管理の体制を確立したい。

(3) レファレンスについて

- ① 現在の職員体制ではかなり厳しいが、レファレンス室の専任化を確立すること。
- ② レファレンス室は1階、専門的なレファレンスをする沖縄学研究室は2階というように離れている不便さもあり、相互の連携をスムーズに図り専門員の力量を活発に生かす方法を具体化すること。
- ③ コンピュータの検索機能を確立すること。

(4) 児童サービスについて

これまで、児童書の充実を図りながら、おはなし会・人形劇・映画会・絵本展等、年間計画を立てて様々な取り組みを行ってきた。今後とも、それらを継続し内容の充実を図りながら、児童文化に関する講座・講演会等に力を入れたい。BMの機動力も生かして学校への働きかけも強化したい。

それから、児童に較べて取り組みの弱かった中・高校生に対して、ヤングアダルトコーナーを新設し、資料の充実を図りたい。

いわゆる「宮古島旧記」について

平 良 勝 保

1 はじめに

これまでの宮古史研究をかえりみると、いたるところで「宮古島旧記」なる文書が史料として引用されている。しかし、「宮古島旧記」という文書史料は、ある固有の文書名ではない。「宮古島旧記」とは複数の近世文書を指す呼称であり、研究史のなかで形成されたタームなのである。

『沖縄大百科事典』（以下単に『事典』と記す）は、⁽¹⁾「宮古島旧記」について次のように述べている。

「御嶽由来記」「雍正旧記」「乾隆旧記」（筆者注－「宮古島記事」のこと）をあわせて俗に〈宮古島旧記〉と称している。いずれも首里王府の命により報告された資料を編纂したもの。

『事典』の解説は、重要な問題提起を含んでいる。それは、「宮古島旧記」とは「王府の命により報告された資料を編纂したもの」という定義付けをしたことであり、その定義に基づいて、伊波普猷や稲村賢敷が「宮古島旧記」と称してきた「宮古島記事仕次」（以下単に「記事仕次」と記す）を「宮古島旧記」から除外したことである。

しかし、この『事典』の説明は、かならずしも定着した理解とはいいい難い。たとえば、『事典』の4年前に刊行された『平良市史』第一巻（通史編）によって「宮古島旧記」の使用例を検討してみると、出典として「宮古島旧記」が示されている4例のうち3例は「記事仕次」を指していると推定される。⁽²⁾したがって筆者も、「記事仕次」（1748年）を含め、「御嶽由来記」（1705～07年）「雍正旧記」（1727年）「宮古島記事」（1752年）の4文書を「宮古島旧記」と研究史においては称してきたと理解してい

る（以下、筆者の言葉として「宮古島旧記」という場合この4文書史料を指すと考えていただきたい）。いずれにしても、「宮古島旧記」の理解について研究者間に若干の違いがあることをここでは指摘できるであろう。

管見のかぎりでは、伊波普猷や稲村賢敷をはじめ、先学の研究ではく「宮古島旧記」とは何かという明確な定義を行ったうえで「宮古島旧記」という呼称を使用している例はない。また、固有な名称や区別するタームを使用したりで、一貫していない（後述）。今日の、研究者間の認識の違いは、そのような研究史上の呼称の混用が影響しているように思われる。

筆者は、『事典』の「宮古島旧記」の解説の画期的意義については認めつつも、その定義には同意できない。また、「宮古島旧記」という用語についても疑問をもっている。つまり、成立年も違えば、成立の目的もそれぞれ違う4つの文書史料を「宮古島旧記」というタームで総称した場合、それぞれの史料性格を不問にするという問題点が生じるように思われるからである。さらにまた、典拠を示す際に「宮古島旧記」という呼称を用いると、前記4文書のうちどれに当たるのかわからないという問題点もある。後の研究者は、原典に当たろうとするとき、そのつど種あかしをする苦勞を背負わなければならないのである。

本稿では、研究史における「宮古島旧記」という呼称を俯瞰し、個々の文書ごとに史料性格について検討を加えたうえで、「宮古島旧記」という呼称について考えてみたい。

2 研究史における「宮古島旧記」

冒頭に「宮古島旧記」という呼称は研究史のなかで形成されたタームであると述べたが、代表的な研究者の「宮古島旧記」の使用例について、みていきたい。

① 田島利三郎

管見では、研究史のなかで最初に「宮古島旧記」という呼称を用いたのは、田島利三郎であると思われる。

田島利三郎は、明治33年（1900）2月の「琉球語研究資料」の「先島の歌」の項で、「仲宗根豊見親八重山入の時嫡子中屋の金盛豊見親捕参候女のあやご」を紹介し、出典を「宮古島旧記」としている⁽³⁾。しかし、同歌謡は、田島筆写の「宮古島旧記」にはない⁽⁴⁾。同歌謡は、同じく田島筆写の「宮古島の歌」⁽⁵⁾に「同人八重山入の時嫡子中屋の金盛豊見親捕参候女のあやこ」として収録されている。現存の写本によるかぎりでは、同歌謡は田島筆写の「宮古島旧記」にはないが、「雍正旧記」仲宗根家本や同東恩納文庫本に収録されており、ここにいう「宮古島旧記」は「雍正旧記」のことである。しかしまた、「宮古島の歌」収録の同歌謡は、仲宗根家本や東恩納文庫本収録の同歌謡とは若干の違いがあり、田島はこのいずれとも違う「雍正旧記」をみている可能性が高い⁽⁶⁾。

田島の研究では、「宮古島旧記」という呼称はこの1例のみであるが、田島が琉球史あるいは琉球文学に関する写本を多数残していることは周知のとおりである。宮古島に関しては、前述の「宮古島旧記」と「宮古島の歌」が残されている。この田島筆写の「宮古島旧記」は、二部からなり、目録にはいずれにも「宮古島旧記」と記されている。第一部が今日という「御嶽由来記」であり、第二部が「雍正旧記」である。

田島の用例はあまりにも少なく、これによって田島の「宮古島旧記」観を窺うことはむづかしいが、すくなくとも「御嶽由来記」と「雍正旧記」については、「宮古島旧記」と称していた、あるいは考え

ていたと言ってよいであろう。

偶然かも知れないが近世史料のなかで、「旧記」と記されているもの（後述）のみ筆写し、またこれを「宮古島旧記」と記しているという事実は興味深いといわねばならない。

② 伊波普猷

『伊波普猷全集』によって、「宮古島旧記」という用語を抽出してみると、23ヶ所の用例がある⁽⁷⁾。前後の文脈から出典を推定すると、「御嶽由来記」と推定されるものが7例、「雍正旧記」と推定されるものが11例、「記事仕次」と推定されるものが2例、不明が3例ある。管見では、「宮古島記事」を「宮古島旧記」と称した例はない。同時に、どのような名称にしる「宮古島記事」と推定されるような引用例は見られない。あるいは、伊波は「宮古島記事」を見ていなかった可能性もある。いずれにしても、伊波は、すくなくとも「御嶽由来記」「雍正旧記」「記事仕次」の3文書を「宮古島旧記」と考えていたことは明らかであろう。

伊波普猷は、「宮古島旧記」以外にも固有の名称⁽⁸⁾を使用したり、また「宮古島第一旧記」あるいは「宮古島第三旧記」という新たなタームを使用し、いわゆる「宮古島旧記」を区別もしている⁽⁹⁾。しかし、固有な名称はともかく、第一、第三といった区別の仕方には、一貫性がない。

呼称の一貫性のなさは、「雍正旧記」を「宮古島第三旧記」としたり、「宮古島第四旧記」としていることでも明かであるが、ここでは、「宮古島第一旧記」という呼称にも、矛盾があることを指摘しておきたい。伊波は、『琉球国由来記』⁽¹⁰⁾の解説で次のように述べている。

康熙四十四年に、「宮古島旧記」が提出され、次いで四十五年に、おなじく「第二旧記」が提出され、次いで四十六年に「第三旧記」が提出されたのを見ると〈以下略〉。

ここでは、「御嶽由来記」そのものを成立年によって区分している。しかし、たとえば「仲宗根豊見親の苦衷」という論文のなかでは、「中宗根之豊見也忠節勲功之事」を紹介し、典拠を「宮古島第一旧記」

としているが、これは康熙46年報告に収録されているものであり、前提解説にしたがえば「第三旧記」、すなわち「宮古島第三旧記」と称されるべきものである。

以上、伊波の用例を俯瞰しながら、用語の使用に一貫性がないことを指摘したが、『琉球国由来記』の解説を除けば、著しい矛盾はない。すなわち「宮古島第一旧記」と「宮古島第三旧記」は1940年(昭和15)までは、それぞれ「御嶽由来記」(康熙44~46年)と「雍正旧記」を指していることで一貫している。おそらく、「解説」を書いている時点で「御嶽由来記」を区分する必要を感じたのであろう。いずれにしても、伊波が、研究史的に、あるいは同じ論文のなかで様々な用語でいわゆる「宮古島旧記」を語ってきたということは、指摘できるであろう。

なお、伊波が「宮古島旧記」という用語を使用した背景には、田島利三郎筆写の「宮古島旧記」が大きく影響していると思われる。

③ 稲村賢敷

稲村賢敷は、周知のとおり、宮古史研究の古典ともいえる『宮古島庶民史』並びに『宮古島旧記並史歌集解』⁽¹⁴⁾を著している。稲村はその著作の随所で「宮古島旧記」という用語を使用しており、「宮古島旧記」は、稲村によって定着した呼称となったといっても過言ではない。

『宮古島庶民史』によって「宮古島旧記」の用例を検討してみると、22ヶ所の用例がある。そのうち「御嶽由来記」と推定されるものが13例、「雍正旧記」と推定されるものが5例、「記事仕次」と推定されるものが4例で、「宮古島記事」を「宮古島旧記」と称した例はない。しかし、『宮古島旧記並史歌集解』の「まえがき」では次のように述べている。

巻頭に掲げた宮古島旧記というのは「忠導氏おやけ屋の大主」又一般に友利の主として親しまれている人が宮古の歴史について物語風に書き残されたものであるが、著者伝にも書いてあるように、友利の主はすぐれた日本中古文学の学者で、その

文章は平家物語風のすぐれたものであるので、その文章そのまゝを残すことは、日本文化の南島渡来について考える上からも大切であるし、又宮古でも二百三十年前に、こうしたすぐれた学者が居られたということを知って貰いたいという考えもあって原文そのまゝを採録することにした。その他に宮古旧記⁽¹⁵⁾といっているものには「御嶽由来記」や「雍正旧記」「乾隆旧記」などがある。

この「まえがき」にいう「乾隆旧記」は「宮古島記事」のことである(本文には「宮古島記事」となっている)。また、『宮古島庶民史』にも、「宮古島記事」を「第三宮古島旧記」と称している例がある。これらのことから、稲村が「宮古島記事」を「宮古島旧記」として認識していたことは明かであろう。

稲村賢敷も伊波普猷と同様に、固有の文書名を使用したり、また「第一宮古島旧記」「第二宮古島旧記」「第三宮古島旧記」という新たなタームをも使用している。しかしまた、伊波と同様にその用法には、一貫性がない。「宮古島旧記」という用語と固有名称、さらに区別した新たな名称が同時に使用されているということも一貫性がないとして指摘することができるが、「第二宮古島旧記」は「雍正旧記」と「記事仕次」を混用し、「第三宮古島旧記」は「雍正旧記」と「宮古島記事」を混用している。「第一宮古島旧記」は「御嶽由来記」を指していることで一貫している。この混用が単純なミスではないことは、次の記述をみれば明かである。

続いて十八世紀以後に、次の如く史書の著述がなされた。

- 一、寛永四年(一七〇七年)、松原首里大屋子恵油⁽¹⁶⁾が中心となり、数名の調役が任命されて『宮古島旧記』(通称御嶽由来記)が著された。
- 二、享保年間、友利首里大屋子忠導氏おやけ屋の大主は日本中古文体の流暢なる文章を以て『第二宮古島旧記』を著した。
- 三、享保十二年(一七二七年)「雍正旧記」が著された。
- 四、宝暦二年(一七五二年)『第三宮古島旧記』ができた。これは各間切村別に御嶽

や史跡名所について述べ、また伝説行事等を集録したものである。

五、宝暦二年（一七五二年）「乾隆旧記」が著された。

ここでは、現在のいわゆる「宮古島旧記」についての解釈と違っている点が二つある。第一は、「宮古島旧記」が五つあることになっている点である。第二は、「記事仕次」ここで稲村のいう「第二宮古島旧記」が「享保年間（1716～1735年）」に成立した、と解釈している点である。

まず第一の点であるが、前掲『宮古島旧記並史歌集解』には、1752年成立の文書は「宮古島記事」（ここでいうところの「乾隆旧記」）しか収録されておらず、また現在のところ同年成立の他の文書も知られていない。したがって、1752年成立のいわゆる「宮古島旧記」は「宮古島記事」のみであると考えられる。一方の1752年成立とする「第三宮古島旧記」について「御嶽や史跡名所について述べ、また伝説行事等を集録したもの」と述べているが、この文脈からすると1727年成立の「雍正旧記」があてはまると思われる。

次に、第二の点について考えてみたい。なぜ稲村は、「記事仕次」の序文にはっきりと「乾隆戊辰五月吉日」と記してあるにも関わらず、享保年間の成立としたのであろうか。それは、前掲「まえがき」にも記されているように、「記事仕次」を「友利の主」が書いたと認識しているところに問題がある。「宮古旧記の著者忠導氏おやけ屋の大主伝」のなかでは、「友利の主」が書いたという前提で、その成立年が考証されている⁽²¹⁾。

もし雍正五年以前に友利の主が宮古島旧記を著はされたとすれば、友利の主が雍正旧記編述のことに関係されなかった事は考えられないことであるから、当時友利の主の宮古島旧記は未だ世に出ていなかったと考えることが穏当であると思ふ、然し後に友利の主が宮古島旧記を著された事については、雍正旧記の編述ということが一つの動機を与えたものと考えていゝと思う後に一七四八年（寛延六年）に在番筆者明有文長良が友利の主の宮古島旧記に加除校正を加え

て、宮古島記事仕次として世に出した時の序文に「忠導氏おやけ屋の大主という人あり、暇の日番字をもって宮古島の古事を誌さる」と書いてあるのも、友利の主が、職を退かれた後、余暇を得て著述に専念されたと見るべきであろう、こうした事から私は旧記の著述は雍正五年（一七二七年享保十二年）以後のことであり、そして雍正九年（一七三一年享保十六年）に長間村新開発の事業が漸く新しい段階に達して、其の後暫くして主が功成り名遂げて職を退かれた後の事として考えるので享保の末頃とした方が事実に近いと考えるのである。

この享保年間の「宮古島記事仕次」成立説には、同意できない。なぜなら、現在我々が見ることのできる「記事仕次」は、稲村自身が「在番筆者明有文長良が友利の主の宮古島旧記に加除訂正を加えて」と認めているように、「加除訂正を加え」た「記事仕次」である。「友利の主」が書いたものは、「記事仕次」の種本であって「記事仕次」ではない。種本の成立が仮に「享保年間」であったとしても、「記事仕次」は友利の主が書いた種本ではないのであって、「記事仕次」を「宮古島第二旧記」として享保年間の成立とするのは論理的におかしいであろう。筆者は「友利の主」が書いた種本をもとに1747年に「第一次宮古島記事」（仮称、所在不明）が成立し、さらにその翌年「第一次宮古島記事」を補完する「宮古島記事仕次」が成立したと考える（後述）。なお、種本の成立は、稲村の考察のとおりであろう。

筆者は以上のように稲村の事実認識には同意できないが、いずれにしても、稲村の第一、第二というような区別の仕方は、事実認識の問題とも密接にからみつつ混乱しているということを指摘しておきたい。

④ 島尻勝太郎

島尻勝太郎先生は、自らの言葉としては「宮古島旧記」という名称を使用していない。「宮古島旧記について」⁽²²⁾という論文のなかでは、いわゆる「宮古島旧記」を総称する場合、単に「旧記類」と記述している。そして、「御嶽由来記」「雍正旧記」「宮

古島紀事仕次」「宮古島紀事」「宮古島在番記」を紹介し、それぞれの固有名称で呼称すべきことを提唱している。この論文によって従来さまざまな名称を付与されてきたいわゆる「宮古島旧記」を区別し固有名称で呼称することが多くなった。また、前述の呼称が定着した。同論文は、宮古史研究のうえで、画期をなした論文といえる。

しかし、若干の問題がないわけではない。「記事仕次」および「宮古島記事」を「紀事仕次」「宮古島紀事」と呼称している点である。管見によれば、島尻勝太郎先生は「記」と「紀」をたえず混用して使用しており、一貫していない。たとえば同論文のなかでも、「宮古島記事」と記されているところがある⁽²³⁾。島尻勝太郎先生が「紀」を用いるのは、慶世村恒任の用例を踏襲したためと思われる。筆者は、後述のように「宮古島記事」および「宮古島記事仕次」の「記事」は『球陽』の近世の名称である「記事」に対応を意味する近世用語だと考えており、「記」を用いるのが正しいのではないかと考えている。また、筆者が複写本などで、用例を確認したかぎりではやはり文字は「紀」よりも「記」と読める。

島尻勝太郎先生は、固有名称で呼称すべきと考えながらも、研究史における「宮古島旧記」という呼称について、どのように考えていたか前掲論文からはよくわからない。しかし、『城辺町史』第一巻資料編の「解題」では、「普通、宮古の旧記といえば、『御嶽由来記』『雍正旧記』『宮古島記事』『宮古島記事仕次』をさしている⁽²⁴⁾」と述べている。

3 近世史料にみる「旧記」

「宮古島旧記」という名称は、近世の歴史的用語としての「旧記」のうえに「宮古島」という地域名を冠して成立したタームである。したがって、「宮古島旧記」という名称を問題にする場合、近世における「旧記」とは何かということが、問題にされなければならない。

周知のように『琉球国旧記』をはじめ各地に地域名を冠した「旧記」が残っている。管見では、「久米具志川間切旧記」⁽²⁶⁾「久米仲里間切旧記」⁽²⁷⁾「八重山

⁽²⁸⁾島旧記」「伊平屋島旧記集」などがある。「旧記」という呼称以外にも、地域名を冠した「由来記」もある（たとえば「渡嘉敷間切由来記」など）。これらは、王府の一連の正史編纂事業と密接にかかわって成立しており、「旧記」や「由来記」という近世用語の検討は、近世琉球史の課題でもあると思われる。しかし、近世用語としての「旧記」や「由来記」の検討は、これまでの研究史のなかでほとんどなされていないのが現状である。ここではとりあえず、宮古島という地域における近世史料のなかの「旧記」を検討することによって、近世琉球における「旧記」や「由来記」の用語としての意味を検討する足がかりとしたい。

管見では、宮古島における「旧記」の最も古い用例は、「白川氏（本宗）家譜」12世恵治の項の記事である。同「家譜」には、康熙46年（1707）の記事に「旧記調役⁽³⁰⁾」という記述がある。同「家譜」にいう「旧記」とは、「御嶽由来記」であろう。

その次に古い用例は、雍正5年（1727）の「雍正旧記」である。「雍正旧記」という名称は、稲村賢敷によって創出されたものであるが、多良間本「雍正旧記」（後述）は、表題そのものが「旧記」と記されている。表題の「旧記」は、その隣に「多良間村」と書かれおり、近代に入って付された可能性を否定できない。しかし、多良間本以外の写本（仲宗根家本、田島本、東恩納文庫本）の末尾には、「右旧記御調部ニ付て」とあり、今日いう「雍正旧記」は単に「旧記」と呼ばれていたと推定される。

「雍正旧記」には、本文中に御嶽名のあとに「由来先旧記ニ有」と多く記されている。この「雍正旧記」に記されているところの「旧記」はその内容からして1705年成立の「御嶽由来記」のことを指している。なお、仲宗根家本では「由来先旧記ニ有」という記述および「御嶽由来記」に記されている御嶽名は削除されている。

1752年成立の「宮古島記事」にも「旧記ニ相見得⁽³¹⁾」という記述がある。これは、その内容から推して「雍正旧記」のことを指していると思われる。

以上が管見の近世宮古島における「旧記」の用例である。量的にはきわめて少ないが、少なくとも、

次のことは確認できるであろう。

①「旧記」という用語は近世に遡る。

②いまのところ「御嶽由来記」と「雍正旧記」以外には「旧記」と称された例はない。

なお、近世史料ではないが、明治26年(1893)の「旧慣地方制度」にも「旧記ノ拔萃」⁽³²⁾という記述がある。これは、1874年の「富川親方宮古島規模帳」⁽³³⁾を指していると考えられる。

4 「宮古島旧記」の史料性格

① 御嶽由来記

内容

名称の通り、御嶽の由来を中心に、寺社縁起、島中の祭祀、蔵元・頭の始まり、頭の次第、仲宗根豊見親の忠節勲功、大安母、などについて記されている。由来譚が多く、近世以前の宮古島に関する貴重な史料である。一回で成立したものではなく、康熙44年(1705)、同45年、同46年の記事の3部からなる。

写本と名称

「御嶽由来記」には、仲宗根家本と田島本、東恩納文庫本がある。仲宗根家本は、仲宗根豊見親を祖とする忠導氏の宗家所蔵の写本で、同家には他に「雍正旧記」「記事仕次」「宮古島記事」の写本があり、いわゆる「宮古島旧記」が全部揃っている。また、同本がいまのところ唯一の近世成立の写本である。田島本については前述。東恩納文庫本は、県立図書館郷土史料室の所蔵で、表題が「宮古島由来記」となっている⁽³⁴⁾。冒頭に「島始」「始テ中山朝見ノ道ヲ開カリシ与那覇勢頭豊見親ヲ感スル略ニ曰」が記されているのが特徴であるが、これは「記事仕次」の記事である。同写本には、「御嶽由来記」のほか「雍正旧記」と「宮古島記事」が収録されている。近代の写本であるが、慶世村恒任は、「宮古島由来記」と称する前掲3文書を収録した写本があったとしており⁽³⁵⁾、慶世村が利用した写本の系統である可能性が高い。仲宗根家本と田島本との間には、字句や構成(記事の順序)に若干の違いがあるが、内容はほぼ同じである。東恩納文庫本の構成は、田島

本に近い。

名称は、田島本に「宮古島旧記」と記されている以外は、他には付いてない。「御嶽由来記」の名称は、近世文書にはないことから、近代の呼称とも考えられる。

成立の背景

「御嶽由来記」の成立については、王府の正史編纂事業との関連が指摘され、『琉球国由来記』⁽³⁶⁾の編纂資料として成立したといわれている。たしかに、「御嶽由来記」と『琉球国由来記』⁽³⁷⁾を比較検討すると、「御嶽由来記」の康熙44年と同45年の記事については、ほぼ『琉球国由来記』に反映している(1例だけ例外がある。ソナフカの由来が反映されていない)。このことから、「御嶽由来記」は『琉球国由来記』の編纂事業の一環として成立したといえることができる。

しかし、問題は単純ではない。まず第一に『琉球国由来記』には、「御嶽由来記」に記されていない記事が収録されているということである。『琉球国由来記』には「御嶽由来記」にはない、「運域御嶽」「泊御嶽」「ガワラ御嶽」「城花持御嶽」「水納島鷹ノ塚ノ事」「神遊ノ由来」「中宗根豊見親物語之事」が収録されており、『琉球国由来記』の成立が1713年であることからすれば、「御嶽由来記」の後も、さらに王府への報告が作成された可能性がある。したがって、現在の「御嶽由来記」は完結本ではない可能性があるのである。なお、「神遊ノ由来」と「中宗根豊見親物語之事」を除けば、他は多良間島と水納島にかかわる記事であり、これらは何等かの事情によって報告が遅れたために、後で追加されたのであろう。

第二に、康熙46年(1707)の記事は、『琉球国由来記』には反映されていないという事実を指摘しなければならない。康熙46年の記事は、「女官御双紙」⁽³⁸⁾に反映されている(康熙44年、同45年の記事は『琉球国由来記』)。ということは、康熙46年の記事は、当初から「女官御双紙」の編纂資料として成立した可能性が高い。「八重山島大阿母由来記」⁽³⁹⁾や「君南風由来并位階旦公事」⁽⁴⁰⁾は、康熙46年の記事に対応する文書すなわち「女官御双紙」の編纂資

料として成立したと考えられるが、『琉球国由来記』の編纂資料として成立した「八重山島由来記」⁽⁴¹⁾や「久米仲里間切旧記」とは別文書として把握されている。「御嶽由来記」は、成立年毎に三つに、または成立目的にしたがって二つに区分できる可能性を示している。

しかし、白川氏(本宗)12世恵治の項に「同(康熙)四十六年本島旧記調役全修其事」⁽⁴²⁾という記事があり、康熙46年報告の記事を含めて「旧記」と称していた可能性が高く、また「旧記座」へ報告されたために「旧記」と称された可能性が高いことなどを考慮に入れるならば、現在の康熙44年、同45年、同46年を併せて「御嶽由来記」と称することも意味があると思われる。

いずれにしても、今日称するところの「御嶽由来記」は『琉球国由来記』と「女官御双紙」の編纂資料として成立しているといえる。小島櫻禮氏は『神道体系』の解説で「女官御双紙」の成立について康熙45年としているが、⁽⁴⁴⁾「御嶽由来記」の康熙46年の記事が「女官御双紙」に反映していることから、その成立は、康熙46年以降といえるであろう。また、『琉球国由来記』と「女官御双紙」は、密接につながって成立した可能性が高いと思われる。

なお、前述の史料以外に、この時期に同目的で成立したと推定される史料に、「第一次久米具志川間切旧記」⁽⁴⁵⁾がある。

② 雍正旧記

内 容

村毎に、番所などの公的施設、井戸・川、御嶽の由来、祭りの由来、城(グスク)の興亡が記され、また勲功人の紹介、歌謡、頭・大安母の由来などが記されている。

名称と写本

「雍正旧記」とは、これまで述べてきたように、雍正5年(1727)成立の王府の系図座への報告をいう。しかし、この名称は、研究史のなかで定着した文書名である。近世史料に見るかぎり、単に「旧記」と称されている(前述)。管見のかぎり、稲村賢敷が『宮古島旧記並史歌集解』(1962年)のな

かで用いたのが最初である。その後、島尻勝太郎先生の「宮古島旧記について」の論文によって「宮古島旧記」を区別して呼称することが提唱され、そのなかで「通称は、報告された年代から雍正旧記とよばれているので、その通りで何等差支えないと考えられる」⁽⁴⁶⁾と述べられたことによって定着したものと思われる。

写本には、仲宗根家本と田島本、多良間本、東恩納文庫本がある(前述)。このうち近世の写本は、仲宗根家本と多良間本である。内容的には、仲宗根家本と東恩納文庫本、多良間本と田島本がそれぞれ近い。仲宗根家本と東恩納文庫本には、多良間本と田島本には収録されていない「島中の為メ勲功有之候人由来」「頭役立初候由来」「大安母立始候由来」の項目が末尾にあり、仲宗根豊見親を中心にした記事や歌謡が収録されている。

多良間本は、「在番格護之物」を筆写したもので、その史料的価値は高いと思われるが、末尾が損欠しているので全体の体裁がよくわからない。田島本は、前述のように歌謡が収録されている「雍正旧記」を見ているにもかかわらず、これを筆写せず「大浦与人所蔵ノ本」を写したものである。そこには、田島利三郎の史料選択が働いていると思われる。田島は仲宗根豊見親に関する記事や歌謡のない「大浦与人所蔵ノ本」が原「雍正旧記」に近いと判断したと思われる、この点は検討に値すると思われる。しかし、「渡嘉敷間切由来記」の冒頭の「覚」(後掲)には、「間切中の為、勲功有之人、右同断」とあり、仲宗根家本の「島中の為メ勲功有之候人由来」以下は、原「雍正旧記」の段階からあった可能性が高い。

成立の背景

「雍正旧記」は、いかなる事情によって成立したのだろうか。その手がかりを示すのが、「渡嘉敷間切由来記」所収の次の「覚」⁽⁴⁷⁾である。

覚

一、各間切中、往古より有來候城主何謀、何代相保、為何謀滅られたる段、又者、嶽々、村中之舊式、由来等、委細可被書出候事。

一、舊式又者由來有之候井川、右同断。

一、間切中の為、勲功有之人、右同断。

一、跡々より間切中に新敷出来、又者奇妙成事共、
右斷。

十月十五日

御系図座

同「覚」は、伊波普猷の『琉球国由来記』の解説にも引用されており、よく知られた史料である。布達の年はわからないが、「渡嘉敷間切由来記」が雍正3年(1725)の12月の成立であるので、「十月十五日」は同年のものである可能性が高い。「雍正旧記」の内容は、この「覚」の指示内容に見事に合致しており、「系図座」へ報告されている。「雍正旧記」は雍正5年の成立であり、宮古島蔵元にも全く同内容の「覚」が布達されていたものと思われる。伊波は、同「覚」を『琉球国旧記』編纂の時に発せられた諮問の公文であらうと思ふ⁽⁴⁸⁾と述べている。たしかに、時期的にみて、その可能性が高い。

しかし、「雍正旧記」の内容は、かならずしも『琉球国旧記』には反映されていない。『琉球国旧記』には、22項目の宮古島関係記事が収録されているが、そのうち21項目は、『琉球国由来記』を踏襲しており、「雍正旧記」を参照した形跡はない。ところが、「附巻之十 郡邑・郡邑長・驛」の郡邑「宮古島」の項では、「雍正旧記」に拠って村名が記されている(「雍正旧記」に依拠したとするのは、「御嶽由来記」の成立後から「雍正旧記」の成立までの間に創建された村名が反映されているということ、村名の配列が「雍正旧記」と同じであることによる。ただし、島尻村の名が抜けている)。前掲の「覚」が『琉球国旧記』の編纂を目的に発せられたとすれば、なぜ「雍正旧記」のごく一部だけが参照され、他は無視されたのかよくわからない。同じ頃に成立した、「渡嘉敷間切由来記」や「伊平屋島旧記集」、いわゆる「八重山島旧記」などが『琉球国旧記』にどれだけ反映しているかということが、その鍵を握っていると思われるが、この点については、別の機会に検討したい。

「雍正旧記」は、『琉球国旧記』には一部しか反映していないと述べたが、他は全く無視されたままであったかという、そうではない。かなりの部分が『遺老説伝』に反映されている。『遺老説伝』には、宮古島関係の記事が25項目収録されている。

このうち、「外巻一」に収録されている13項目の記事は、「雍正旧記」に依拠している。「外巻二」の11項目は、8項目が「御嶽由来記」、1項目は「雍正旧記」、残りの2項目は、「御嶽由来記」「雍正旧記」のいずれにもないが、『琉球国由来記』の記事を踏襲していると推定される。「外附巻」の1項目は、「雍正旧記」に拠るとされる。『琉球国由来記』の記事のうち「御嶽由来記」にない記事は、康熙46年以後に報告されたと推定される(前述)。

「外巻二」の記事のうち、「御嶽由来記」に拠るとした8項目は、「雍正旧記」に「由来先旧記ニ有」と記されており、『琉球国由来記』を踏襲した2項目の記事を除けば、「雍正旧記」は、『遺老説伝』を編纂するために報告させたといつてよいほどの内容になっている。しかし、当初から『遺老説伝』を編纂するために「雍正旧記」を報告させた、と考えるべきではないだろう。やはり、「雍正旧記」は、その一部が『琉球国旧記』に反映されているように、『琉球国旧記』を編纂のために成立し、何等かの事情で、一部しか『琉球国旧記』には反映しなかったとみるべきであろう。

『遺老説伝』⁽⁴⁹⁾の解説「『遺老説伝』について」によれば、「『球陽』と『遺老説伝』の編者は全く同じメンバーである。またこの編者の年譜には『遺老説伝』を切り離しての記載はない。それは『遺老説伝』が『球陽』の一環として編集されたからで、もちろん同一期間内に編集されたことにもなる⁽⁵⁰⁾」とある。後で詳述するが、『球陽』編纂の目的で成立したものは、「記事」と称されていたと考える。「雍正旧記」が『球陽』編纂の一環として成立したならば、「記事」と称される可能性が高い。近世において単に「旧記」と称されたのは、『球陽』や『遺老説伝』の編纂とは別の目的で、すなわち『琉球国旧記』編纂の資料として成立したことを示しているように思われる。

前述の史料以外に、同時期成立の史料には「伊平屋島旧記集」がある。

③ 宮古島記事仕次

内 容

人物を中心に、近世以前の宮古島に関する「物語」が擬古文体で記されている。特に、忠導氏と白川氏の先祖のことが多く記されている。

「記事仕次」は、「御嶽由来記」や「雍正旧記」とは違い、王府への報告として成立したものではない。そして、近世の行政文書に使用されるところの「候文」ではなく、いわゆる擬古文体で記されているところに大きな特徴がある。この「記事仕次」の擬古文体は、近世中期の首里・那覇における和文学隆盛の影響をうけて成立したものと思われる。⁽⁵¹⁾近世琉球の和文学に関する研究では、その著者である明有文〈長良〉や「記事仕次」については全く検討の対象に入っていないが、視野に入れるべき人物であり、作品と考える（筆者は「記事仕次」は宮古島の歴史を素材にした一種の文学作品であると考え）。⁽⁵¹⁾

その内容は、近世以前の宮古島の歴史を述べているが、種本の著者「おやけ屋の大主」が忠導氏であることから、忠導氏のルーツの記録という側面が強い。⁽⁵⁴⁾そういう意味では、八重山の「慶来慶田城由来記」と史料性格は似ていると思われる。

名称と写本

「記事仕次」呼称はその序文に「宮古島記事仕次」と記されていることに由来する。写本には、仲宗根家本（前述）、栄河氏本、⁽⁵²⁾根間氏本、⁽⁵³⁾がある。いずれも近世の写本であるが、もっとも保存状態がよいのは仲宗根家本である。栄河氏本は序文の部分が損欠しているが、残りの保存状態はよい。根間氏本は、全体の3分の1程度が損欠している。

成立の背景

⁽⁵⁵⁾その序文に、成立の事情が次のように記されている。

粵忠導氏おやけ屋の大主といふ人あり（任友利首里大屋子）。博学にして、好古長者也。暇の日、番字を以宮古嶋の古事を誌さる。其事最盡せり。丁卯の秋、下官共在番の令を請て、記事しらへ侍りしに、大主が誌す所の物語を以、其言葉の繁きものをハ是を茹、略せるものをハこれを捕ひ、番字・和字を雑へてこれを校正して、

宮古嶋記事仕次といふ。是則、大主かいにしをこのむの雅意を本として、後の識者を待ものならし。

岨

乾隆戊辰五月吉日

在番筆者明有文長良 謹撰

この序文には、意味のわかりにくい部分が2ヶ所ある。一つは、「丁卯の秋記事しらへ侍りしに、大主が誌す所の物語を以」という部分である。いま一つは、「番字」の意味である。

筆者は、最初の部分を〈丁卯（1747年）の秋に『記事』調べがあったときに、友利の主の『物語』の存在に気が付き参照し、『記事』を提出した〉〈このたび『物語』を基礎に〉と解釈したい。

「番字」については、よくわからない。「番字」の用例は『琉球国旧記』の冒頭に「康熙癸巳始編番字由来記當官姓氏⁽⁵⁶⁾」とあり、また序文に「王命。用番字。著由来記⁽⁵⁷⁾」とある。これらから推すると、「番字」とは漢字又は漢文に対応する用語であるように思われ、和文または片仮名文字のことを指しているようにも思われる。「記事仕次」の序文では、「和字」という用例もある。「和字」とは万葉仮名のことで、「番字」とは片仮名の可能性もある。あるいは、「和字」とは擬古文体のことで、「番字」とは⁽⁵⁸⁾行政文体（候文）のことではないかとも考えられる。

以上をふまえて、序文の意味を解釈すると、〈1747年の「記事」調べの際、友利の主が書いた片仮名文字（あるいは候文）による物語を基礎にして報告した。翌年になって、在番筆者の明有文（長良）こと伊是名里之子親雲上⁽⁵⁹⁾が、加除訂正をして仮名及び片仮名（あるいは擬古文体と候文）をもって「宮古島記事仕次」を著し、後世の参考にした〉、と解釈できるように思われる。

「記事仕次」は王府への報告として成立したのではない、と述べたが、王府への報告とは全く無縁に成立したのではない。「記事仕次」という名称自体が、王府への報告と連動して成立したことを示している。田名真之氏によれば、『球陽』は近世文書では「記事」と記されているケースが多いという。⁽⁶⁰⁾これをふまえて「記事仕次」の名称を考えるならば、

「宮古島」の「記事」（『球陽』編纂のための報告）の「仕次」であると解釈できるのではないだろうか。島尻勝太郎先生は、「仕次」とは、「本書を基点として後世の者が書き継いでいくことを期待したものと思われる⁽⁶¹⁾」と述べているが、仕次したもの、すなわち前年の「記事」の補完版ともいうべき意味をもって「記事仕次」の名称がつけられたと思われる。

現在、「宮古島記事」は乾隆17年（1752）のものだけしか知られていないが、1747年にも「宮古島記事」に相当する文書が成立していたと考えるべきであろう。「記事仕次」の序文もその根拠の一つであるが、いま一つ、そのことを窺わせる記述が慶世村恒任の『宮古史傳』のなかにある。慶世村恒任は、「記事仕次」の序文を紹介した後、

又其の巻尾に、調役來間目差、国仲目差、大浦目差連署して、

古（右一引用者）記事御用に付而此中當島老人共物語並あやご杯承合相調べ如斯御座候 以上とあれば、當時の老功を集めて民謡口傳等照合したことは明かである。⁽⁶²⁾

と記している。「古」は「右」の誤植であろう。「古記事」以下の文章について、慶世村は「記事仕次」の巻末にあると記しているが、元来は、筆者がその存在を推定する1747年の「第一次宮古島記事」の奥書ではないだろうか。年月日を書いてないのが残念である。もし、慶世村のいうとおり、「宮古島記事仕次」の奥書だとすれば、「記事仕次」そのものが王府への報告として成立した可能性もある。また、「記事仕次」の擬古文体の文章も、明有文のものではなく、3人の目差が書いた可能性があらわれる。明有文は、校訂の責任者として、序文を書いたということになろうか。しかし、「記事仕次」が公的文書として成立したにしては、なぜ序文が頭や在番でなく在番筆者かという問題や文体の問題など、新たな課題が生じる。ここではとりあえず「宮古島記事仕次」の「記事」は、『球陽』あるいは『球陽』編纂のための報告を指している可能性がきわめて高い、と指摘しておきたい。『球陽』の報告の補完版ともいうべき性格をもっているという点を念願におくならば、『球陽』との関係も検討する必要

⁽⁶³⁾
がある。

④ 宮古島記事

内 容

百姓の善行、珍奇な出来事、漂流譚、天変地異などが記されている。前三文書とは違って、登場人物が、神格者や支配者ではなく、庶民であるところに特徴がある。

写本と名称

写本には、仲宗根家本と東恩納文庫があり（前述）、いずれにも「宮古島記事」と記されている。仲宗根家本は、近世成立のものである。東恩納文庫本は、近代の写本であり、誤写と思われる部分も少なくない。しかし、仲宗根家本とは若干の違いがあり別系統の写本と思われ、参照に値する。

成立の背景

「宮古島記事」は、乾隆17年（1752）の成立である。「宮古島記事」の成立は、「白川氏支流家譜」14世恵孟の項の記事によっても確認できる。同「家譜」には、

乾隆十七年壬申、從御系図座因記事御用、到多良間島、記事組調全竣⁽⁶⁴⁾。

とある。また、同内容の記事は、同恵孟の「勤書」にもみえる。⁽⁶⁵⁾ 恵孟は、当時25歳で、まだ若文子の地位であり、「宮古島記事」の奥書には、名は見えない。奥書の役人以外に、恵孟のようなクラスの人々が動員されたのであろう。

「宮古島記事」は、その表題が「宮古島記事」と記されていることによる呼称である。前掲の家譜および勤書にも「記事御用」とある。前述のように「記事」は、『球陽』を指す近世用語であり、「宮古島記事」は『球陽』の編纂資料として成立したと思われる。また、その内容からも『球陽』編纂の資料として成立したことが窺われる。真境名安興『沖縄一千年史』によれば、⁽⁶⁶⁾『球陽』の編纂にあたって、次の布達が出された。

一、御系圖座へ記事組合被仰付候付諸士百姓善行の類、国中奇妙の類、鳥獸草木變異の類、雷落山河人家破敗の類、潮の満干不時の類、其外にも不常に爲相替所は大小とも則々大與座へ可

申出候、尤右の類無之段は年々次正月十五日限
村々頭證文に掟次書にて番所へ差出候は□□
置間切中相總正月二十日限證文を以て大與座へ
首尾可申出候。若大形に相心得、餘所より於申
出者可爲越度事。

この布達は、「寶曆九年九月二十二日公事帳の一
節」⁽⁶⁷⁾となっているが、同年（1759）の布達である
かどうかはわからない。しかし、「久米仲里間切公
事帳」（道光12年成立）⁽⁶⁸⁾の同内容の記事には「乾隆
七年 壬戌年＝被仰渡置候」とあり、また「八重山
島蔵元公事帳」（同治13年成立）⁽⁶⁹⁾には「乾隆二十四
卯年被仰下候事」とある。その布達内容は、「宮古
島記事」の内容と大旨符合し、「宮古島記事」が『球
陽』の編纂資料として成立したことを窺わせている。

前掲布達によれば、毎年報告することになってい
るが、「宮古島記事」には「右記事御用ニ付」とあ
り、またかなり以前の記事もあることから、毎年報
告したのではなく、特に指示があって作成されたよ
うに思われる。「八重山島蔵元公事帳」に「乾隆二
十四年」とあるをみれば、宮古島も同年（1759）⁽⁷⁰⁾以
降に毎年報告されるようになったのであろうか。ま
た、「久米具志川間切旧記」にも「御系図座より記
事御用ニ付」⁽⁷¹⁾とあり、『球陽』の成立の頃または成
立直後には、時宜をみて「記事」を要求したと思わ
れる。ある時期以後、毎年報告されるようになった
のであろう。『球陽』は一旦成立した後も仕次され
⁽⁷²⁾ているにもかかわらず、「宮古島記事」や「久米具
志川間切旧記」以外に、地方にまとまった『球陽』
の編纂資料がないのは毎年報告になったためまとめ
るほどの分量ではなかったのであろう。

以上のように、「宮古島記事」は『球陽』の編纂
資料として成立したと考えられるのであるが、23
項目のうち『球陽』に採用されたのは、1項目のみ
である。⁽⁷³⁾「宮古島記事」には、年代不明の記事が多い
ので、年代不明のものについては、編年体の『球陽』
になじまないので採用されなかった可能性が高いが、
年代がはっきりしている記事でも採用されていない
のはなぜか、よくわからない。報告をすべて採用す
るというわけではなく、内容によっては、不採用と
なったものもあったのであろう。

『球陽』の1752年までの宮古関係記事は46件あ
るが、その典拠について確定に近い推定ができるの
は、前述の1件である。「御嶽由来記」や「雍正旧
記」が典拠かと思われる記事もあるが、それは必ず
しも多くない。ほとんどが、典拠不明である。典拠
不明の記事は、先に筆者がその存在を推定した1747
年の「第一次宮古島記事」で報告された可能性もあ
るし、また1752年以後に報告があり、後に挿入さ
れた可能性もある。

同様な目的で成立したと思われる史料には「久米
具志川間切旧記」がある。同「旧記」は、名称が
「旧記」と称されていること（近世から「旧記」と
称されていたことが明か）、内容的に「宮古島記事」
とはかなり違うことなどから、単純に「宮古島記事」
と比較できる史料ではないが、同「旧記」には「御
系図座より記事御用ニ付」とあれば、『球陽』の編
纂資料として成立した可能性が高い。

⑤ 小 括

いわゆる「宮古島旧記」と称される四つの文書を
それぞれの成立の背景を中心に検討した。この四つ
の文書は、いくつかの基準によって分類できる。

(1) 王府への報告とそれ以外

一つは、王府への報告あるいは公的な成立か、そ
うでないかという分け方である。この分類の仕方によ
ると、「御嶽由来記」と「雍正旧記」、「宮古島
記事」が王府への報告物として成立したものであり、
「宮古島記事仕次」は私的に成立したものである。
『事典』の解説は、この分類に基づいている。

(2) 近世用語としての「旧記」か否か

近世用語としての「旧記」に即して言えば、「御
嶽由来記」と「雍正旧記」が「旧記」にあたる。こ
の二つは普通名詞として「由来記」と「旧記」の用
語を使用しているが、いずれも「旧記座」へ報告さ
れた物であり、近世文書に「旧記」と記されている
のはそのためであろう。

(3) 四文書の共通性

四つの文書の共通性に着目すると、いずれも宮古
島の近世以前に関する史料が多く含まれている、と
いう共通性がある。特に、「御嶽由来記」「雍正旧

記」「宮古島記事仕次」は、時代的な共通性だけでなく、記載内容が互いに重なる部分も多い。「宮古島記事」は、近世期の記事も多く、また登場人物も神格者や支配者ではなく、庶民が多く登場するという意味では前三文書とは若干性格を異にするが、近世以前の記事も多い。「宮古島旧記」という呼称は、これに着目した呼称であるといえよう。

5 むすびにかえて

「宮古島旧記」の研究史における用法の問題点について指摘しつつ、いわゆる「宮古島旧記」が近世の王府の正史編纂事業と密接に連動して成立していることを述べた。「御嶽由来記」は『琉球国由来記』と「女官御双紙」の報告として、「雍正旧記」は『琉球国旧記』の報告として、「宮古島記事仕次」は『球陽』と連動して（かつ近世和文学の隆盛の影響を受けて）、「宮古島記事」は『球陽』の報告として成立している。また、その呼称にも王府の正史との密接な関係を見ることが出来るのであり、宮古の近世史料に見るかぎり、「旧記」と「記事」は明確な使い分けがある。

この使い分けは、『琉球国由来記』及び『琉球国旧記』編纂のための報告を「旧記」と称し、「記事」すなわち『球陽』編纂のための系図座への報告を「記事」（あるいは『球陽』と連動して成立したものを「記事仕次」と称している。

このことから筆者は、「旧記」と「記事」を一括した「宮古島旧記」という呼称は、「記事」の史料性格を無視したタームであり、「旧記」「記事」という使い分けに即して、「旧記」と「記事」は明確に使い分けなければならないと考える。また、典拠を示す際「宮古島旧記」という呼称を用いると、四つの文書のうちいずれなのか典拠が曖昧になるという問題点もある。したがって、「宮古島旧記」という呼称は、できるだけ使用すべきではないと考える。

しかし、先学が「宮古島旧記」という呼称を用いたには、まったく根拠がないわけではない。これらの四つの文書は、その成立目的がそれぞれ違うとは

いえ、近世以前の宮古島に関する史料が多く含まれているという共通性がある。この共通性を踏まえるならば「宮古島旧記」という呼称にも、一定の意義がある。また、研究史的にある程度定着した観もあり、この四つの文書史料を総称する適切な用語が確立していないということも無視できない。

そのことをふまえていうならば、「宮古島旧記」という呼称を使用する場合、定義付けを明確にしたうえであくまでも総称として使用すべきであると考ええる。すなわち、「近世以前の宮古島に関する史料群」という意味で使用すべきであり、個々の文書を引用したり典拠とする際は、個々の文書名（「御嶽由来記」「雍正旧記」「宮古島記事仕次」「宮古島記事」）を使用すべきと考える。また、これらのいわゆる「旧記」には、いくつかの写本があり、それぞれ個性をもっている。したがって、典拠を示す際はできるだけ、どの写本を典拠としたかも明らかにすべきだと思われる。

注

- (1)『沖縄大百科事典』下（1983年5月、沖縄タイムス社）、592頁。
- (2)管見では、『平良市史』第一巻（1979年11月、平良市役所）には、74頁、94頁、102頁、112頁に「宮古島旧記」の用例がある。これらのうち94頁の「宮古島旧記」は「宮古島記事」、他は「宮古島記事仕次」と考えられる。なお、念のため付け加えれば「宮古島旧記」という用語以外にも、同義語として単に「旧記」と記されているケースもある。
- (3)『琉球文学研究』（昭和63年8月、第一書房）、76頁。
- (4)琉球大学図書館伊波文庫所蔵。
「宮古島旧記」と称される写本の表題は、
明治三十一年二月十日
琉球国由来記集 第四
宮古島
となっている。また、中扉には、
目録
宮古島旧記 宮古島旧記
と記され、前者が「御嶽由来記」、後者が「雍正旧記」である。
中扉が通称の由縁である。
- (5)琉球大学図書館伊波文庫所蔵。

「宮古島の歌」については、新里幸昭氏の以下の研究がある。
参照されたい。

「『宮古島の歌』をたずねて」（『沖縄タイムス』、1982年11月1日、2日）

「『宮古島の歌』の研究」（『琉球方言論叢』琉球方言論叢刊行委員会、1987年11月）

- (6)「宮古島の歌」の同歌謡と「仲宗根家本」の同歌謡、東恩納文庫本の同歌謡とは、表記の仕方等いくつかの違いがある。大きな違いとして指摘できるのは、仲宗根家本と東恩納文庫本の同歌謡は14節からなるが、「宮古島の歌」の同歌謡は15節からなるという点である。なお、「雍正旧記」には、田島本、仲宗根家本、東恩納文庫本の他に、多良間本がある。多良間本は、末尾部分が損欠しており、同歌謡はない。「雍正旧記」の写本については後述。

- (7)『伊波普猷全集』（平凡社、昭和49年4月～51年10月）によると以下の用例がある（発表順に並べた）。

論文名	巻数	頁	発表年
琉球の神話	1	296	M38
〃	1	302	〃
〃	1	303	〃
可憐なる八重山乙女	1	206	T15
狩俣のいさめが	1	238	S 2
まもや	1	243	S 2
かざなおり考	5	103	S 3
〃	5	104	〃
〃	5	106	〃
琉球語彙	4	144	S 6
仲宗根豊見親の苦衷	1	214	S 9
〃	1	219	〃
〃	1	227	〃
古琉球の「ひき制度」について	9	309	S 9
「遺老説伝」序	10	327	S10
〃	10	327	〃
八重山征伐のアヤゴ	1	233	S13
沖縄考	4	487	S14
〃	4	489	〃
「琉球国由来記」解説	7	413	S15
〃	7	418	S15
沖縄歴史物語	2	405	S22
〃	2	408	〃

- (8)固有名称の用例は、次のとおりである。なお、典拠は1例ずつ示すにとどめる。

「御嶽由来記」 『全集』9 314頁。

「宮古島由来記」 『全集』4 228頁。

「康熙44年採録」とあるが内容は「雍正旧記」と思われる。

「旧記」 『全集』4 491頁。

大部分が「雍正旧記」を指している。

「宮古島記事仕次」『全集』1 214頁。

「宮古島記事仕次」『全集』4 440頁。

「宮古島旧史」 『全集』1 232頁。

「宮古島記事仕次」のこと。

- (9)区別した名称命名による用例は以下のとおりである。

*「宮古島第一旧記」

『全集』1 214頁。

『全集』9 314頁。

以上は、すべて「御嶽由来記」を指している。

*「第二旧記」

『全集』7 418頁。

「御嶽由来記」のことであるが、康熙45年成立の記事を指している。

*「宮古島第三旧記」

『全集』1 220頁。

『全集』1 228頁。

『全集』9 310頁。

『全集』9 311頁。

以上はすべて「雍正旧記」を指している。

*「第三旧記」

『全集』7 418頁。

「御嶽由来記」のことであるが、康熙46年の記事を指している。

*「宮古島第四旧記」

『全集』7 415頁。

「雍正旧記」のことを指している。

- (10)『全集』7 418頁。

- (11)『全集』1 214頁。

- (12)管見では、昭和15年の『琉球国由来記』の解説以外には、「第二旧記」または「宮古島第二旧記」という用例はない。しかし、その以前に、「宮古島第一旧記」「宮古島第三旧記」という用例はある。「宮古島第三旧記」という用例があるのであれば「宮古島第二旧記」の存在を想定しているわけである。「宮古島

第一旧記」とは、「御嶽由来記」（1705～07年）を指していると思われる。また、「宮古島第三旧記」は「雍正旧記」（1727年）を指していると思われる。この間には、いわゆる「宮古島旧記」といわれるものはなく、「第二旧記」に相当するものはない。このことをどう理解すればよいのであろうか。『琉球国由来記』の解説を除けば「宮古島第一旧記」とか「宮古島第三旧記」という区別をもって書かれた論文は、昭和9年の「仲宗根豊見親の苦衷」と「古琉球の『ひき制度』について」、昭和13年の「八重山征伐のアヤゴ」だけである。昭和9年には、「宮古島記事仕次」を出典とする論文もはじめて登場する（たとえば前掲論文）。いまのところ、伊波が何をもって「宮古島第二旧記」と想定していたかわからない。

なお、筆者も「御嶽由来記」は、二つまたは三つに区分できると考えるのであるが、この伊波普猷の「解説」以外に、区分する必要を唱えた研究者はおらず、康熙44年から46年にかけて成立した一連の文書を「御嶽由来記」と称することが定着しているように思われるので（例えば『平良市史』第三巻、平良市役所、1981年、または『神道体系』神社編沖縄、神道体系編纂委員会、昭和57年、など）、本稿では、とりあえずまとめて「御嶽由来記」と称することにする。

(13)『宮古島庶民史』、1957年、共同印刷社より刊行。なお、本稿では、『宮古島庶民史』（新版、1972年8月、三一書房）をテキストとして使用した。

(14)『宮古島旧記並史歌集解』、1962年、琉球文教図書社より刊行。なお、本稿では、『宮古島旧並史歌集解』（復刻版、1977年5月、至言社刊）をテキストとして使用した。

(15)前掲『宮古島庶民史』（三一書房社刊）参照。頁後の文書名は筆者の推定。

13頁。	御嶽由来記
15頁。	御嶽由来記
51頁。	御嶽由来記
57頁。	雍正旧記
57頁。	雍正旧記
75頁。	雍正旧記
76頁。	御嶽由来記
82頁。	御嶽由来記
83頁。	御嶽由来記
83頁。	御嶽由来記
84頁。	御嶽由来記
93頁。	宮古島記事仕次

93頁。	宮古島記事仕次
111頁。	御嶽由来記
111頁。	宮古島記事仕次
116頁。	御嶽由来記
117頁。	御嶽由来記
122頁。	雍正旧記
128頁。	雍正旧記
134頁。	御嶽由来記
134頁。	宮古島記事仕次
136頁。	御嶽由来記

(16)前掲『宮古島旧記並史歌集解』まえがき。

(17)前掲『宮古島庶民史』、103頁および107頁。同所では、「第三宮古旧記」によって「小真良はい」に関する伝承を紹介しているが、これは「宮古島記事」の伝承と同じである。

(18)「第二宮古島旧記」の用例（三一書房刊『庶民史』による）。頁後の文書名は筆者の推定。

24頁。	宮古島記事仕次
52頁。	雍正旧記
63頁。	雍正旧記
63頁。	雍正旧記
64頁。	雍正旧記
64頁。	雍正旧記
71頁。	宮古島記事仕次
78頁。	宮古島記事仕次
96頁。	宮古島記事仕次
100頁。	宮古島記事仕次
105頁。	宮古島記事仕次
106頁。	宮古島記事仕次
107頁。	宮古島記事仕次
110頁。	宮古島記事仕次
111頁。	宮古島記事仕次

(19)「第三宮古島旧記」の用例（同前）。頁後の文書名は筆者の推定。

62頁。	雍正旧記
68頁。	宮古島記事
71頁。	御嶽由来記（このケースは単純ミスの可能性が高い。）
80頁。	雍正旧記
81頁。	雍正旧記
87頁。	雍正旧記

88頁。 雍正旧記
96頁。 雍正旧記
103頁。 宮古島記事
104頁。 宮古島記事
107頁。 宮古島記事
111頁。 雍正旧記
131頁。 雍正旧記
134頁。 雍正旧記
136頁。 雍正旧記
137頁。 雍正旧記
137頁。 雍正旧記
137頁。 雍正旧記
00前掲『宮古島庶民史』358頁。
01前掲『宮古島旧記並史歌集解』59頁。
02「宮古島旧記について」（『沖縄史料編集所紀要』創刊号、1976年3月）。
03前掲『史料編集所紀要』18頁。また、『城辺町史』第一巻資料編（1985年3月、城辺町役場）の「宮古島旧記（城辺関係）解題」でも同様である。これらは、誤植の可能性無きにしもあらずだが、「宮古島紀事仕次」と表題の付された直筆の筆耕原稿（末尾に「1977、7、10」とある）によれば、本文のなかでは「宮古島記事仕次」となっているが、「紀」から「記」へ訂正してある。これは、島尻先生が「記」と「紀」の間で揺れていたことの証左であろう。さらに、筆者は「記」か「紀」かについて島尻先生に直接確認したが、「記」とすべきであろうという返事を得た。したがって、晩年は「記」と考えていたと思われる。
04前掲『城辺町史』第一巻、37頁。
05本稿では、『琉球史料叢書』第三巻（昭和47年、東京美術）をテキストとした。
06『神道体系』神社編五十二沖縄（昭和57年9月、神道体系編纂会）収録のものを参照。同「旧記」は、『沖縄久米島』（沖縄久米島調査委員会、昭和58年、弘文堂）および『仲原善忠全集』第三巻（沖縄タイムス社、1977年）にも収録。
07同前。
08『南島』第一輯（昭和15年、南島発行所、ここでは昭和51年復刻版を使用）を参照した。なお、同書では「八重山島諸記帳」となっている。しかし、「八重山島旧記」という同内容の写本があること（前掲『事典』696頁）、また前掲『事典』の「八重山島諸記帳」の頁には「『八重山島旧記』ともいう」（同前69

7頁）とあることから、ここでは「八重山旧記」とした。

09前掲『神道体系』参照。

10前掲『平良市史』第三巻、186頁。

11前掲『平良市史』第三巻、61頁。

12『沖縄県史』21旧慣調査資料、資料編11（1968年、琉球政府）145頁。

13同記事については、筆者はかつて、「富川親方宮古島規模帳」ではないか、と推定したことがある（「近世末期宮古における名子の増大をめぐる問題」の注（19）、『地域と文化』第20号、1983年8月）。その後鎌倉芳太郎筆写の同「規模帳」が『沖縄県史料』前近代6首里王府仕置2（1987年、沖縄県教育委員会）に活字化され、筆者の推定を裏付けた。

14同写本については、島尻勝太郎先生の前掲論文では特に紹介されていない。しかし、慶世村恒任や稲村賢敷が参照した系統の写本である可能性が高く、仲宗根家本、田島本とも違う系統の写本と考えられるので紹介した。なお、同写本は県立図書館旧東恩納文庫（現郷土史料室）所蔵であるため、東恩納文庫本とした。また、前掲『神道体系』を参照した。

15『宮古史傳』（昭和51年10月、復刻版）187頁。

16本稿では、『琉球史料叢書』第一巻、第二巻（昭和47年4月、東京美術）をテキストとして使用した。

17伊波普猷「『琉球国由来記』解説」、前掲『全集』411頁。

18本稿では、前掲『神道体系』収録の「女官御双紙」をテキストとした。

19『南島』第一輯所収「八重山島大阿母由来記」を参照。同「由来記」は、内容の一部が前掲『神道体系』所収の「八重山嶽々由来記」と重なる。

20前掲『神道体系』所収。

21この名称は『南島』第一輯による。前掲『神道体系』には「八重山嶽々由来記」が収録されているが、内容的に若干の違いがある。

22前掲『平良市史』第三巻、186頁。

23「久米具志川間切旧記」には、「康熙四拾貳癸未年十二月舊記座江差上シ置候を見合候得ハ」とあり（前掲『神道体系』542頁）、この頃成立の旧記類は旧記座へ報告された可能性が高い。

24前掲『神道体系』解題、15頁。

25現存の「久米具志川間切旧記」は、乾隆8年の成立であるが、その奥書に「康熙四拾貳癸未年十二月旧記座江差上シ置候を見合」とあり、康熙42年に「久米具志川間切旧記」に相当するものが成立していた事がわかる。これを、かりに「第一次久米具志川

間切旧記」とした。

66前掲『史料編集所紀要』15頁。

67前掲『神道体系』519頁。

68前掲『全集』7、415頁。

69本稿では、嘉手納宗徳編訳『遺老説伝』（昭和53年、角川書店）をテキストとして使用した。

60同前、14頁。

61池宮正治氏は「このころ（17世紀末から18世紀初頭一引用者）になるとようやく沖縄の土族が平安朝の擬古文体で物を書いたり、歌を作ったりすることがひろく見られるようになる」（『沖縄文学に及ぼした平安朝文学』『琉球文学論』1976年、沖縄タイムス社、408頁）と述べている。「記事仕次」は18世紀中期の作であるが、18世紀初頭の和文学の隆盛の影響をうけていると推定するのは、「記事仕次」の「擬古文体」を草した明有文の年齢（在番筆者は40代半ばで赴任する例が多い。『那覇市史』家譜資料など参照）から推して、平敷屋朝敏らと同年代の可能性が高いと考えた事による。なお、筆者はかつて同様の指摘を行ったことがある（『「宮古島記事仕次」の編者〈明有文〉長良について』『八重干瀬』6・7合併号）。

62現在、原本の所在は不明。複写本が沖縄県立図書館沖縄史料編集所にあり、同編集所には故下地馨氏（『宮古の民俗文化』の著者）を介して入ったことになっている。筆者は、島尻勝太郎先生から同写本の所蔵者が故下地一秋（『宮古群島語辞典』の著者）であることを聞き、ご遺族を訪ねたが写本の所在は不明であった。その際、もともとは砂川真美氏の所蔵である旨をうかがった。なお、島尻勝太郎先生は、『宮古島旧記並史歌集解』の解題で、下地一秋所蔵本と述べているが、同写本の末尾には栄河氏の家譜の一部が筆写されており、元来は栄河氏の写本と考えられる（栄河氏の名乗り頭は「真」）ため、ここでは「栄河氏本」とした。島尻先生は、同解題のなかで、下地馨所蔵本の存在についても触れている。今のところ未確認であるが、「栄河氏本」と同一の可能性が高い。

63原本は、故宮国定徳氏（前宮古郷土史研究会会長）の所蔵にかかる。

64前掲『南島』第一輯所収文書、参照。

65前掲『平良市史』、63頁。句読点は引用者。2行書きの割注は、カッコを付して1行にした。なお、一部原本により補訂した。

66前掲『琉球史料叢書』第三巻、3頁。

67同前、4頁。

68慶世村恒任は、「番字を以て書したとあれば或は漢字を以て宮

古地方語を多く當てゝ書したのであらう」（『宮古史傳』190頁）と述べ、また島尻勝太郎先生は、「漢字を蕃字ということはないと思われるので或は漢字の誤りであろうと思われる」と述べている（「明有文長良」、前掲『市史』第八巻、429頁）。

69前掲『平良市史』第八巻、429頁。

60田名真之「首里王府の史書編纂をめぐる諸問題」の注（4）『球陽論叢』（1986年、島尻勝太郎・嘉手納宗徳・渡口真清先生古希記念論集刊行委員会）210～211頁。

61前掲『史料編集所紀要』18頁。なお、前掲『城辺町史』「宮古島旧記（城辺関係）解題」でも、「記事仕次と名づけたのは、仲宗根氏の後裔がこれを書きついで行くことを期待したものであらう」と述べている（39頁）。

62前掲『宮古史傳』190頁。

63田名真之氏は、『球陽』の典拠として「記事仕次」を想定している（田名前掲論文）。筆者は、その史料的性格からして、「記事仕次」が直接『球陽』の典拠になったとは考えにくいと思うのであるが、「記事仕次」が『球陽』の報告、すなわち筆者がその存在を仮定する「第一次宮古島記事」を基に成立したとするならば、きわめて興味深い指摘と言わなければならない。

64前掲『平良市史』第三巻、277頁。

65前掲『平良市史』第八巻、723頁。

66真境名安興・島倉竜治『沖縄一千年史』（昭和40年4月、五版、松尾書店）、584頁。なお、真境名挿入のカッコ書きは省いた。また適宜句読点を加えた。

67同前。

68前掲『沖縄久米島』239頁。

69『石垣市立八重山博物館〈館報〉』創刊号（1977年3月、石垣市立八重山博物館）26頁。なお、同〈館報〉には「被仰付候事」とある。あえて付言すれば、管見では、同内容の条文は咸豊7年成立の同「公事帳」（宮良殿内文庫本、那覇市文化振興課所蔵複写本参照）にもあるが、布達年はない。「久米具志川間切公事帳」（琉大図書館所蔵）や「与那城間切公事帳」、「越來間切公事帳」（『間切公事帳の世界』1987年、沖縄市教育委員会、参照）にも同様な条文がある。しかし、布達年が記されているのは、前掲の二本だけである。

70田里修氏は、前掲『間切公事帳の世界』の「間切公事帳について」のなかで「番毎方の仕事に、大与座への毎年の報告がある。これは系図座の記事組立、『球陽』の編さんのためであったと言う。久米島の公事帳と比較すると、一時期、この報告は停止した様であるが、後にまた行なわれる様になった」と記してい

る。

71前掲『沖縄久米島』には「記事御用ニ而」とあり、前掲『神道体系』には「記事御用ニ付」とある。筆者がコピー複写本で確認したかぎりでは「記事御用ニ付」と読める。

72田名前掲論文。

73「宮古島記事」の「久貝村在所かたいら与那覇筑登之家へ天より石落候由来の事」（前掲『平良市史』57頁）が、『球陽』尚益王2年条に「夏五月宮古島一塊怪石自空落下」として採録されている（『球陽』原文編、昭和53年再版、角川書店、258頁）。

付 記

本稿は、1989年12月9日、琉大史学会で発表したものの一部である。同発表では、写本の史料的性格についても検討課題としたため、時間的制約から十分に展開しきれなかった。とりあえず、本稿を草することによって、おわびにかえる次第である。また本稿では、物故者でかつ筆者が直接御会いしたことのない先学については、原則として敬称を略することにしたが、筆者の恩師である島尻勝太郎先生については、「先生」という敬称を用いた。それは、本稿はある意味では島尻先生が筆者に与えた宿題の一部であり、本稿は有形無形に島尻先生の学恩の賜であるため、どうしても島尻勝太郎先生という表現にならざるを得なかった。御寛如願いたい。

また、本稿でははからずも、琉球王府の正史編纂事業について述べるはめになった。宮古島以外の史料を丹念に見ていないという弱点があるのは否めない。諸学兄の御教示を仰ぐ次第である。

新発掘の伊波普猷論文について

岸 秋 正

1 はじめに

伊波普猷の著作論文については、平凡社から『伊波普猷全集』全11巻(以下『平凡社全集』と記す)が刊行されているが、刊行末期の昭和51年4月24日、伊波普猷生誕百年記念会から『伊波普猷 — 生誕百年アルバム』が非売品として刊行され、附録に「伊波普猷主要著作一覧」がある。この一覧を見て、洩れているもの、未見のマーク付きの資料が蔵書中に数点あったので、平凡社に連絡し

「布哇産業の裏面史」(『犯罪公論』2巻1号所収)

「キャプテンクックの布哇探険と彼の死」3・4(『犯罪公論』3巻2号・3号所収)

「布哇物語」(『犯罪科学』別巻8号・異状風俗資料研究号所収)

などを提供、これらが『平凡社全集』第11巻に補遺として掲載された経緯がある。

これで伊波普猷の著作論文は、この全集に網羅され、外にはないものと考えていた。ところが、まだ存在したのである。それは、次の論文である。

「ハワイ日系市民の殺人事件(天才日系市民の公判記録)」(『犯罪実話』4巻1号・176～191頁・昭和12年1月5日発行)

「ハワイ日系市民の公判記録(完結篇) — 無産階級の声を代表した天才の犯罪」(『犯罪実話』4巻2号・136～151頁・昭和12年2月5日発行)

2 幸運な発掘の経緯

この『犯罪実話』なる雑誌の入手については、非常に幸運が重なったの収穫であったので、その経緯の概要を記しておく。

10年余り前の昭和54年11月3日(文化の日)、例により高円寺西部古書会館にて開催中の中央線古書展を見に行った。古書展にて資料を探すには、あらかじめ送られて来る『古書展目録抄』による場合と、会場に行き『目録抄』には掲載されていない出品物の中から探す方法とがある。この日会場にて、『目録抄』に掲載されていない雑然と積まれていた雑誌を見ていて、偶然『犯罪実話』が目にとまった。

この雑誌に沖縄関係の記事があるとは思いつかなかったが、ただこれまで伊波普猷や金城朝永が『犯罪科学』や『犯罪公論』なる雑誌に寄稿しているのを知っていたので、あるいはと思いこの『犯罪実話』の目次を調べて見ると、今まで聞いたこともない、伊波普猷の論文「ハワイ日系市民の公判記録(完結篇) — 無産階級の声を代表した天才の犯罪」が掲載されていることを知った。完結篇となっているので、前編の記事がこの雑誌の前号、すなわち4巻1号あたりに掲載されているはずである。ぜひとも探し出して完全な論文を読んで見たいものだと思いつつ、まずこの『犯罪実話』4巻2号(1,500円)を入手して帰った。

しかし、あまり権威のある雑誌ではない『犯罪実話』など、そんなに残っていないはずで、気を付けて探してはいるがなかなか見付からなかった。

年明け後の昭和55年2月23日、駿河台下古書会館にて開催予定の古書展の目録『ぐろりや展目録抄』

が送られて来た。その中に『犯罪実話』4巻1号(2,000円)とあるのを見付け出した。内容記述はないが、これに伊波論文の前編が掲載されているはずであると確信して、直ちに電話で予約し、幸いに購入することができた。開いてみると予想通りに「ハワイ日系市民の殺人事件(天才日系市民の公判記録)」が掲載されており、大喜びした次第である。もし最初に完結篇を見付け出していなければ、『ぐろりや展目録抄』の『犯罪実話』4巻1号には気付かずに見過ごして、入手することはできなかったはずである。その後『犯罪実話』なる雑誌を古書展にて見かけたことが一度もないことを考えると、本当に幸運であったとしか言いようがないと思っている。

3 論文の明細

大分前置きが長くなったが、『犯罪実話』なる雑誌に掲載された伊波普猷の「ハワイ日系市民の殺人事件」と題する論文のあらましを紹介してみたいと思う。

この殺人事件については、昭和6年7月10日、武俠社発行の『犯罪科学』別巻・異状風俗資料研究号(以下『異状風俗研究号』と記す)に掲載された「布哇物語」の最後の部分(150頁上段3行目から、『平凡社全集』では第11巻の355頁13行目から)に、

三年前にホノルルで起きた、日系市民福永寛のギル少年殺人事件のごときは、その好適例である。この事件は最も興味ある問題であるが、紙面の都合でここでは割愛して、ただこうした犯罪が、日本人種なるが故の犯罪でなく、又米国化したための犯罪でもなく、その責任は、彼が生い立つた社会全体が負うべきである、というだけと言っておきたい。

と述べていることから、すでにこの時から論文の構想は固まっており、発表の機会を待っていたものと思われる。

『犯罪実話』4巻1号と2号との2冊にわたって連載されているが、その書き出しの部分で、

私はかつて‘ハワイ物語’犯罪科学異状風俗特集号所載を物し、主として言語上の問題から、第二世同胞の米国化を考察して、日系市民のギル少年殺害事件に触れて置いたが、この事件は卑見を裏書すべき好個の資料だから、ここにそのあらましを紹介してみたい。

これは、私がハワイ漫遊の途に上る十日前に起こった戦慄すべき事件で、ハワイ在住の各国人種殊に日本人及び日系市民に、一大ショックを与えたものだが、ホノルルに着いた頃も、盛んに話題に上っていたので、自然私はこの問題に注意を払うようになった。そしてこの事件の載ったハワイの新聞雑誌は大方集めて置いたので、これに就いて少々書いて見ることにした。

として、日系市民福永寛のギル少年殺害事件について、

- ① 犯罪発生の状況
- ② 逮捕後、市郡副検事ブルックス氏の尋問を受けての問答速記録の全訳
- ③ ハワイ在米国人識者の意見を代表するものとして、ハワイ大学心理学教授S. D. ポーテウス博士の意見と伊波普猷の意見
- ④ ハワイ在日本人識者の代表としてのハワイ大学原田博士の意見

などから述べられている。

これらの記述の詳細は省略するが、完結篇掲載の『犯罪実話』4巻2号の編集後記欄で、編集人は

伊波普猷氏の「日系市民の殺人事件」は、遂に本号に来て恐るべき問題を提起されている。それは「言語は後天的なもの、即ち社会的産物である」となす説である。

と述べている。しかし、この伊波の考え方は、前記の「ハワイ物語」を書いた時に、すでに考えていたことで、「ハワイ物語」の中で(『異状風俗特集号』では139頁下段20行目、『平凡社全集』では第11巻

383頁4行目から)に、

言語は後天的のもの、即ち社会的産物であること
とはいうまでもない。

と述べており、この説を証明するためにこそ、この
「ハワイ日系市民の殺人事件」を記述したものである。

4 おわりに

専門家でない私は、ただ未発掘の資料が存在していたのでその紹介を記すにとどめるが、伊波普猷を研究する人は、「ハワイ物語」との関連もあり、ぜひ目を通す必要のある論文であると思われる。今後研究者によって、さらに深く研究せられん事を祈念してこの稿を終える。

中国調査略報 — 特に仙霞嶺越えの路程について

高 良 倉 吉

1 国際会議への参加

1991年2月16～26日の11日間、中国の福建・浙江両省に出張調査する機会を得た。調査に参加したのは田名真之（那覇市文化振興課）、多和田真助（沖縄タイムス社）、高橋俊和（リョービツアーズ）の3氏に私を加えた4人である。2月16日那覇から香港に飛び、香港で飛行機を乗り換えて福建省の廈門市に達し、そこからマイクロバスに乗ってその日の夜に泉州市に到着した。

翌17日の朝、泉州市郊外にある華僑大学を訪れた。というのは、同大を会場にユネスコ主催の海のシルクロード国際学術会議が開催されるので、それに参加するためである。会議事務局で参加登録を済ませプログラムや報告冊子・資料をもらった後、大学会館で開かれたオープニングセレモニーに出席した。要人による挨拶が行われた後、最新の調査知見に基づいて基調報告を王連茂先生（泉州海外交通史博物館長）が行った。その後で中国人研究者をはじめ世界各国から参加した研究者がそれぞれ研究発表を行ったのであるが、私も発表の機会を与えられていたので、「東洋海上貿易史上における琉球の位置」と題し報告した。

会議の合間をぬって、この催事に間に合わせて新築・開館したばかりの泉州海外交通史博物館を見学し、泉州港（后渚港）や香港・台湾資本の投資で状況を呈する石獅地区を見学したり、また、媽祖信仰の総本山的地位を占める湄洲島（莆田市を經由）の媽祖廟を見学した。

国際会議は18日に終了し、その夜は内外の研究者を招待して泉州のメインストリートを交通遮断し

盛大な芸能パレードが行われた。また、翌19日の朝には修復された天后宮で古式に倣った海神祭が催され内外の研究者に好評であった。

なお、この国際会議の成果報告は『中国与海上絲綢之路 — 联合国教科文組織海上絲綢之路綜合考察泉州國際學術討論會論文集』（1991年1月、福建人民出版社）と題して刊行されている。

海神祭を見学した後、私たちは車を飛ばして福州に行った。福州では福建師範大学を訪れ、徐恭生先生をはじめ謝必震氏、傅氏の3人と意見交換を行うとともに、同大歴史系資料室所蔵の琉球人墓碑を見せていただいた（この墓碑については『地域と文化』第64号、1991年4月に簡単な報告を発表した）。その後、風邪で療養中の劉恵孫先生（福建師範大学教授）を自宅に訪ね懇談したあと、徐先生等の案内で連江県定海に所在する琉球人墓、泉崎村の栗国筑登之親雲上の墓（1783年卒）を初めて訪問した。定海からの帰途、怡山院跡（現在は亭江中学の敷地）を見学し、冊封副使于甲光が琉球渡航の直前に寄進した碑文を初めて目にすることができた。その夜、徐先生等を夕食に招待して琉中交流史に関する情報交換、今後の研究計画について意見交換を行った。

2 魏学源『福建進京水陸路程』

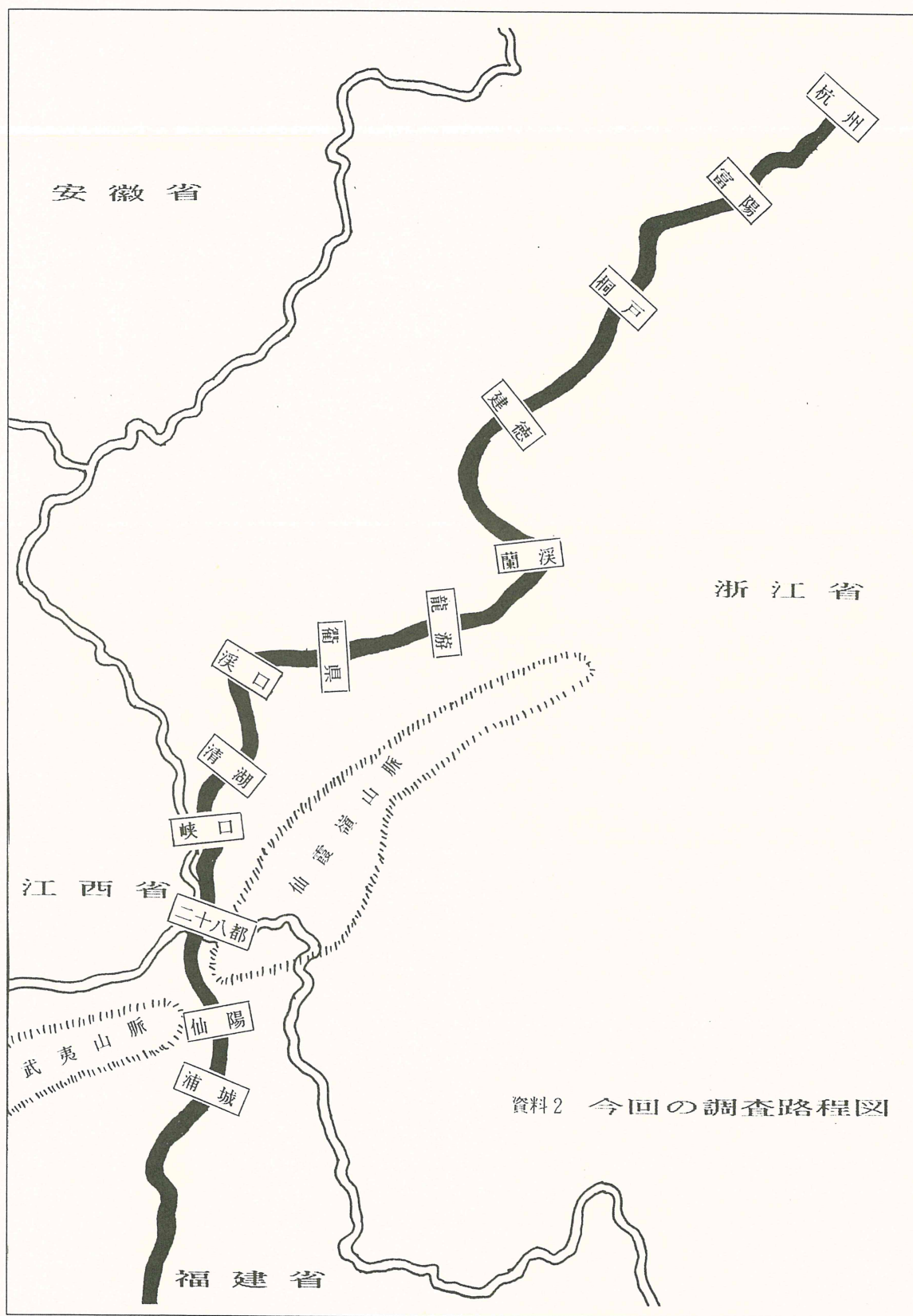
21日、福州駅から汽車に乗り、閩江沿いの風景を楽しみながら南平市で降りた。そこからマイクロバスに乗り換えて武夷山へ、その山荘風のホテルに投宿した。そして翌日から今回の旅の最大の目的である進貢使路程の調査に取りかかった。

進貢使路程は東シナ海を越える那覇－福州間の海

資料1 福州－杭州路程順序（『福建進京水陸路程』による）

福州閩縣三山駅（5）鳳凰亭（10）鳳山橋（5）洪塘（10）芋原駅（10）懷安（10）白石頭（10）甘蔗州（10）竹崎所（10）茶洋（10）白沙駅（10）元降閣（10）大麥溪（10）湯院（10）梅埔（10）清口（5）爪園塘（5）小箸（5）大箸（5）安仁溪（10）謝灣（5）牛頭塘（5）大盃瀨（5）小盃瀨（5）水口駅（10）溪口渡（10）秀嶺塘（10）義洋塘（10）谷口（10）黃田駅（15）雲頂（5）三都口（5）峯峽駅（10）武步（15）清風嶺（10）龍源塘（10）白沙塘（3）岳溪橋（7）茶洋駅（10）金沙塘（10）吉溪（10）安濟塘（3）七里亭（7）倪坑（10）十里庵（10）延平府南平縣劍浦駅（10）鰲頭橋（10）上京塘（10）高桐（10）大橫駅（10）房村口（10）芑口（10）八仙橋（3）南雅口（7）建安縣大平駅（10）謝坑（10）報恩塘（10）坑塘（10）建寧府城西駅（10）北坪塘（10）北津塘（10）交溪塘（10）葉坊駅（10）南嶺（10）樂豐塘（10）巾橫塘（10）黃口塘（5）宸前（5）長湍（10）吳墩塘（10）白槎塘（10）建陽縣建溪駅（10）七里橋（10）白塔（15）油源塘（10）麻源（10）安口塘（10）仁山塘（10）荳頭駅（10）均墩塘（10）回龍（10）許州（10）陳舖（5）馬嵐（5）坪州（10）蒜溪口（10）塔嶺（10）葛墩（10）象口（10）石陂塘（10）蔡家塘（15）大湖嶺（10）石嶺塘（10）臨江塘（7）西洋嶺（8）余廻（10）十里山（3）九牧塘（7）浦城縣西溪塘（5）五里亭（5）七里塘（3）十三里橋（7）十八里塘（10）仙陽塘（5）西塢頭（5）漁梁（5）漁梁嶺亭（10）三坊塘（5）吳墩（5）九牧（5）五顯嶺（5）厝灣（5）柳家墩（5）楓嶺（5）大竿嶺（5）溪口（10）念八都（10）小竿嶺（5）龍溪（5）羊牯嶺（5）先霞嶺（5）先霞嶺北頭關塘（5）保安口（5）窰頭（7）三鄉口（3）埭頭塘（10）峽口（5）蘓嶺（5）楓樹嶺（5）江郎街（5）長三里（5）界牌（5）石門街（5）照明橋（5）花園岡（5）觀音堂（5）清湖鎮（10）獅石山（10）江山縣広溪駅（5）烏墨（5）双塔山（5）西湖山（5）大溪灘（5）渡船頭（5）（塔溪人家）（5）雞頭山（10）塘村（5）三聖廟（5）百靈街（10）湖頭塘（5）相公墳（10）杭西隅（7）雲尖（4）双溪口（4）衢州府西安縣上杭埠駅（5）蘓木灘（5）池洋灘（5）鷄鳴山（4）樟樹潭（5）平湖灘（5）章台港（5）陽庄（5）安仁舖（5）汪家村（5）（北方人家）（10）羅漢松（10）史家埠（10）金扁桃（5）龍游縣停歩駅（10）張家埠（5）七都（10）湖鎮（10）猶子潭（5）裘家堰（10）羅埠（5）伍家宇（5）上橫内（5）鷺鷥灘（10）馬鞍池（5）蘭溪縣湊水駅（10）許埠（5）李埠（10）香頭（5）金家梁（5）白岸插（10）三河舖（15）麻車埠（5）大洋（5）小洋（10）洞溪（10）嚴州府建德縣富春駅（10）烏石灘（10）胥口（10）長旗（10）扁百（10）冷水舖（10）釣台（10）鷓鴣原（10）清紫港（10）黃程舖（10）桐廬縣桐江駅（15）紫埠（10）新城縣港口（10）橫山（10）包家集（5）新店（10）陳墳（10）長山壩（5）湯家埠（20）洛山舖（5）富陽縣会江駅（10）大嶺頭（15）梭山（5）平安橋（10）渡船舖（10）虎爪山（15）爛泥叉（5）閻家堰（5）灘頭（10）清風亭（10）進龍舖（5）杭州錢塘縣江口

注：カッコ内は里数を示す。清代の1里は約576mに相当する。



上路と、中国国内を旅する福州―北京間の陸上路に
二大別される。福州―北京間の陸上路はさらに、福
州―杭州（浙江省）路と杭州―北京路に二分される。
このうち、杭州―北京路は基本的に中国の大動脈で
ある大運河を用いて旅しており、私を含め何人かの
研究者・専門家がすでにその主な部分については調
査している。問題は福州―杭州路で、この路程には
福建省と浙江省の省境を北西から南西にかけて過る
仙霞嶺山脈が横たわっており、進貢使陸路上最大の
難路とされてきた。今日においても交通・宿泊等の
事情により外国人の入域が困難とされてきたがため
に、多くの研究者・専門家がこの路程調査を切望し
つつも、誰一人としてそれを実施する機会に恵まれ
なかった。私たち4名の今回の目的は、この難路を
直に見聞しようというわけであった。

仙霞嶺越えともいうべき今回の調査にあたって、
私たちは魏学源（1793～1843年、楚南親雲上、久
米村人、字は有淵、童名は松金）が著した『福建進
京水陸路程』をハンドブックとした。『福建進京水
陸路程』（以下、『路程』と略称）は漢文で書かれ
た史料で、法政大学沖縄文化研究所の楚南家文書中
に収められている。

魏学源は大清律勤学として嘉慶20年（1815）、
接貢使存留通事として道光7年（1827）、北京大
筆者として道光18年（1838）、貢期御願大通事と
して同20年（1840）の都合4度渡唐している。こ
のうち嘉慶20年、道光7年、同20年の3回は福州
どまりであり上京していない。道光18年の3度目
の渡唐のときは、10月12日那覇港を出て同月20日
福建省福州に到着し、その年の12月13日福州を出
立して翌年3月5日北京に着いている。つまり、学
源が福州―北京路を旅したのは道光18年12月～翌1
9年3月の1度だけである（『魏姓家譜』支流・楚
南家、『那覇市史』資料篇第1巻6）。

『路程』は福州閩県三山駅から清江浦合路までの
路程を詳細に記したもので、これに匹敵する記録は
今のところ知られていない。詳細な史料であること、
また、文中に実際にその土地を旅した者にしかわか
らない記述が多く含まれていることから、『路程』
は学源の実際の見聞に基づくものであること、した

がって、彼が道光18年12月～翌19年3月に福州―
北京路を旅したときの記録であることがわかる。

学源が何のために『路程』をまとめたのか、この
著述は彼以外の渡唐役の参考となる公的な記述だっ
たのか、などの点については不明である。あるいは
学源の個人的なメモワールの類だったかもしれない
が、これら不明の点についてはなお検討を要する。

3 仙霞嶺越えを走る

『路程』中の福州―杭州間の記述を抜き出したも
のが資料1である。福州閩県三山駅を出立して、杭
州钱塘県江口に至る福杭路の旅程、里数が細かく記
されている。この間の里数は『路程』によれば、
1,700里（約980km）の旅であった。

しかし、『路程』は水行、陸行の区別を書いてい
ない。真境名安興『沖縄一千年史』（91頁）に引
用されている「大清国へ琉球人通融の大抵聞合候覚
書」によれば、福州柔遠駅を出立して浦城までは小
舟10隻ほどで水行し、浦城から「西湖」までは陸
行、「西湖」より杭州府钱塘江までは小舟による水
行だという。ここでいう「西湖」は浙江省江山県清
湖の誤記と判断されるので、同史料に従うと福州―
浦城は水行、浦城―清湖は陸行、清湖―杭州は水行
ということになる。

閩江は北西から東南に向かって流れる大河である
が、これを遡ると南平市（延平）で富屯溪と建溪の
2流に分かれる。このうち建溪を遡ると建甌に達し、
さらに先を行くと建陽に行く本流と水吉鎮―石陂―
浦城を繋ぐ南浦溪である。したがって、「大清国へ
琉球人通融の大抵聞合候覚書」が述べるように、閩
江―建溪―南浦溪の順で福州―浦城路を水行するこ
とは可能である。

福州―南平間の汽車は閩江沿いに走るのので、私た
ちは進貢使が水行したルートを見ながら進んだこと
になる。そして、武夷山に宿泊した後、翌日建陽を
経てそこから水吉―蔣溪口―石陂―臨江―浦城に達
した。この間建溪、南浦溪の流れを見たが、たしか
に小舟で進むことは可能であり、現に貨物を積んだ
小舟が川を往来する姿をしばしば見かけた。ただし、



写真1・海神祭（泉州）

泉州天后宮は文化大革命の時に大きく破壊されたが、1980年代末に修復され面目を一新した。ユネスコ主催の国際会議の最終日に、この施設を使って古式に倣った海神祭が開催された。この儀式は久しく行われておらず、苦心の末の復活だという。儀式の性格は、航海安全祈願祭の類だという。



写真2・琉球人の墓（定海）

連江県定海の海を見下ろす丘にある。墓碑には「琉球国／乾隆四十八年癸卯／泉崎村五主栗国筑登之親雲上墓／四月十五日卒」と刻まれている。定海は閩江入口の北方にあり、琉球の進貢船や漂着船がこの付近に到着したことが史料に登場する。この墓も文化財に指定されている。

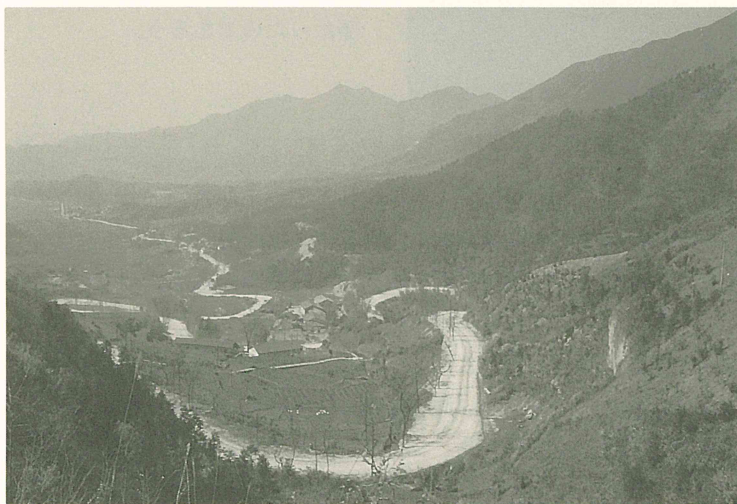


写真3・仙霞嶺越えの道

山道を辿る難路が延々と続く。写真は竿頭（かんとう）に立ち浦城方面を臨んだもの。道幅は広いが舗装されてなく、道行く自動車は土煙をあげながら往来する。今日でも浙江省と福建省を結ぶ動脈として利用されている。



写真4・冊封副使于甲光の碑文（亭江）

于甲光は同治5年（1886）正使趙新とともに尚泰王冊封のため来琉した。渡琉直前に天后宮に航海安全を祈願して奉納した碑文と見られる。碑文は怡山院跡の人家の倉庫に粗末に置かれており、保存状態は良くない。院跡の大半は亭江中学校の校地となっており、かつての建物の一部が残り文化財に指定されている。亭江は福州から馬尾に向かう途中にあり、閩江のほとりに位置する。院跡からは閩江の早い流れが見えた。



写真5・仙陽の風景

魏学源『福建進京水陸路程』中の仙陽の説明に、楫仙橋という名の橋があると書いている。車を下りて調べると、一帯の地形はかなり変貌していることがわかった。写真の正面に見えるアーチ型の横長の構築物が件の楫仙橋で、現在は陸上にある。おそらく橋前面の畑はかつて湿地帯もしくは河川の一部だったのであろう。

私たちが訪ねた時期は渇水期で水量は少なく、また、随所に堰が造営されているため、往時同様に建溪・南浦溪を使って水行することは不可能だとわかった。

資料1の延平府南平県劍浦駅あたりまでが閩江による水行、それ以後建陽県建溪駅あたりまでが建溪による水行、「大清国へ琉球人通融の大抵聞合候覚書」に従えばそれ以後浦城県西溪塘あたりまでが南

浦溪による水行ということになる。

浦城に宿泊した後、2月22日早朝からいよいよ福浙路最大の難路である仙霞嶺越えに入った。もちろん、徒歩ではなくジープを用いた。

私たちがジープに乗って走ったルートを資料2に描いた。浦城を出て仙陽を通る頃から右手に仙霞嶺山脈西端、左手に武夷山脈東端が迫る狭い急峻な地形に出会う。標高の高い山が続くというわけではな

いが、山肌を這うようにくねった坂道が延々と展開し、私たちの乗ったジープも土煙をあげ、喘ぎながらその道を走った。

難路は仙陽から楓嶺関―大竿頭―二十八都―小竿頭―保安―峡口と続く場所で、資料1では念八都(二十八都)～峡口がそれに当たる。その道中の楓嶺関は福建省の最北端、左に行くと江西省、少し北に行くと浙江省最初の集落、二十八都に達する要衝である。

車で走った印象では、仙陽から峡口に抜けるルートが仙霞嶺越えと呼ぶにふさわしい。ただし、自動車道路が解放後整備されたので(仙霞嶺越えルートは舗装されていない)、現在の道路と旧道に少々のがずれが生じていると推定され、今後旧道を辿る綿密な調査が必要だと思う。しかし、仙霞嶺越えの地形から推して、現在の道路と旧道との間に決定的なずれはないと考えてよい。そのことは、私たちが走ったルート上に資料1に登場する村が現在でも認められることによって推定できる。

仙霞嶺越えの後には、「大清国へ琉球人通融の大抵聞合候覚書」によれば清湖から水行となる。清湖は港山江のほとりにあり、港山江の流れは衢県から衢江となり、蘭溪から蘭江、桐七江を伝って桐戸で富春江に入り、杭州銭塘江に達する。

私たちは金華で宿泊した後、蘭溪から河川沿いに車を走らせたが、蘭江沿いの道路が使えなかったた

め、大きく迂回し桐戸で富春江に出会うことになった。その迂回の分だけ福浙路の水行ルートからはずれたことになる。桐戸からは富春江にほぼ沿いながら、銭塘江に達したのであった。

4 むすびにかえて

島尻勝太郎選・上里賢一注釈『琉球漢詩選』(ひるぎ社、1990年1月)には、仙霞嶺を越えた琉球人たちの詩が何首か紹介されている。程順則の「仙霞嶺にて梅を観る」(77頁)、曾益の「仙霞嶺を過ぐ」(132頁)、蔡文溥の「初春、仙霞嶺を過ぐ」(162頁)などがそれである。

程順則は、仙霞嶺の地形を「曲磴、紆回して路転じて賒(はるか)なり。鎖鑰(さやく)、千層、高く漢を挿(さ)し、風烟、道を夾みて倒(さか)しまに沙を飛ばす」と表現している。曾益は「絶磴、烟深くして鳥道孤なり」、蔡文溥もまた「雄関、千仞、霄(そら)と隣す」と詠み、この難路を越えた先人たちの労苦を伝えている。

私にとって仙霞嶺越えは、琉球史研究をこころざした時からの夢であった。短い大急ぎの旅ではあったが、その夢の地を踏めたのは幸せであった。簡単ながら、私たちの小旅行をひとまず報告しておきたい。

ボード事件に見る女性たち

小 野 まさ子

1. はじめに

来年は沖縄で「全国女性史の集い」が開催される。すでに今年から多くの団体がその準備のために様々な活動を始めつつある。私も女性の一人であり、歴史を解明することを志しているものとして、「女性史」という分野に興味を持つ。さらに私のめざす歴史は主に「琉球・沖縄」という地域の民衆史、しかも前近代であるからには、「前近代の琉球・沖縄の女性史」を試みてみようと考えた。とはいえ、史料もそのような視点で見てこなかったし、上記のような壮大な妄想に簡単に同調できるほどの蓄積はないので、手近な仕事の中からその断片を拾ってみる事にしよう。

さて、ここに昭和9年の「第四十九回通常沖縄県会議事速記録 第六号⁽¹⁾」がある。昭和9年12月10日午前10時43分に開議され、午後2時32分に散会になった県会は、出席議員28名、欠席議員2名で知事の予算説明に対する質問が行われるはずであった。ところが、10番議員である平田吉作から、「沖縄県連隊区司令部ヨリ出シテ居ラレル、パンフレット」についての質問としての緊急動議がなされた。その「パンフレット」とは「昭和九年度徴兵検査ノ成績ニ鑑ミ県下ノ有識者各位ニ訴ヘ其奮起ヲ望ム」という見出をもつものであったが、その骨子は沖縄の壮丁検査の内容の悪さを県民性として注意喚起する内容のものであった。しかし、そのとりあげられた項目は単にそのみに留まらず、沖縄の糸満売り等を「人身売買」として、また毛遊びを「風紀の紊乱・貞操観」の欠如として扱った戦前の対沖縄の政策を全く反映したものであった。これに対して

平田吉作はその内容を「事実反する事」として、反論していく。ボード事件に対する彼の評価も毛遊び等での男女の関わりを「変態性貞操観」と指摘することに対する抗議の一証拠としてのものである。それは以下のように展開されていく。引用してみよう。

又司令官ハ本県ノ女性ノ貞操観念ニ付キマシテ、或ルー、二ノ変態性貞操観ヲ有シテ居ルデアラウト思フ女子青年カラ推定致シマシテ本県女子青年ノ多数ハ皆斯ウ云フヤウナ貞操観念ヲ持ッテ居ルデアラウト記述シテ居ラレマス、無責任モ甚シイ、(中略)此貞操観念ニ依ッテ恥辱受ケタコトニ対シテハ、自分ノ命ヲ投棄テテ之ヲ護ラントスル其至情デアリマス、其一ツノ例デアリマス、又遠クハ嘉永年間ニ於キマシテ「ペルリ」ノ船ガ来タ時ニ米人ノ水兵ガ那覇ノ或ル婦人ヲ犯シタ、其為ニ其婦人ハ自殺シタ、其水兵ハ殺サレテシマッタ、其結果国際問題ガ起リマシテ「ペルリ」ガ陳謝シテ解決シテ居ル事実モアル、遠キ昔ヨリ今日ニ迄決シテ此「パンフレット」ニ書カレテ居ルヤウニ沖縄県婦人ガ貞操観墮落シテ居ルト云フコトハ言ヘナイト思ヒマス・・・(下略)」

「ボード事件」に関しての上記の記述を要約すると、

- 1、ペリー（ペルリ）の船の水兵が那覇の婦人を犯した。
- 2、為に婦人は自殺した。
- 3、水兵は殺された。
- 4、国際問題が起きた。
- 5、ペリーが陳謝して解決した。

はたしてそれは事実であったのか、またその事件を

この論の中で使用する事が妥当であるのかを検討するために、「ボード事件」とはどのような事件であったのかを次に概観してみよう。

それとともに、ボード事件はペリー来航時の状況の中では、特殊な事件であったのか。それ以外には同じ様な事件はなかったのか、またあったとすれば、それはどのように処理されたのかなども含めて見ていく事にしよう。

2、ボード事件とは

本来ならば、まず最初に「ボード事件」という言葉を説明すべきであるのに、この説明自体を少し詳細に述べてみたいので後先になってしまった。この事件は1854年のペリーの第2回目の来琉の時に起きている。そしてそれは琉球側と、ペリーの側との両方から記録され残っている。その両者を使ってそれぞれの立場からしばらくこの事件を見ていく事にしよう。

ペリー側の見方

まず、ペリー側はどのように見ていたのだろうか、『ペリリ提督日本遠征記』⁽²⁾の記述を見てみよう。

「(前略)即ちこの事件は乗組員の一人が琉球人によって殺害されたと推測される事であった。それは6月12日にボードと云う男が那覇で死んで居るのが発見された。色々の事情から推して、暴力によって生命を絶たれたのであると云う強い疑を起すのも当然な理由があるように見えた。(中略)即ちその水兵は、誰か判らぬ或るもの又は数人の者の為に頭に打撃を加えられてから、その打撃をうけて意識不明となっていた間にかなりの時間水づけにされたために死に到ったのであると。(中略)提督は審理の結果直ちに次の事を確信した。即ちその男の死は或る不法な方法で引き起こされたのであったが、多分彼自身が婦人に対して極めてけしからぬ暴行を加えた結果であって、かやうな場合には当然うける被害であるという事である。尚提督は他の人々即ち今後同島を訪れるヨーロッパ人両者の安全の為に、

来訪した外国人に加えた暴行については、充分なる調査と地方当局によっての然るべき処罰の必要なことを当局に印象づける重要であると感じた。そこで提督は執政即ち公務督官に対して断乎たる要求をなし、琉球の法律に準拠して法律的審理を開らかしめんとした。(中略)この事件全体は提督の深く遺憾としたものであり、またアメリカ人が同島を五回にわたって訪問したうち、琉球人とアメリカ人との全交際に生じたひどく不愉快な出来事の唯一の例であった。」

となっている。多くの場面を中略で省いたので、この記述にはさらにその後の裁判を傍聴したり、その後の経過報告をうけた時に記された記録がある。そこで、それらの文から補足をしながらまとめると、

- 1、ペリー一行の乗組員ボードの起こした事件である。犯行は彼ひとりだが、他の水兵二人とある住家に忍び込んで焼酎を盗み、酩酊して居た。二人は酔って溝に寝ていた。
- 2、婦人に対して極めてけしからぬ暴行を加えた結果である。この暴行は壁をよじ越えて私宅に侵入したボードが、ミツという一人の婦人と、その姪である少女とに対して、ナイフを振り回して女を脅し、暴行に及ぼうとしたものであるとされ、女は叫び、ついには弱り果てて意識不明になった。とあり、一見未遂であったかのような表現がしてある。
- 3、水兵は、誰か判らぬ或るもの又は数人の者の為に頭に打撃を加えられ意識不明となっていた間、かなりの時間水づけにされたために死に到った。この数人は、女の叫び声を聞いて現場にやってきた琉球人であった。彼らは流罪、その他の処罰を琉球側の法の下で科された。
- 4、ペリーは今後同島を訪れるヨーロッパ人及びアメリカ人両者の安全の為に、来訪した外国人に加えた暴行については、充分なる調査と当局によることが然るべき処罰の必要性を当局に印象づける重要であると感じた。そこで提督は執政即ち公務監督官に要求をし、琉球の法律に準拠した法律的審理を開かせた。ただし、傍聴の元に。

5、紛争を引き起こして生き残った2人は海軍軍法会議によって審理され、相当の処罰をうけた。遺憾な事件であった。

以上のようにペリー側の認識は、婦女暴行に関しては罪悪であるとしながらも、実際にそのような事を行ったのかという追求から始まり、主点はボードに対して行われた暴行にむけられている。そしてペリー一行の問題として特殊化せずに、国際問題としての外国人に対する暴行事件として扱おうとする態度である。既にもう婦女暴行の事件はうやむやにされているとしか思えない。

という事は、「はじめに」で提起した昭和9年の5つの項目の内と、水兵が那覇の婦人を犯した事、水兵が殺された事、国際問題となった事（意味はだいぶ違うと思うが）と似た面はあるものの、ペリーが陳謝した事（罪悪であったという認識はしている）や婦人が自殺した事など、全く出てこない。では、琉球側はこの事件に対してどのように対処したのであろうか。以下に述べてみよう。

琉球側の見方

こちらは『琉球王国評定所文書』によってみる事にしよう。といっても、断片的には随所にでてくるので、それが薩摩への報告用にまとめられた1505号の中から抜き出してみよう。

一溺死之亜水主傷害いたし候者共、今日四半時分迄糺取申出候様、提督為申段は、昨日申上置候通にて、猶又せり詰相糺候処、前条水主酔狂之三人家え押入、女人可致強姦と取押へ居候付、隣所又は通行之者共走集追散、逃去候節石を以打候者も有之候段は相分候得共、成丈は相手不相知段申取候方可然、吟味之上急ニ不埒明と之趣を以日延之方為致相談可宜と申談、今日四時分久米村大夫并板良敷里之子親雲上提督乗船え差遣、総理官・布政官使ニ参候段案内為致候処、船主住居所え被招入、参将・繙訳官相逢互之挨拶済て、亜水主溺死一件之儀、夜中懸而折角差急候得共、多人数之糺方急ニ不埒明、明日延被致度、総理官等無差遣候間、

宜提督え転達被致度申達候処、其通ニは提督落着不致、屹と今日四半時分内糺取申出候様申ニ付、少も油断無之夜前も明通糺方いたし、折角差急申事落着不被致候はば、糺明場え差越直見被致候様申入候処、提督え相達日延聞済、左候て官人等差越見可申と申ニ付、直見被致候様相達、九時分罷帰候処、追々亜伝間一艘参将・繙訳官・唐人一人・水主五人乗込波之上下浜え漕来、官員等并唐人上陸護国寺え入、追て立出若狭町学校所え参、糺明中央総理官・布政官も出合之砌にて、太夫并板良敷差遣、糺方垂人え直見為致候処、相手不相知と之申取にては、逆も聞入候体無之候付、総理官より、此程地方官申出趣を以、右水主此地之人より傷害いたしたる儀無之、溺死之砌見為申者等不罷居段為申上事候処、昨日より本官始布政官・按察官出張厳密相糺候得は、右水主事、天久寺止宿之水主一同人家より酒探取酔狂にて、亜船水主は人家え押入女人強姦いたし啼哭之声相聞得候付、隣所又は追行之者共走集、其内一人差寄水主腰より抱引下し追出候処、門外道路にて集居候人々も石を以打候者有之、水主周章にて海原え参致溺死候由、強姦之事は女人甚耻辱相成事にて人々深取隠置、地方官糺不足為相成由、眼前にて相糺候得は右通申出、兼て御返答及相達至極込入候段可相達旨、総理官より板良敷え被申付相達候処、強姦等之事はいつれ不申出候て不叶、其上百里・那覇は僅之里数故右様之事有之候はば、総理官ニも早速可被承候処、一ヶ月程相成候迄不承候之事、不実にて信用難成段申ニ付、総理官は国中之政事相携候付、各所中にて之成行は所之官役申出迄を承事にて、前文強姦等之次第不承実正其通之段相達候処、右女之儀何方之者何業を以致渡世候哉、且其家女何人罷在候哉と尋有之候付、那覇市近辺之者平日紡績等を以致渡世、且其家女二人罷在候段相達候処、強姦之砌立寄候者は夫にて候哉と申ニ付、夫は早死にて不罷居由緒之者にて候段相達候処、早々糺取申出候様有之候付、御方等ニも直見被致候通多人数人別之糺方にて、一兩日内ニは難糺付候間、日延之儀提督えも宜転達被致度頼為申由。（中略）

六月十一日

(3)

以上のように甚だ長い引用であるが、この文で述べている事を要訳してみよう。

- 1、咸豊4年(1954)6月11日、ペリー提督は、今日の午前11時頃までに、亜水主(ボート)傷害事件の裁判の決着をつけなければ承知しないということであった。また、琉球側の裁判の進捗状況を疑い、傍聴を申し出てアメリカ船の参将以下8人が昼頃にやってきた。
- 2、琉球側は、それに対して何度も延期してほしいとの申入をしていたが、聞き入れてもらえなかった。そこで午前11時頃に、アメリカ船へ案内にいった。その時一方傍聴させるからには、犯人がわからなかったという事は出来ないで、再度糾明をしたと告げた。
- 3、以前に総理官から亜水主(ボード)の傷害事件はなく、溺死の場面に居合わせた者もないと申し開いたが、再度糾明したら新事実がでてきたと告げた。
- 4、亜水主(以下ボードとする)は天久寺止宿の水兵とともに、酔っぱらって、さらに酒を探していた。
- 5、ボードは人家へ押し入って女性を強姦し、女性の叫び声が外に聞こえた。
- 6、隣所のものと、ボード達をつけていた役人達が聞きつけ、中の一人がボードを腰を抱えて引き起こし、外へ追い出した。
- 7、門外の道路に出ていた者の中に石を投げた者がいた。
- 8、ボードはあわてて海へと逃げていき、溺死した。
- 9、強姦の事は女性の恥辱であるので、人々が深く隠していた。その事が糾明を遅れさせた。
- 10、このことがわかったのは、直接再糾明をしたつい最近の事である。そこで今日の糾明の内容は、いままでの琉球側の答とは違っているので、非常に困っている。
- 11、この事実は最初は隠そうと思っていたが、強姦の事はやはりアメリカ側にいわねばならないし、また総理官が情報を偽った件については、総理官は忙しい役職であるので、那覇から経過

を伝えていなかった事があり、今その状況をアメリカ、総理官双方に伝えている次第であると説明した。

- 12、亜側からの質問に以下のように答えた。
女は家に一人だったのか・・・2人いた。
どこの者か・・・・・・・・・・那覇市場近くの者である。
仕事は何をしているのか・・・紡績(糸紡ぎ・織物)。
強姦の時やってきたのは夫か・・・夫は早死でいない、来たのは親戚の者である。
- 13、糾明をきちんとやっている事を理解した亜側は、早く全部の糾明を終わるように言って日延べを了承した。
- 14、琉球側も1・2日後には糾明が終わるという事を告げ、ひとまず終えた。

たいへん長くなったが、まだこれは糾明の決着ではない事は、最後の14を読んでいただければわかると思う。このように琉球側は1歩延ばし、半歩延ばす事でこれまで切り抜けてきたのであるが、ペリー一行は情報として、琉球側の引き延ばし作戦を知っているの、進捗状況の確かめという上記の状況に至ったのである。そこでは話の辻褄を併せようとしている琉球側にも興味はあるが、ボード事件に直接関わるところだけを見ると、4～9、そして12である。そこでは12にあるように、家に2人の女がいたことや、5の叫び声をあげた事、また4のボードが酔っていた事など、「遠征記」と共通する内容がある。一方、6～8は3にある総理官の言っていた以前のボード事件に対する琉球側の態度を踏襲している。しかしそれと共に、この記録でしか知り得ない事がある。12の彼女の職業や夫が早死している事はそうである。さらに9の「強姦が女性の恥辱」と考えられていること、それは一般的な考えで、そのために役人達へも真相が話されていなかったという事である。強姦事件は現在でも、女性の恥辱として泣き寝入りという事もなくはないようであるから、

時代が違って同じであるといってしまうとそれまでもだが、この9の項はそれだけでなく、琉球側のずるさも交えた表現である事も見て置かねばならない。6月11日の時点で、状況的に琉球側は非常に不利なのである。亜側は琉球の裁判そのものと、総理官という役人の言との両方を疑っている。それをうまく辻褄を併せる為には、相手の納得しそうな正当な理由を持ってこななければならない。「強姦は女性の恥辱」は、そのような辻褄合わせの正統な理由でもあったのである。

そして、引き延ばしは13日の以下の判決で一応の決着を見ることになる。

溺死之亜水主致傷害候仕手糺付方之儀、今日巳之時半提督天久寺え下候間、右之刻限総理官・布政官彼之所え差越致返答候様、自然右刻限通糺方不相調候ハ、構官罪人共召列右寺え参、提督目前ニて相糺候様、参将・繕訳官等為申段は、昨日御届申上置候通ニて、仕手糺方精々差急候得共、いまた相手相知不申、此上日延申入候ても聞入無之、尤兵卒等も天久寺え下シ置候付、此上刻限通仕手差急不申候ハ、提督目前ニて相糺、如何様之取扱共可致も難計候間、当分糺付候者共之内、かま渡慶次申者は石を投有之水主頭ニ当、国吉秀才・屋良にや・新嘉地にや・知念にや・まつ金城五人は、亜水主追懸り各石を投候処、亜人ニは当り不申由ニて、皆共相手ニ差出、八重山島え一世流刑、国吉以下五人之者共者宮古島え八年流刑申付候形、申達候外無之候間、其通取計仕度、左候て提督都合取合候ハ、猶又委敷為致穿鑿、張本人を糺付候上右者共罪分をも取究、得御相談候様仕度事。

附、提督えは本文通罪分者相違事候付、八重山・宮古島在番人えは、便宜次第成行又は心得之所等申越置候様可仕候。

六月十三日 (4)

2日前まで、犯人は糾明されていないと言っていた琉球側は、6月13日になって、これ以上糾明が遅れるのならペリーの眼前で裁判を行ってもらおうという亜側の脅迫をうけて、急遽犯人を創り出したの

であった。まず張本人には「かま渡慶次」以下「国吉秀才・屋良にや・新嘉地にや・知念にや・まつ金城」の五名は共犯となったのである。現在沖縄県立博物館に「かま渡慶次」の罪分書があるが、評定所文書の1923号文書には提督の前へ「かま渡慶次」が連れて行かれたときに、琉球からとして見せた罪文書がある。上記の文と重なるところもあるが、それも以下に記して検討してみよう。

当五月十七日、三重城え之通つき缸下え亜人一人致溺死候付、死骸潜揚逗留亜鉛乗頭え相届置候処、当月七日提督乗船来着、右船人溺死ニて無之殺害逢候間、屹仕手糺出候様文書を以申出有之、内々為穿鑿候処、東村故湖城里之子親雲上女子思戸宅え亜人踏入、右思戸致強奸候付、人々走集礫抛り面々海浜え追散たる由ニて、係合之者共問届候次第左之通。

東村嫡子故湖城里之子親雲上女子
当歳五十七

思戸

右問届候処、当五月十七日亜人共焼酎給方々徘徊いたし候段承、門戸閉置自身并姪之子兩人罷居候折、七過時分為相成哉、一人之亜人不図自家門前前石垣を越、戸を押明内え踏入候付、周章様いづれも外え逃出候砌、自身え者手を被取付、小刀を抜威付仰ニ被伏候付、啼をらへ掙脱度段々相働候得共不差免、女之身力ニ不及終ニ逢強奸性気取失候処、人々走集其内親族儀間と申者預養生性気為相附由、跡以承候件次第迷惑至極悶入候段申出候。

儀間にや

右問届候処、当五月十七日七過時分為相成、隣所ニ女之啼声有之、人々集居候様子ニて走寄見候得は、別条思戸亜人え強奸逢候付、自身ニは由緒之中難見忍、差寄腰より抱付引下候得は、女人は氣分を失候付、右を致養生候迎、是より以後之事は存不申由申出候。

東村当歳二十九

「八重山島え一世流刑」 かま渡慶次

久米村嫡子当歳十六

「此下五人宮古島え八年流刑」 国吉秀才

渡地村次男当歳十八

屋良にや

東村嫡子当歳十九

新嘉喜にや

西村嫡子当歳十八

知念にや

同村当歳三十二

まつ金城

右面々人別問届候処、かま渡慶次事当五月十七日七過時分為相成哉、右思戸亜人え逢強奸たる由にて致騒動候付、まねや差寄候砌、亜人は外え逃出候付憎キ仕形と存手当ニ有之礫を取抛懸候処、亜人頭ニ当り候由、且国吉ニは天后宮前ニ遊候処、館屋東之道より亜人一人逃走候を人々追行候付、右次第承国吉ニも一同追行礫両度抛懸候得共当り不申、亜人は親見世之前中道より西之浜之海え下、三重城表え罷通候付、国吉ニは砂庭後小路より通堂道え出、つき缸之上え参亜人缸下え沈候を見申由、且屋良ニは那覇市罷通候砌、亜人より右思戸為相犯由にて、館屋之前え追参候付、一同追行礫両度投候得共是又当り不申、亜人は西之海之浜え下、三重城之様罷通候を、名前相知人々追行候付、屋良ニも四五十間程後より追い参候処、つき缸之下え致溺死候を見為申由、且知念・新嘉喜・金城も中途にて右次第承、海涯迄追行各礫一宛投候得共当り不申、夫より各家内え為罷帰由申出候付、右通追行候ては猶も礫杯にて打痛候歟、又は海中え追込溺死させ候儀ニも可有之哉と堅問詰段々致穿鑿候得共、前文通不相替由達て申出候。然は渡慶次・国吉・屋良・知念・新嘉喜・金城事、亜人より思戸致強奸候段承候共、何分ニも取計之仕様は可有之处、礫を以追散、就中渡慶次ニは最初亜人頭打付候所より人々礫抛懸追行、終ニ海中え為溺死いつれも甚不屈之旨叱付候処、件之次第無調法之至、恐入候段銘々申出候事。

六月

(5)

引用が長くなったが、上記の6月13日の罪文書で、その決着の内容を探てみると、冒頭の被害者である女性の調書から始まっている。それによると、

1、「東村嫡子故湖城里之子親雲上女子」とあり、嫡子（長男または跡継）である亡くなった湖城里之子親雲上の女子である。

2、57歳であり、しかも亡くなった湖城里之子親雲上の女子であるという肩書から見て、琉球側は先の文では夫は早くに死んでいないといっているが、結婚していないことも考えられる事。結婚しているのに何故「故い妻」としないのか。

3、ペリー達が聞いた「ミツ」は思戸（ウミトゥ）であったこと。

4、他の情報をみると、ペリー遠征記の内容は琉球側の判決を受けて記されているらしい。

5、女性が仰向けに倒されていたとか、女の手で力も及ばず強姦にあった等、未遂ではなく、強姦が行われたとして処理していること。

6、思戸の隣所に住む親戚の儀間という男性が強姦の第1発見者であり、思戸が強姦に逢っているのを見て忍び難く、ボードの腰に抱きついて引き下ろした所、思戸は気を失っていたので養生した。

7、犯人とされた6人の男達全てが、思戸の強姦の場の近くにいたり、また追いかける人々から強姦の事を聞き、その一団に加わっている事等、強姦にも幾分か触れている。

8、琉球側の調書の中心は、思戸への強姦に対する糾明から離れ、ボード殺害に対しての糾明へと移っていく。

などのことがわかる。事件は無理矢理にスピード解決してしまい、犯人とされた6人には、八重山1世流刑や宮古島8年流刑とかの重罪が科されている。なかでもかま渡慶次は後日ペリー一行の前に披露されている。

がしかしここでも「はじめに」で提起した5つの項目の内の、事件の起きた事は確かめられたが、ペリーが陳謝したことについては、6月11日から13日にいたる強硬なペリー側の態度を考えても、考え難いといわざるを得ないし、調書の中に思戸のものがある事から、少なくともこの判決までは自殺してはいないし、その後の確認も出来ない。自殺に関しては現在どちらにして根拠を提示できないのである。

また以上の文書で1度も出てこないのが、思戸と一緒にいた筈の姪の子である。一番の証拠となるべき人物であると思われるが、以上のような状況なのである。

3、類似の事件はあった

乳房を触られた女性たち

それでは思戸の事は少しおいて、亜人による女性への暴行事件のようなものが外にはなかったのかを同様に検討してみたい。以下の文はそれを現している1つの例であるといえよう。少し長いが、以下に原文を出してみよう。

昨日亜人兩人其元より為参者ニて可有之、一人は鉄砲持、久米村大門ニて御評定所公事拜新城行逢、(中略) 湯原前并拾貫瀬・崇元寺之前・泊前道杯ニて行逢の百姓女共取付、乳房もミ氣分を失為申者も有之、(中略) 右様之挙動等有之事候得は世上えも御締方被仰渡、亜人等えも屹と御相談等不被仰入候て不叶、(中略)

十月十二日 (6)

おなじように、

(前略) 一人は道中所々ニて百姓女四人取付乳房杯もミ、氣分を失ひ候者も為罷在由、(中略) 乗頭等え屹と大夫御使を以早々御相談不被仰入候て相叶間、(中略) 且又女人共夷人等見掛候ハ、道を避候様ニと之段は、猶蔽敷不申渡候て不叶、泊中は爰許ニて申渡、首里・田舎締向之儀は首里え可申越候間、那覇・久米村は其許より可被申渡候。此段致問合候。以上。

十月十二日

松堂親雲上

宜野湾親雲上

(7)

という文である。これはボード事件の起きる半年前のことで、強姦事件にはならなかったが、やはり亜人による事件である。湯原をはじめ4カ所で、いづ

れも百姓身分の女性が乳房を触られたのである。「取付乳房杯もミ」と、いかにもリアルな表現で、女性達の中に氣を失う者もあったということであった。氣を失うほどの事件であれば、琉球側から抗議を行うのは当然で、文書の中にも「亜人等えも屹と御相談等不被仰入候て不叶」と抗議の意図を見せている。その抗議の内容は以下のものであった。

当地女人共は末々迎も堅貞節を守、右様之類無礼候得は恥辱相成、至極及迷惑事候 (8)

しかし、これも女性たちへの事件のみを非難する抗議文ではなく、それ以外の間得大君御殿(国王が別殿とする)への侵入事件や亜人がむやみに酒(泡盛)をせがむ事件に対する抗議も含まれていた。

一方、それは亜人への抗議で全てが終わったのではなかった。琉球内には女性達の事件に対する「御締方」を申し渡す触れが出されている。それも以下にあげてみよう。

昨日泊・那覇・久米村致歩行亜人等之内途中行逢之女共五六人乳房を掴為申由、女人共夷人等行逢之刻幾重ニも相避候様ニと之儀は以前より段々訳けて被仰渡置候処、其守薄全驚怖心無之所より、右様之聊爾ニも逢自分之恥辱者不及申、今体ニては終ニ如何様成御故障歟可成立哉と甚御心遣之事候条、此涯那覇中・久米村中改て一稔嚴重取締申渡、自然不屈之者も候ハ、与中迄も其咎可被仰付通、隣所与ニて証文等差出させ、左候て惣横目并横目中えも見聞申渡、違背之者は則々平等所え捕出、幾重ニも締向行届候様可被取計旨、御差図ニて候事。

十月十二日

(9)

この文を読むと、抗議文では4人とあるさわれた女性達が5・6人に増えているという不思議なところがあるが、彼女等は同情されるところか、厳しく叱られているのである。なぜ叱られたのであろうか、それは文中によると、「夷人に遭ったら避けるようにと何度も言っているのにそれを守っていない、

それは巫人に対して全く恐怖の心がないからである。そんな事では、おまえ達が恥辱を感じるばかりでなく、このままでは首里王府の対外政策に障りになる事を起こすかもしれない。」という事であった。どうも先に出した恥辱の話よりは、政治的な事を心配しての発言のようである。そして、それを守らせるために共同体である与（くみ）による監視までも申しつけ、しかも処罰をも行う事を明記しているのである。もちろん与の役職者達は男性なのであるが、自分から触らせたわけではないのに、巫人へは抗議のみで女性達が処罰の対象とされる事は、当時の琉球の対外政策無しには有り得なかったであろう。というものの、この事件は薩摩との間では、あくまでも大した事件ではなかったように偽装されている一面も見られるからである。

本文女ニ為差障儀、実は乳房をも取為申由候得共、御仮屋方えも申上事ニて相軽メ、首里えは本文之通申越候。

（中略）一人は道中所々ニおひて百姓女四人手を取早速差免候得共、気分を失ひ候者も為罷在由（中略）

附、本文通、女人え差障甚不都合之仕形ニて、乗頭等え屹と相談不致候て不叶、那覇方えも申越置候間、早々御相談ニ相成候様取計可申候。且又女人共夷人等目ニ懸候ハ、道を避候様ニと之儀は兼々被仰渡置候得共、猶又此節改て不仰渡候て不叶、泊中は爰許ニて申渡、那覇・久米村は那覇詰方より申渡候様、是又申越置候間、首里・田舎ハ其許より可被申渡候。

十月十二日 松堂親雲上
川平親雲上
宜野湾親雲上 00

上の文の最初の2行を見てほしい。3行目からは先の文にあったような取締に関する内容が続くのであるが、2行目までで、文の書替の状況が現されている。首里や薩摩の出張所である在番奉行所に報告するには、以前の文にあったような「乳房をもミ」

などという表現は障りがあるので、婉曲な表現の「女ニ為差障」に替えられている事を確かめる事ができる。にもかかわらず、3行目以下の布達にはさらに強調され、「兼々」という表現まで使われる。薩摩に対して、いかにも王府が模範通りにやろうとしているかをアピールするような内容になっていると見るのは考え過ぎであろうか。ここでも攻められるのは被害者である女性達である。

ではこの事件はなに故にボード事件のような国際問題にならなかったのか、今まで首里王府側の態度ばかりを責めてきたが、ペリー側にしても、自分の方に何の被害も及んでいないという事で、抗議さへも丁重にうけるのみで無視してしまったもののである。であるから首里王府が行った筈の嚴重な抗議も余り効き目がなく、その後11月にも巫人から女性が手をつかまれるという事件が起きている。この時も王府はいたく消極的で、通事に時期を見て差し障りのないときに巫人達へ相談するようにというのみであった。一応巫人からの問い合わせに対して、「女人至極及迷惑居候（中略）以後右体之儀無之律儀罷在候様、御方ニて相談いたし呉度⁽¹⁾」という抗議を行っているが、巫人側は首里王府側の抗議に対して、生活習慣の違いによるハプニングで、決して好色ではないと述べたのみで、特に記述がみられない。乳房を触るのもハプニングだったのであろうか。これらの抗議がどちらにも形式的で余り効き目があったとは思えない。

では女性達は黙って触られればなしであったのであろうか。以下の文を見るとそうではなかった事がわかる。

昨日四時分、天久寺止宿之小官一人・水主五人致外出、（中略）帰候中途小官より豆腐売女人乳房を掴、女人所持之包丁を打懸候付差免、八時分罷帰、（中略）通事役々唐銭取揚、首尾申出有之、前条女人乳房掴候儀好色等之心得ニては無之、わにやく之様為有之由、（中略）

右体之儀速々相談不致置候ては以後之故障可相成事候付、御方女人之乳房を掴至極為及迷惑候由、此以前ニも女人手を掴候儀有之、通事係より相談

為申入由候処、其汲分無之右次第甚不都合之至候。
御方等無調法之儀共有之候ハ、書取仕置重て提
督来着之節差出候様申置有之候間、(中略)提督
来着候ハ、可差出、此段聞置候様申達候処、其方
ハ女人乳房を掴候儀見為申哉と怒立候付、直見為
仕儀ニてハ無之、泊村之人々委細見届申出候上ハ
如在無之、(下略)

(12)

以上の文では亜人小官が豆腐売りの女性の乳房を
掴んだところ、女性は持っていた包丁で打ち懸った
のでやめたとある。このようにその場からは逃げ
てはいないが、包丁を持ってそれを防ぐという行動
も見られた。ただ王府側の役人もそれを見ている
が、亜人達はただふざけただけだったと報告してい
る。一方亜人側も文末での、王府からのペリーに報
告して処罰してもらおうぞという抗議に対して、本当
に見たのか証拠もないくせにと怒り出す様子が描か
れている。しかし、この時はさすがの王府も意を決
しての抗議だったようで、目撃者もいると強く攻め
込んだので、犯人の小官はともかく、同僚の官人は
小さくなっていたようである。

王府から見舞をもらった女性

上記のように、触られても包丁を持って立ち向か
う女性がいるが、王府はそれに対して特に注目して
いない。では王府の求める亜人への理想的な対処法
はどうであったのだろうか。次の女性はある事件に
遭い、王府から見舞をもらっている。それはどんな
事件であっただろうか。

泊村古謝筑登之宅え亜人共立寄候付、古謝妻走出
石垣を越候足傷歩行等も不相叶、古謝事困窮者
専妻紡織之働を以相當候処、妻足相傷極々差迫候
由候付、素立方救向等之儀泊詰え相糺させ候処、
別紙之通申越有之候。右様夷人共之故を以足相傷
當方差迫候儀、甚不便相見得候間、御物より錢壺
百文・米壺俵は被成下可宜と被思召候間、二殿内
御案内於御同意、別紙之成行口上取添被達
上聞候様可申越旨、大里御殿・池城殿内依仰此段

致問合候。以上。

十二月廿八日

久手堅親雲上

川平親雲上

(13)

事件は1853年12月28日というから、年末も押し
追ってからのことであった。古謝筑登之は留守だっ
たのだろうか、妻が家で正月の準備でもしていたの
か、そこへ亜人が入ってきた。そこで妻は急いで逃
げ出し、石垣を越えて逃げようとしたところ足を傷
つけて当分歩く事も出来ない状態になってしまった
というものであった。家に亜人が入ってきたなど、
半年後に起こるボード事件と同じ様な状態であつた
が、古謝の妻は足を痛めても逃れた、それに対して
王府は誉める言葉などは少しも言っていない、け
れども紡織をしている妻がこの家の稼ぎ手である
という事で、錢を百文・米を一俵王府の公庫から出
したのである。しかもそれは下からの申請というより
は、王府から率先してという風が強い。もちろんこ
れ以前に亜人が人家に踏み込んだ例がないわけでは
ない。記録の中には触れていないが、古謝妻が単に
困っているから王府が助けたという様にみるよりも、
亜人に合ったときの模範的な行動を行った上の怪我
である事を評価したのではなかっただろうか。

4、女性達の姿をとおして

以上のような取り留めのない例の抜き出しで、最
初のボード事件の被害者自殺説の検証からは遠のい
てしまった。結局何の確証もない事にはかわりない。
では唯一の資料として、昭和9年の文をそのまま採
用すべきであろうか。そうは思わない、昭和9年の
中での自殺は、その文で述べるような女性の貞操感
が強く、名誉な事であるということでもかたずけては
ならないと考えるからである。評定所文書中に見え
る外の女性達の姿からは、「はじめに」の部分でい
うような命をも懸ける貞操感はどれほど感じとれる
だろうか。

史料中に見られる女性の姿には、首里王府がペリー
やベッテルハイム等異国人に対して話している琉球
の女性像と、実際の女性の行動に対して首里王府が

規制している生活の中の女性達の2つの面がみられる。首里王府は異国人と民衆との接触を避けるために、様々な規則を出している。まず異国人が街へ入ってきたら、人家は門戸を締めて中に入られないようにする事、市場にやってきましたら品物は置いてさっそう隠れる事、決して品物を売買してはならない事、話しかけられても逃げる事、異国人を見るために集まってこない事等であった。それらの布達は表面上は広く琉球内に行き渡っていて、亜人達は初期の頃は市場や井戸で驚き逃げる女性達にしばしばであっている。また異国人への応答のために作られた文書にも、「女人之事相尋候ハ、節義之慎何より以大切ニ仕、壮年之頃夫を失候ても再嫁無之段、相答候事」とある。つまり「女性は節義を第1に考えていて、あまり歳のいかぬ内に夫が死んでも再婚はしないのだと答えよ。」といている。琉球でも18世紀には儒教が士族層にひろがった。それは女性の生活にも影響を与えたとされる。が、それも那覇の市場を経営している女性達の活躍を家に縛り付けるようなものではなかった。ペリー一行の記録でも、後半になると、市でも逃げずに、品物を亜人が勝手に持って行かぬよう、側に立って見守る女性がいる。先にあげた文にも、乳房を触られたときに、持っていた豆腐を切り分ける包丁で亜人に打ち懸かる女性の姿が見えた事も同じであろう。誤解を与えてしまうような表現ではあるが、最初に乳房を触られた女性達にしても、本当に恐怖を感じているのであれば、王府のいうように逃げればよいのだが、それをしていない。

では、これらの姿と首里王府のいう女性達と、どちらが本当の姿だろうか。市場を取り仕切る女性達の姿は、現在の市場だけに特徴のある事ではないのは、「中山伝信録」等の記録からも明らかなように、前近代でも同様であったろう。亜人達が商品を持っていき、藩銭(洋銀)を支払われる場合もあるがその代価さえも王府に集められてもらえないとすると、自分の商品は自分で守るという姿になってもおかしくはない。それは「節義」などという御題目よりは重要な事であっただろう。ただボード事件は市場でなく、家の中で置き、しかも以前の古謝妻の例で怪

我をしても逃げるべきだという規範が出来上がっていたとすれば、被害をうけた女性がうける社会的圧迫も大きかったのかも知れない。そのような圧迫に負けて自殺という事がなかったとはいいいきれない。しかしそれは冒頭の自殺とは全く違う理由でのものであるし、裁判の場に姿を見せた思戸が実際の被害者であると信じるならば、彼女はそれ程までに追い込まれたのか、いささか疑問である。

そしてさらに誤解を招くかもしれないが、王府の述べる「節義」そのものにもうそを感じる。「節義」はいつも王府から女性達へ、亜人達へと、一方的に話されている。王府が亜人達へ抗議する時に限ると、「女性の第一義である節義」とは、女性達の為に語られるのではなく、街中で商業の中心的役割を担う女性たちと異国人とをあまり近づけたくない、なるべくめ事になるようなことは避けたい、亜人側に交渉の機会を与えたくないという王府の側の意志により、作り上げられたものではなかっただろうか。

注

- (1) 沖縄県議会事務局『沖縄県議会史 第六巻 資料編3』昭和60(1985)発行
- (2) ここでは岩波文庫の土屋喬雄・肇訳(1955年)を使用した。
- (3) 『琉球王国評定所文書 第7巻』581P 1505号「亜人成行御国許え御届之控」275番文書
- (4) 『琉球王国評定所文書 第7巻』588P 1505号「亜人成行御国許え御届之控」286番文書
- (5) 『沖縄県史料前近代3 ペリー来航関係記録2』282P 1923号「亜国火輪船来着書類」30番文書但し、思戸の間届書のところで、啼をらへ禪脱度段々相働候得共不差免」の部分は、「禪脱度」となっているが、意味が合わない。掙の方が「もがく」という意があり妥当だと思われるのでかえさせていただいた。
- (6) 『琉球王国評定所文書 第7巻』328P 1503(1504)号「亜船来着天久寺止宿之亜人唐人等日記」141番文書
1503号・1504号の関係は第7巻凡例及び解題参考のこと。
- (7) 『琉球王国評定所文書 第7巻』329P 1503(15

04) 号「亜船来着天久寺止宿之亜人唐人等日記」1
42番文書

池城親方
座喜味親方
大里王子

(8) 『琉球王国評定所文書 第7巻』329P 同文書

(9) 『沖縄県史料前近代3 ベリー来航関係記録2』
22P 1513号「亜人來着ニ付日記」43番文書

新納太郎左衛門殿
嘉手納親方

(10) 『琉球王国評定所文書 第7巻』329P 1503 (15
04)号「亜船来着天久寺止宿之亜人唐人等日記」143
番文書

「御返答

御本文承知仕、太郎左衛門より之御問合之趣、口達を
以御軍役方書役永田与右衛門殿御取次申上、近江殿被
聞召置候。以上。

(11) 『琉球王国評定所文書 第7巻』407P 1503 (15
04)号「亜船来着天久寺止宿之亜人唐人等日記」325
番文書

卯三月五日

新納太郎左衛門
嘉手納親方

(12) 『琉球王国評定所文書 第7巻』493P 1505号
「亜人成行御国許え御届之控」45番文書

伊是名親方様

(13) 『沖縄県史料前近代3 ベリー来航関係記録2』
180P 1513号「亜人來着ニ付日記」394番文書

池城親方 様

座喜味親方様

(14) 『沖縄県史料前近代3 ベリー来航関係記録2』
594P 1921号「異国人え返答之心得」

大里王子様

付 ボード事件に関しては、首里王府の政策を責める
一方であったが、この裁判には後日談がある。それは
ベリーが帰国した後に行われた裁判のやり直しで
あった。このやり直しでは、「琉球科律」及び「新
集科律卷之八」の規程に基づき、また凡例として強
姦の場を見てその犯人を殺害してしまった例を載せ、
琉球側の本来の規程通りに裁判を行い、結果犯人の
内容もかわり、判決もかわっている。それを以下に
提示しておこう。ただし、科律においてもボード事
件の被害者である思戸を救済する規程はみえないが、
これはまた別に検討していきたい。

本文寅十一月廿日差控伺書取添、鎖之側喜屋武親雲上持
下、異国方養田伝兵衛殿入御内見候処、当地先例之罪分
書も取添御国元え被差登可宜候間、其通取計候様被仰聞
候付、書面も其意味書加、同廿九日例書之通御書院当御
取次備

上覧相済候付、中奉書半切ニ清書させ十二月廿三日御鎖
之側宜野湾親雲上持下伝兵衛殿御列合之上、川上式部殿
江被差上候。尤三司官之内參上差上申答候処、伊是名親
方忌引入、余之兩人も用筋繁多ニて、鎖之側ニ付て被差
上候間、三司官より為差上形ニ御心得被成下度取添被申
上候也。

一八重山島え長遠流十五年

久米村嫡子

松長秀才

当春亜船水主致傷害候張本之者糺方之儀、夷人等日延之
相談も不聞入不及是非之時、大抵糺付候者共六人内一人
張本と差出、先以事済候得共、何連細密糺付け張本之者
出来候上、相当之罪科不申付候て不叶、折角糺方申渡糺
取候て追て可申上候間、傷害一件之成行申上候砌、右之
趣取添被申上候様と之段は、当七月申越置候通ニて、右
糺方相逐張本之者并右ニ相抱候者共咎目向別紙之通守衛
御方え奉得御差図置候付、彼御方より被奉伺答候。最初
張本之者細密糺取候上、追て可申上段申上置候付は、右
之趣御掛御方迄被申上ニても何分御都合宜様可被取計候。
別紙相添此段申越候。以上。

寅十一月廿五日

伊是名親方

右者当五月十七日亜船水主傷害人体急ニ差出不申候ては
可及国難機會ニ付、其砌得御相談現罪科は後以委敷糺方
之上可申付、先以夷人等都合之為大概糺出置候国吉秀才・
屋良にや・新嘉喜にや・知念にや・かま渡慶次・まつ金
城六人問付書相調、渡慶次は張本ニ取八重山島え一世流
刑、余之面々は従者ニ取宮古島八年流刑可申付段、夷人
共えは相違、其後於平等方現事張本之者委敷糺候処、
右松長事、亜水主士女致強姦逃走候付、悪行之仕形難忍
儘磔を持追行、亜人人家門内え這入門を閉隠居候砌、石垣
え登磔を以頂心打付、亜人又々逃走候砌跌倒、追て起上

り、西之海え下、三重城え之通次缸下え入候付、又候缸之上より礫を以て礫を以脳後を打、血をも出、無間も両手にて耳を掩沈為申段、糺方之上申出候。

一観音寺 首里より九里え九十日宛寺入

久米村嫡子

国吉秀才

泉崎村居住泊村嫡子

伊波子

東村嫡子

富永子

西村嫡子

小波蔵子

同村五男

島袋にや

東村嫡子

新嘉喜にや

渡地村次男

屋良にや

西村嫡子

知念にや

東村居住赤田村

まつ金城

東村

かま渡慶次

同村嫡子与儀筑登之下人

やま比嘉

辻村

三ら金城

東村

次ら比嘉

西村

仁わう牧志

右かま渡慶次は最前亜水主女人強姦にて逃出候砌、火入を以亜人右之肩を打候上、礫を持追行、余之面々ニも同断追行、島袋は亜人前文跌倒候砌左之肩、伊波は亜人次缸之下え入候砌缸之上より左之琵琶骨、やま比嘉・次ら比嘉は同前にて右之骨、仁わう牧志之同所にて左之肩を打、余之面々礫は当不申段 相糺申出候。

右之通、追行礫を投候者共段々出来、其内松長は両度共穴所を打、脳後表は重傷を負せ、彼者手ニ当為及失命向

ニ相見得、右付ては最初之渡慶次場は松長、渡慶次は余之面々同様従者ニ取、咎日向之儀当地にて之先例、右体之者張本十年流刑、従者は寺入八十日之罪分にて候得共、異国一件付ては追々従御国許被仰渡趣有之候上、御役衆迄も被差越万端御差図被仰付、取締向旁稠敷申渡置候処、右之仕形至極不屈付、科之位一段上ゲ、右之通罪科申付候様可被仰付候哉、別紙先例書取添、此旨奉得御差図候。以上。

附、最初提督えは、渡慶次張本ニ取、外五人之者共は一同従者ニ取、問付書罪分・配所付等取添相渡、渡慶次者提督も見届、配所え差渡方尋有之、順風次第可差渡段、是又証書等相渡置候処、本文通最前之形行とは張本人・罪分等相替、且かま渡慶次并外之者共従者ニ取、九十日宛之寺入致吟味、就ては若両島江亜船渡着現上罪人罷渡候哉と尋可有之も難計候付、先達て得御相談候通、兼て提督え相達置候者共名面、布政官附状を以、両島え差遣置、亜人来着尋共有之候ハ、右附状を見せ、かま渡慶次は長々牢舎にて根気を禿候哉、病氣相煩、島元到着無間も相果候段申達、右外五人之者可見届申候ハ、流人之内より見合、亜水主え礫を投候付、流刑被申付と之趣意申含、直見させ、尋掛之振合ニ応じ、都合能取計候様、両島在番人共え申越置候。

寅十一月

伊是名親方

池城親方

座喜味親方

大里王子

一八重山島江十年流刑

恩納間切同村当歳二十七前谷茶之

とく津波古

一寺入八十日準科鞭四十宛

右同当歳二十六松之下之

かまと新里

右同当歳二十四屋比久家之

うし瀬良垣

右同当歳二十七森之はた

まつ金城

右同まか屋之金城にや下人当歳二十三

まつ山里

右六人、文政十一子二月廿日之夜居村屋嘉之たら伊芸前
之屋ニ寝入候砌、伊芸門内ニて女之命を可助呉と喚声を
承、周章様走出見候得は、崎山村嫡子知念筑登之より女
之髪を取付、襲懸、女頭淫之振舞相見得候付、いづれも
ニて段々打擲為及失命、津波古者先後穴所を打候間死罪、
余之面々は寺入九十日分之咎目ニ可処候得共、右式強姦
之振舞見及怒氣難忍打擲いたし、情意輕相見得候付、相
宥、右通咎目申付置候。

当夏垂水主致傷害候者共、糺方相逐、咎目向守衛御方
え奉得御差図置候段は別紙を以申越通ニ候。右村、撰
政・我々より差控伺之儀、余例相見得不申候得共、去
申年逗留英人所持之銀子盗取候者共罪分奉得御差図候
節、御在番所より承知仕候趣有之、撰政・我々より御
在番所え相付差控奉伺候処、差控ニ不及段被仰渡置候。
此節之儀守衛御方え相付、別紙之通差控奉伺置候付、
彼御方より被奉伺答候。為心得別紙相添、此段申越候。
以上。

寅十一月五日

伊是名親方

池城親方

座喜味親方

嘉手納親方

浦添市字城間の屋号・姓名について

長 間 安 彦

はじめに

村（字）の繁栄は、土地の豊かさ（生産力）と共同体の絆（団結力）が有効性を持ち合わせていなければならない。そのことで、村の祭祀での願いごとの中心である五穀豊穡（生命の維持）・子孫繁栄（血筋・家の継承）が現実的なものとなる。各家々の繁栄は、居住地が先の条件をどれだけ保持しているかによって、その拡大化が保障されよう。しかし、忘れてならないのは、各家々の人々が「血の継承」「家の継承」等に対してどのように対処しているかによっても、その広がり（門中数、家族数）が自ずと違うことは周知の事実であろう。いわゆるそこに姓名の分岐が見いだせ、氏姓の継承と分家の容易さを有するといえる。当然に突発的な事象（病死・戦争等）による断絶をもみられるが、そのことによる門中、屋号、姓名の途絶えは異姓混入・養子縁組という方法等で解消されることもある。

『門中風土記』（多和田真助著）に、「現在の社会のなかで、地域性、さらに地域社会における門中を考える時、『核家族化』の状況はきわめて重要な意味をもっているように思われる。つまり『核家族化』→『子供の少産化』の過程は、門中の分岐、いわゆる分家筋の広がり阻害要因となっている。門中は、本家を中心とした分家の繁栄が必須条件となっている」、とある。

沖縄の門中を大別すると士族門中と百姓門中に分類されることは周知のことであるが、この士族門中と百姓門中の制度的関係については、小川徹が「沖縄民俗社会における『門中』」の中で次のように述べている。「百姓門中の昇華によって士族門中が形

成されたかないしは影響されたことを示す民俗資料はいまのところ見いだされていないけれども、士族門中が親族集団の擬制の上に形成されていることを考慮すれば、初期の士族門中のなかに当時の百姓社会の制度・観念が反映しているであろうことは十分に考えられる。しかし、現行の門中の『門中』性はすべて後期士族門中からの下降にもとづくといっている」と言及している。

以上のことを踏まえて、字城間の人口・戸数および地域の経済力（生産力）を掲げ、それによる民力度を基盤に、地域内の屋号がどのように拡大化されているか（分家筋数）をみ、さらに明治期の字城間の姓の種類、城間独特の名の付け方がどのような方法でなされたかを、『砂糖消費税法改正之儀ニ付請願』（明治36年、以下「請願書」と記す）から提示する。この資料中、城間村（字）の戸主籍族をみると、士族籍はなくすべて平民籍で記載されている（但し、全戸主が請願してはいない）。士族籍の称する某氏（例えば、「麻氏」「翁氏」「向氏」等）と、百姓（平民）の称する屋号（ツルミ、下門、蔵根など）が同一観念の基にあるとはいえないが、百姓階層にとって屋号は門中名を表現する標識となる場合もある。神宗家が屋号下茂、その元祖宗家が屋号石垣、門中名が下茂という事例（糸満市、下茂腹門中）などもある。但し、A屋号が抱える分家筋数が、即A親族集団のA門中（ここでは百姓門中）に帰属しているとは、断定はできないであろう。

1 字城間の概要

字城間（方音はグスクマ、グシクマ）は、近世期

は薩摩役人（在番奉行衆）が冊封使節渡琉時に、中国人の目から逃れる為の隠れ里として、また、第二尚氏王統17代目王尚灝の別荘があった村としてその名が知られている。と同時に、戦前期、浦添村内14カ字（屋取集落当山・経塚を含めると16カ字）のなかでも人口、字面積は常に上位にあった地域で、民話にも登場する県内三大ウェーキ（資産家）に数えられた屋号城間仲（赤嶺家）や、『昭和8年度農家経済・農業経営調査』（沖縄県農会）の対象になった豪農家、屋号上勝連（西原家）を生み出した土地柄でもある。

a、人口・戸数の推移

人口推移を『沖縄県統計概表』『沖縄県統計書』にみるに、明治13年の総戸数は322、総人口1,532、内男769・女763、同36年は398、1,810、988・822で常に村内のトップの位置を占めていた。しかし、昭和9年の数値をみると、392、1,304、639・665（「浦添案内」浦添尋常高等小学校編、昭和10年）で字西原の282、1,697、819・838の数値に比べて人口数のみが追い抜かれ、戸数は依然と多い。また同20年時もやはり字西原の数値（269、1,559 男女別不明）に比べて総戸数278、総人口1,155で人口比は西原が上位ではあるが、戸数では城間が多い。この数値の高さは、城間の各家が次男、三男と順次に家分け（分家）を可能とする経済力（家の経営力）や土地の所有力、それを許容する村内の土地（特に田畑）の保有率が高いことに起因しているとも思える。このことを推測できる資料等が次の統計である。

b、土地の保有率

「明治廿六年三月調／石高村別台帳／浦添間切場所（写）」^{註2}では、字城間（当時は村）の土地保有高合計は約460石である。その内訳は、百姓地が約392石、請地約49石、仕明地約19石で、14カ村中で2位の牧湊（港）村の保有総高約275石を大きく抜いている。仕明地が百姓が開墾した田畑であることを考えると、2位の前田村が約10石、最下位が伊祖村・宮城村の零に比較して、城間の土地の広さと村人の農業経営力が他村より上位にあるかが分かる。

同時に、後年、仕明地の集積や小作人の増大による農民層の分解、土地の集積化がはかられ、城間仲や上勝連などの中農、大農の出現をみることになる。また、番所費を賦課された城間の惣頭が344人（法定人口）を数え、間切全惣頭1,313人の約38%を占めている（2位は西原村の125人）。

先きの『統計書』等によれば、明治36年の城間の民有地総面積は2,521.1反（田182.3、畑1,694.4）で、総面積ではトップだが（次いで前田の1,657.5）田は字前田の233.0には及ばないものの、地価の推移をみると、明治44年から大正4年までは、1反平均の最高地価は村内で字城間が約41円、最低地価の字牧港1反約13銭で推移している。宅地の地価も明治36年から大正4年まで1反地価が平均21円～41円と常にトップである。

c、農業経営と農家の経済

浦添の字個別の土地に関する近代統計資料は『統計書』に断片的に見られるだけである。しかし、「浦添案内」に記載される統計（農家数、産糖高・販売、家畜数）から字城間の民力＝地力を推測できると思われる。資料によると、次の通りである。

①浦添村農家戸数調（昭和9年末現在）では字城間の農家数の合計は362戸、内自作は83、小作は22、自作兼小作は257である。専業農家は343戸、内自作は80、小作は20、自作兼小作は242。兼業農家は20戸、内自作は3、小作は2、自作兼小作は15。専業農家数が16カ字（屋取集落の経塚・当山を含む）中で1位で、次いで西原の255戸（総戸数は260）、最下位は仲西・当山の52戸（総戸数52・56）となっている。この数値は、耕地の許容力と無関係ではない。先きにみた明治36年統計でも分かる。

さて、この農家の農業経営（経済力）の比較は、次の数値で判断できようか。

②産糖高並販売甘蔗調（昭和8～9年期）によると、当時の字城間は白下糖生産が主要である。黒糖生産高では、西原が4,502挺（価格48,622円）でトップの座にある。城間は最下位の4挺でその価格も43円である。しかし、白下糖生産高では3,643挺、価格は36,066円と1位を占め（次いで宮城の2,754

挺・27,265円）、販売甘蔗の生産高が461,950斤で2位の伊祖272,240斤を大きく抜いている。その価格は村合計9,787円の約35%を占める2,824円である。その三品目の価格合計は浦添村合計336,510円、城間の合計は38,933円で村内2位である（1位は西原の49,949円）。

③家畜数（昭和9年末現在）の調査では、村内合計の牛飼養頭数は牡379頭、牝462頭。馬は牡896頭、牝52頭。豚の飼養頭数は牡1,574頭、牝1,175頭。山羊は牡875頭、牝は1,690頭である。字城間は牛147・17、馬は73・8、豚は209・100、山羊は110・233の家畜を飼養している。特に牛の頭数が合計162頭と他字（2位は西原の95頭）に比べて多いということは（製糖場の数、田畑の開墾にも関連する）、畜力による作物増産が容易であることを示していると思われる。②の販売甘蔗の生産高がそれを裏付けている。因みに、大正14年期の字城間製糖場数は17カ所（製造挺数が白下・黒糖合計2,966挺）が設置され、村内トップの位置にある（「昭和5年3月沖縄県小作ニ関スル調査 福岡県内部」より）。

字城間の民力＝地力がどれ程の位置にあったかが以上の統計上の数値から凡そは判断できよう。このような高い民力＝地力が基盤、背景にあってこそ、子孫繁栄（血筋・家の継承）が行われ、門中・屋号・姓名の拡大化がある、といえるのではないかと思う。しかし、「門中」制度・組織の維持はそれだけではなく、本家と分家間における祖先祭祀（門中祭祀）の継続による同族意識の確認がなければならない。字城間の各門中組織についても提示して論を進めるべきであろうが、ここでは、屋号・姓名を掲載し、その特徴を記すだけに留めておきたい。

2 字城間の屋号

『浦添市史 第5巻』収録の「戦災実態調査表」には、各字毎に昭和20年現在の各戸の屋号と家族数が表記されている。この資料をもとに字城間の屋号を列記する。但し、表1の屋号表記は分家の順序や長男・次男等の順列関係などを示す命名符号を除外したもので、例えば、上与座小・佐事与座小・東

与座小・上原与座小・次男上原与座小などから共通項である＜与座＞を＜屋号＞として取り扱っている。

（ ）内は同一屋号名を称する戸数を示すが、数値が高い程、同血筋の家（分家筋）が多いといえる。

表1 字城間の屋号（昭和20年）

(1) 浦添の村名に関する屋号
親富祖（12）内間（13）仲西（2）西原（3） 港川（3）宮城（5）大平座（1）小湾殿内（5） 又吉（16）
(2) 浦添の小地名に関する屋号
嘉門（1）安座名（5）前原（5）崎原（3）和 奈（1）波平（9）
(3) 村外の地名に関する屋号
与座（21）粟国（12）古波蔵（8）久場川（2） 津波（11）勝連（5）八重山（5）宮里（13） 伊波（4）我如古（7）国吉（2）天久（2）照 屋（2）赤嶺（4）石原（2）玉那覇（1）島袋 （1）翁長（1）トゥメヨセ（友寄？、1）渡慶 次（1）
(4) 方位・位置に関する屋号
高良（3）上間（2）当間（4）仲（12）前ヌ屋 （1）上門（2）名嘉（1）ナカタイ（中当？、4） アカタイ（赤当、3）アカティー（赤当？、1） 具志（1）仲村（1）仲村渠（5）
(5) 職業・位階・役目に関する屋号
地頭代（8）ノロ殿内（2）耕作（6）石当（2） 一番仮（4）サクグイ（酒庫理？、3）金細工 （1）ハナウチ（花内＝綿打？、2）トゥクグイ （文子、1）

(6) そ の 他

松尾(1) 新屋(7) 玉井(1) 与那門(5) 蔵根(11) 水張(2) 山根(3) チルミ(津留見、3) シバンタ(瀬端?) 当村渠(1) エイジン(栄仁?) コーレイ(1)

(『浦添市史』第5巻より作成)

屋号の命名法として一般的に、長男・次男の順列関係、地相・地形や方角・位置を示す語と(1)～(6)と組み合わせた命名などが多い。(1)～(4)(6)に(5)がかぶさった、地頭代波平、親雲上親富祖小、佐事与座小、村長与座小、区長波平小、文子与座小、石大工津波などの屋号や、(1)と(2)または(3)を組み合わせた那覇内間、内間与座小、上原与座小などがある。棒古波蔵、ハルヤー(原屋)又吉、ヒーバーツ津波など道具・建物・植物と組み合わせた特異な命名もある。あるいは童名と(1)～(4)(6)を組み合わせた徳又吉などの事例もある。色々なバリエーションの組み合わせで屋号が成り立っている。ところで、字城間は屋号が○△グワ小となった場合は、会話の上では、ウフ与座グワのように、接頭にウフ(大)を付けて美称したという。時には、身体的な特徴に由来した命名もあった。

「戦災実態調査表」によると、字城間全戸数は昭和20年時は278戸である。これを人口1,155人で割ると、1世帯平均は約4.2人となる。次いで戸数・人口の多い字西原(戸数269・人口1,559)は約5.8人と家族数が多い。調査表から戸数・人口、それに土地の広さが比較的上位にある字を抽出すると、屋号≠門中名のは西原は47、牧港は46、前田・沢岬が各々45であるが、表1に示したように、字城間は68にグルーピングされることが分かる。その中で分家筋が多い<屋号>は、与座(21)、親富祖(17)、又吉(16)、内間(14)、宮里(13)、栗国(12)、仲(12)、津波(11)、蔵根(11)の順である。昭和初期の字城間内の富裕家は、城間仲、与座小、蔵根小、上勝連小であったが、<勝連>の分家数は5家と少ない。

a、「又吉」について

「請願書」をみると、近世期に消滅した又吉村・親富祖村の地名は、<屋号>・姓として各字に残っている。姓としての又吉は、牧港・宮城・仲間・城間の字に多く、同じく親富祖は前田・伊祖・城間の字に多く存在しているが、<屋号>としての又吉は、城間・西原・仲西・仲間・屋富祖・小湾の字の順に多く、親富祖は前田・城間・牧港の字に多い(屋号は「戦災実態調査表」による)。

城間村に吸収・合併された古村落又吉の村名が、字城間の<屋号>・姓の中に多く継承されていることが分かる。士族層の姓名の発生と違い、百姓階層の<屋号>が出自の土地・村との関わりにより由来を持ち、また、同家筋で継承される童名とともに、<姓名>以前の固有人称として認識され、個々家々の出自概念に反映していることを思えば、又吉姓の家集団と<屋号>又吉の家集団が又吉村を媒介にして、歴史的に結びついている可能性も考えられる。又吉姓が字牧港に多いことは、この地が字城間に隣接していることで推測できるが、玉利(20)、大里(15)、松門(10)などの<屋号>が比較的多く、<屋号>又吉が皆無なのは、何を意味しているのかが分からない。

b、屋号「地頭代」と「仲西」について

近世期のある時期から琉球処分頃までの間に、現在の市村町の首長に充たる地頭代職を担った人物がかつて字城間に居たことが、<屋号>地頭代で確認できるが、「戦災実態調査表」の同字の屋号をみると、ほかに地頭代波平(2家のみ)がある。浦添間切(村)の地頭代職に就任した人が「仲西村」を名島として仲西姓を称したであろうことは、『琉球国由来記』『沖縄県下各間切各島夫地頭以下役俸調』や『法務資料 第320号』などの資料で推測される。但し、前記の「夫地頭以下役俸調」(明治13年)中で牧湊掟が「仲西にや」を名乗っているが、牧湊掟職の役人が「仲西」姓を踏襲していたかは不明。「請願書」(明治36年)をみると「仲西」姓を有する人は、宮城村26人、城間10、牧港5、屋富祖・勢理客がそれぞれ3、沢岬1を数える(NTT電話

帳では総数130人)。

地頭代仲西親雲上の役地「おえか地」は仲西村にあり、かつては同村に地頭代も在所していたと考えられるが、「戦災実態調査表」では字城間以外には地頭代を<屋号>とする家はみあたらない。これは近世期のある時期から、地頭代は居住地(おえか地のある村)に関係なく名島「仲西」のみを継承したのではないかと思われる。

<屋号>地頭代家(8家)は仲西姓を名乗っているが、地頭代波平家は赤嶺・宮城姓である。このことから、<屋号>波平の家筋からも地頭代職に就いた人物がいたと思われる。明治13年戸籍申請~20年代、地頭代名に「石川」「比嘉」が見られるので、地頭代波平もその時期に就任したのであろう。

3 字城間の姓名

a、姓

前項に掲げた各々の屋号を有する家が、どのような姓であるかを昭和62年調査(筆者による)から列記し、また、どのような名字を称したかを伝承と明治36年「請願書」の名簿から記す。()内は姓を示す。

①屋号=姓の家

与座(与座)・又吉(又吉・比嘉)・比嘉(比嘉・西原)・粟国(粟国・仲西)・津波(津波・赤嶺・粟国)・赤嶺(赤嶺・西原・城間・比嘉・又吉)・仲村渠(仲村渠・仲村)・我如古(我如古・宮城)・親富祖(親富祖・内間)・島袋(島袋)・古波蔵(古波蔵)・宮里(宮里・津波)・国吉(国吉)・玉那覇(玉那覇)・照屋(照屋)・宮城(宮城)・内間(内間・親富祖・宮城)・仲西(仲西)

②屋号≠姓の家

ノロ殿内(古波蔵・西原)・仲(赤嶺)・波平(宮城・赤嶺)・安座名(照屋・比嘉)・与那門(伊波)・勝連(西原・比嘉)・一番飯(西原)・文子(宮城)・地頭代(仲西・我如古)・耕作(内間)・蔵根(宮城・当山)・チルミ(城間・

仲西)・八重山(比嘉)・永張(宮城)・玉井(又吉)・ナカタイ(宮里)・エイジン(苗字栄仁による)・シバンタ(不明)・アカティー(不明)・アカタイ(比嘉)・前又屋(不明)・上門(粟国?)・石当(我如古)・嘉門(比嘉)・和奈(不明)・前原(仲西)・崎原(内間)・上間(粟国)・眞志(不明)・花内(我如古・又吉?)・宮城)・天久(宮城)・西原(宮城)・新屋(宮里)・松尾(宮城)・金細工(宮里)・渡慶次(当間)・山根(粟国・宮里)・久場川(比嘉)・小湾(仲西)・港川(宮城・粟国)・酒庫理(比嘉)・当村渠(西原)・仲村(仲村渠?)・名嘉(比嘉?)・石原(不明)・翁長(不明)・当間(宮城)・高良(又吉)・大平座(不明)・友寄(不明)・伊波(我如古)

かつて字城間の拝所のひとつに「波平森」(ハンジャムイ)があり、城間ノロが司る齋場であった(『琉球国由来記』)。古老はこの森をトゥンジュクル(殿所?)ともいう。<屋号>波平は表1にみるように9家(宮城・赤嶺姓)があるが、その命名はこの森に由来しているのであろう。森の祭祀にも関わりをもつ家筋と思われるが、推測の域を出ない。

また、『沖縄 姓名と風土』(多和田真助著)によると、「赤嶺門中」に所属する家筋は赤嶺姓が多く、次いで西原姓、城間姓の順となっている。本来は「赤嶺門中」の西原・城間姓を名乗る家は赤嶺姓に戻すべきで、改姓について同門中で話題になるという。門中の西原栄正さんの親戚関係は、長男・三男系統が西原、次男系統が城間とそれぞれ異った姓を名乗っているが、城間姓は戸籍申告の際に、応答のヤマトの役人が、「浦添間切城間からチャービタン」と申告者が緊張して述べたのを役人が即座に「城間」と記したことから、この家は城間姓を名乗ることになってしまったのであろう、という(西原栄正さん談)。

ところで、明治36年の資料、「請願書」にある城間村で城間姓を名乗る家は1家のみで、戸主「城間松」は嘉永6年(1853年)生まれと記される。沖縄での戸籍施行は明治13年(1880年)である。「城間松」はその当時27歳であり、「請願書」時は

60歳となる。「赤嶺門中」の伝承にいう城間姓で申告した人物かと思われたが、西原栄正さんによると、明治28年頃に「赤嶺門中」の城間家は那覇に移住しており、城間松さんは「チルミ門中」の一員であるという。〈屋号〉チルミの家筋も城間姓を名乗っていることになるが、「請願書」には「赤嶺門中」の城間某は記載されていないことになる。現在、字城間で城間姓を名乗る家筋は10を数える（NTT電話帳より）。

〈屋号〉城間は字屋富祖に城間小の1家、字沢岨に城間・新城間・城間小の3家、字小湾に城間屋・西城間屋・東城間屋の3家がある（昭和20年）。〈姓〉としての城間は、「請願書」（明治36年）によると、字小湾に3家、字城間・字宮城に各々1家が名乗っているのみである。

近世期の地頭は曖村の地名を家名とし、転封毎に家名が変わる。村名を姓とするのは士族のみに許された命名法であった。また、同地頭の曖村の村人は地名を〈屋号〉・姓にも使用してはいない（但し、字安波茶に安波茶門なる屋号を称する家がある）。「請願書」をみると、浦添各字内で城間姓を名乗る家は士族籍を有してはいない。字城間の「赤嶺門中」で城間を名乗っている家は、先きに述べた明治期の戸籍申告の際に「城間」姓になってしまったので、これには当てはまらない。〈屋号〉チルミも城間姓を名乗っているのも同様な事情によるのであろうか。

「請願書」にみられる明治36年時の字城間の姓は、宮城が24家、比嘉が16、赤嶺・西原がそれぞれ15、又吉14、与座12、粟国・内間が各々11、我如古・仲西・宮里が各々10、古波蔵7、親富祖・津波・仲村渠がそれぞれ6、伊波4、国吉3、照屋2、城間・宮平が各々1家で、20姓（計184戸）を数える。しかし、全戸主が請願書に記入していないので（明治36年戸数は398戸）、この資料をもって、明治期に20姓のみが字城間に存在していたとはいえない。昭和20年時の調査（戸数は278戸）を示す〈屋号〉一覧に基づいた「姓」をみると、当間・島袋がそれにみられない。当間は字沢岨・字内間、島袋は字前田・字沢岨・字内間にそれぞれ多く、〈屋号〉玉井の又吉姓は字牧港に多い。「請願書」の宮平

姓は字牧港に多い。同資料に記される姓を分類してみると、赤嶺・粟国・我如古・国吉・津波・照屋は城間村のみにしか存在しない。

b、字城間の名字の特徴

昭和62年の調査で判明したこと（拙稿「浦添市字城間の民俗覚書」、『史海』第四号に掲載）であるが、かつて同字では組み分け（砂糖組・地域区分）を記した番号表示が、各自の名頭に付されている。約70才以上のご老人（男性のみ）は大半がそうである。1番組が池、2が仁、3が産、4が清、5が伍、6が陸、7が識、8が鉢、9が久、10が重である。例えば城間池郎は1番組地に基本的に居住し、1番組の砂糖組に所属している人物である、という具合に名の頭をみれば居住区域と所属組番がただちに分かる仕組みとなっていた。

c、名字の由来について

その由来について、『沖縄姓名と風土』に収録された字城間の宮里栄正さん談によれば、王府時代に各間切、各村の住人に定期的に課された賦役（夫役、公事のために徴発される労役）が城間村人にも課されたが、大きい村にもかかわらず熱心ではなかった。同村出身の王府勤務の某筑登之親雲上はその都度に肩身の狭い思いをしたという。そこで思いついたのが、村を区分、さらに各組の戸籍整備して、これに基づき賦役を課した。おかげで、労役不参加者の数も減少し、某筑登之親雲上は王府からご褒美を賜った。その夫役監視の方法が、前記の組み分けと同組員に冠した文字表記だという。

多和田氏はその著の中で、池から重の字句は「姓」でその下に付く字は「名」と捉えている。つまり、池牛・識三なら池・識が姓、牛・三が名で、某筑登之親雲上の立案により士族並みに城間村百姓に「姓」を与え、個々の童名等の一字と組み合わせられた城間村独特の「姓名」であると理解されている。筆者は多和田氏のいう「姓」は、「組み分け番号」だと思っている。それに付随する語句は童名の一字であろう。「宗門改め」に関連して17世紀中頃に制度化された「五人組（与）」に付された通し番号（与番）や、

地与（地割与）の与番との関係をも考えられるのではなかろうか。いつの時代から平民、百姓が「姓」を有したかははっきりと指し示す資料は、現在見つけてはいない。

崇禎9年（1636年）から総山奉行所の管轄で「宗門改め（人数改）」が開始され、その帳簿に各間切・各村の人員、家内・与の構成員及び性別・年令・名（童名）が記載された。^{注6}順治11年（1654年）には山奉行が戸籍事務（「宗門改め」をいう）をも兼管したことが『琉球国旧記』で知れる。尚貞王3年（1671年）に設置された大与座は、尚敬17年（1729年）から役座（役所）を建て、戸数・出生・死亡など戸籍関係を扱うようになり、「宗門手札改め」をも兼務した（『球陽』）。琉球（沖縄）で、現在の戸籍整備に類似した業務が開始されたのは、崇禎9年の「宗門改め」を鎗矢とするのであろうか。その帳簿・手札に記載された姓・名を^{注7}もって、百姓階層の姓名？の始めとするかは疑問が残るが、この頃から、王府がキリシタン禁制の目的で実施した宗旨調査のため、百姓一人々々を掌握すべく一人称語が充当されたともいえよう。または、地与（地割与）構成の際に付された可能性もある。近世末期には百姓も姓名を有していたことは、生子・借金・身売り・模合等の各種証文や、名寄帳・地割帳等から理解できる。^{注8}但し、それら記載姓名で名字が童名を踏襲し、また、名字が姓字の前に表記されていることを考えると、現在でいうところの「氏名」に、即イコールとはいえないようである。明治13年の戸籍編成まで待たねばならないのかも知れない。^{注9}

d、組番号と某字の結合

ところで、「請願書」に記載された字城間の登録者の名字をみると、必ずしも組番+童名一字ばかりではない。資料中、出生年が早い（天保年間）人物名を掲げてみる。

赤嶺識加	天保10年	赤嶺識羽	天保10年
赤嶺仁山	天保10年	栗国陸歳	天保12年
栗国清忠	天保3年	親富鉢鉢野	天保2年
国吉伍連	天保6年	国吉清松	天保14年
津波陸金	天保13年	照屋識昌	天保11年

仲西陸山	天保7年	仲西池利	天保6年
仲西池中	天保14年	西原産郎	天保6年
比嘉伍德	天保14年	比嘉池多	天保6年
比嘉清蘭	天保3年	又吉仁敬	天保11年
又吉仁栄	天保8年	宮城重八	天保11年
宮城久留	天保12年	宮城伍晴	天保14年
宮城陸羽	天保2年	宮城陸共	天保14年
宮城伍廉	天保11年	宮城伍宜	天保12年
宮里龜	天保5年		

天保年間（1830～43年）生れの人達の名字をみると、1名が姓+名（童名）である。他は姓+組番+某字で、仁+山（山戸）または清+松（松、松戸）、産+郎（次郎=次良など）等の童名との組み合わせもあるが、連・蘭・羽・野など、近世期の百姓童名にこのような字音が宛てられていたとは考えにくい。^{注10}近世史料をみる限りそうである。他の事例に、黄・此・給・舎・森・農・取・禄・遥・声・性・非などがあると、尚更である。しかし、「請願書」が明治36年の資料であることを考慮すると、当初は、組番+童名一字が基本であったことも考えられるが、近世期末の城間村に関する史料（証文類等）がないので、明治以前にも組番+（童名一字など）の名付けが基本で、池樽（名）+親富祖（姓）などと証文類にも記載したとは断定できない。他の地方文書をみる限りその可能性は薄い。

沖縄県庁編「沖縄県日誌」の明治15年2月28日付の記事中に、城間村貢糖の焼人・仲西<鉢国>、検見役・内間<重起>の名が見られる。この断片資料や「請願書」から、明治時代の城間村（字）の男子の名付けは、組番+某字が基本ではなかったかと思われる。また、「請願書」にある姓名を一見すると、同名（但し、清山のみ）は一例あるが、同姓同名は一例もないことが分かる。明治13年2月の戸籍編成期、城間村担当の受付役人の急場の知恵とは思えない。

城間村の名字構成に似た事例として、久米島仲里間切儀間村の平民名が番号（組番？）と童名を組み合わせていることが、「沖縄県日誌」の明治14年11月22日付の記事「人民賞与御届」で分かる。掲げるに、嘉手納松二・富盛松三・大嶺龜三・高江洲樽

五・喜屋亀六・喜屋武牛九・山城牛十・新垣松萬など、明らかに〈童名＋番号〉の番号付加になんらかの意図をもって、名字を構成したと考えられる。但し、次良・三良などはそのまま次郎・三郎と表記され、また、〈童名＋番号〉以外の名字もみられる。

また、他の類似事例として「請願書」中の大里間切村人の名がある。村数は23あり、その内2村を除いた村の住人（現在、70歳以上男子）は、その居住地（村）の名1字を名前に使用しているのである。例えば、当間村内の住人なら当吉、当彦。南風原村なら南栄、南長。古堅村なら堅太郎、堅明。与那原村なら与徳、与盛などといった具合である。さきにみた多和田氏の『沖縄 姓名と風土』にも、その事例は引用されている。それによると、当時（明治の戸籍の整備）の字（村）真境名出身の役場吏員のアイディアで、手あたり次第に戸籍上の姓名をつけたのでは“どこそこのなにがし”ということが分からない。そこで「西太郎」とすれば「西原部落（村・字）」の出身であることが、一目瞭然となる。という伝承を掲げている。この命名法は一見合理的にみえる。多和田氏のいうように「いい加減のようでもあるが、“どこそこのなにがし”という点からすれば、土地と住んでいる人との切っても切れない関係が相当に重要だったことを物語っている」のであろう。

仲里間切儀間村の事例〈童名＋番号〉にみる番号が、城間村の「賦役（夫役）」充当の区分け、組み分け同様の意味をもつものなのかどうかは、分からない。名字にしても城間村の漢字（池～重）、儀間村の漢数字（一～十・万）という違いもある。両村に共通していることは、順列を意識した文字を使用していることであろうか。大里間切の場合は、同間切のどの村の出身者であるかが、名前から分かるようになっているのである。村名一字を付加した命名法（村分け）が、それがしの出身村のみを知る手掛かりだけのものなのか、または村・土地と住民の地縁的結合性を示すためのものなのか。城間村のように村内の自治的機能性を有していたのであろうか。いずれにせよ、間切レベル、村レベルの差はあるけれど、どちらも住民の居住地〈分け〉を意図した命

名法といえる。

いつころから、城間の村人の名付けが池～重を冠したかは、はっきりしないが、この命名法は他市町村にみられないもので、字城間在住の各人の名（但し、約70歳前後の男性）を特徴付けている。現在はこのような特異な命名法は廃れている。

おわりに

この小論は、当初から事例報告を主体とした「字城間の屋号と姓名」を概観的にまとめたものである。ので、歴史・民俗学的レベルでの見識が欠落した論の進め方にならざるを得なかった。その点で筆者自身、地頭代仲西親雲上が「仲西村」を「名島」として「仲西」姓を称したこと、同時にその「おゑか地」が仲西村にあること等、本文中に推測や独断的な表現箇所が多く、批判の対象になるであろうことは否めないと思う。某屋号がどのような姓を有するか等の調査不足や、引用した近世史料（例えば、「宗門改め」や各種証文）を的確に解析していないこともまたしかりである。

小川徹氏のいう「士族門中が親族集団の疑制の上に形成されていることを考慮すれば、初期の士族門中のなかに当時の百姓社会の制度・観念が反映しているであろうことは十分に考えられる。」（『沖縄民俗社会における『門中』』）ことから、同じ村内居住の平民百姓の屋号を親族集団を表す記号？として捉え、その中に百姓（無系）社会の観念や制度の一端を窺うことができ得ればと思い、結論を急ぐものではないが、この拙文を掲載した次第です。百姓の姓名の由来が屋号とどう関わり、近世史料にみられる平民姓が村名（または小地名）・屋号に由来するのかどうか等を考える上でのヒントになれば幸いです。

注

- 注1 『浦添市史 第六巻』p358～p369、「第二節浦添のウェーキ」および『浦添市史 別巻』p65～p72、「4 戦前期浦添の農業と農家」を参照のこと。
- 注2 『浦添市史 第二巻』p245～p246に収録。

- 注3 『琉球国由来記』『琉球国旧記』に浦添間切の管轄村に又吉・親富祖が記され、『おもろさうし 巻15』に「おゑやふそ」「またよし」なる地名が語られている。『欽姓家譜』の四世古覇倉清盈が尚寧王世代に、浦添間切又吉(村)地頭になり、親方になってから城間地頭に就いている。家譜の多くには「又吉の名島を賜る」とみえ、ある時期に又吉村が吸収合併され、それ以後村名は褒賞の対象としてのみ扱われていたようだ。親富祖は名島の対象として家譜類にはみられない。伝承に、字城間に隣接して小村又吉、字屋富祖に親富祖が隣接していたという(『市史第四巻』を参照、p287～p293)。
- 注4 『琉球国由来記 巻二』「沖縄県下各間切各島夫地頭以下役俸調」「墓敷の譲渡証文」『近世地方経済史料 第10巻』『法務資料 第320号』。以上は、『浦添市史 第二巻』収録の近世から明治18年までの史料であるが、地頭代名はすべて「仲西」姓で記される。明治19年以後の史料には「比嘉」(明治19年)、「石川」(同27年)もみられるようになる。
- 注5 『沖縄県日誌』(沖縄県庁編)の明治13年7月19日付の記事に、「各間切中夫地頭以下文子迄ノモノ三四名ヲ選任シ戸籍ニ関スル一般ノ事件ヲ専ラ取扱ハシムル事」とあり、明治13年戸籍編成の時、各間切番所詰の地方役人から選任された地頭代以下三、四名の吏員が戸籍事務に充たったことが分かる。伝承でいうところの「戸籍申告」「ヤマトの役人」がこの時期に相当するのかは判断しかねる。また、『大与座規模帳』記載の、大与座の宗門手札改奉行管轄の下、各間切の「大さばくり五人ニ惣地頭構」で行なわれた(1671年、以後毎年)家内、人名、宗旨などの人別調査の事をいってはいないようである。近代の戸籍制度の変遷については、金城善氏の「近代沖縄における戸籍制度の一端——戸籍法の施行から壬申戸籍の改製まで」(仲松弥秀先生傘寿記念論文集『神・村・人』第一書房刊)に詳しい。
- 注6 沖縄市教育委員会編『間切公事帳の世界』のp46「札改めについて」、p89～p90「御札改之公事」、p102～p103「諸帳の取納座への出入改について」に詳しい。
- 注7 『大与座規模帳』(『沖縄県史料 首里王府仕置2』に収録)の「生子証文」の届出様式や、『琉球史料72』の「親見世日記乾隆三十三年」収録の大与座、札改所へ提出の「覚(生子証文)」「口上覚(継子養育願い届)」を参照のこと(『那覇市史第1巻10』に掲載)。
- 注8 京都大学所蔵『琉球資料 93～96』(浦添市史2巻・宜野湾市史4巻)など証書類に記載される「むた親富祖」「三良親富祖」「かま島袋」や、『球陽』尚敬王二年の条(1713年)にみる「樽石川」「留戸石川」「崎間」「比嘉」「仲西」など、浦添間切平民(百姓)の姓名が散見できる。
- 注9 明治13年時の戸籍申請の見本書きは、『神・人・村』(「近代沖縄における戸籍制度の一端」)p460～p461に掲載された首里士族「池原厚重」の願書を参照のこと。
- 注10 『琉球人名考』(『東恩納寛惇全集 6』p366、第一書房発行)の「第二章 童名の附加語」記載の平民童名を参照のこと。

浦添ようどれの青石製の屋根をめぐる謎とそれを解き明かす文献

浦添ようどれを訪れるたびに、尚寧王陵の左手に現在放置されている石厨子の屋根のようなものは、いったい何なのか、なぜ屋根だけなのか、不思議な存在のこの屋根にまつわる歴史を考えさせられてしまう。

ところが、1934～35年（昭和9～10）に来沖した田辺泰がその調査の成果を巖谷不二雄との共著として1937年（昭和12）に発行した『琉球建築』に、浦添ようどれの写真と配置図が収録されている。それによると、石厨子の屋根のようなものが放置されている位置に「惜字炉（せきじろ）」と呼ばれるものがあり、その炉の屋根が現在放置されている屋根によく似ている。

惜字炉は焚字炉（ふんじろ）とも書き、方言でフンジルーという。正史『球陽』の1838年（道光18）の記事に「焚字炉創建す。冊封正使林鴻年臨国の後、国人をして焚字炉を設けて字紙を敬惜せしめんと欲し、特に字紙を惜しむを勧むるの文を賜ふ。即ち国中をして場を察して焚字炉を設け、以て字紙を敬せしむ」とあり、中国の「敬惜字紙」の風習がその時から沖縄にも取り入れられ焚字炉が設置されたということである。

しかし、番所（現在の役所）や学校では文字の書かれた紙を焼くために設置されていたようであるが、浦添ようどれでの焚字炉の使われ方がはっきりしなかった。

それに答えてくれたのが折口信夫である。折口の「沖縄探訪記」（『折口信夫全集』第16巻所収）によると、焚字爐の別の用途として「浦添のようどれの尚寧の墓に接して〔焚字炉〕がある。これは、清明節に上げた紙を焚くのだ」と覚書を記しており、ウチカビ（打ち紙）を焼くために用いられたようであることがわかる。「沖縄探訪記」は折口が1923年（大正12）7～9月に沖縄探訪調査をした時のフィールドノートである。

それでは、その屋根がその時期に焚字炉の屋根として使用され、いつ、壁の部分がなくなったのであろうか。浦添が沖縄戦の激戦地で浦添ようどれの玄室があらわになっていたことを考えると、その時であらうとも思われる。

ところで、1939年（昭和14）、日本民芸館の同

人と共に来沖し浦添ようどれにも立ち寄った柳宗悦の「琉球の風物」（『柳宗悦全集』第15巻所収）に次のような興味深いことが記されている。「此の王陵は入ることを禁じてゐない為、荒らされてゆくのは残念です。非常に美しい石彫の燈籠も今は屋根のみ残り棄てられたまゝです」というものである。柳は放置されていた石彫の屋根を燈籠のものだとしているが、浦添ようどれには燈籠はなかったことから柳の見た屋根は焚字炉の屋根ではないかと考えられる。

折口信夫が1923年に聞き取りした浦添ようどれの焚字炉は、1934～35年には田辺泰が撮影した写真に写っていることからその時までには存在していた。そして、写真に写って焚字炉の屋根は現在放置されている青石製のものとよく似ていることから、それが使用されていたと考えられる。その後、1939年に柳宗悦が見た時には「屋根のみ残り棄てられたまゝ」の状態であった。これらのことから、1935～39年の間に、何らかの理由で焚字炉の壁の部分が破壊されたか、あるいは自然に崩れたかということになる。なんらかの理由で、浦添ようどれにゆかりのある石厨子の屋根だけが王陵の玄室外に放置されているのだと思っていた。琉球大学理学部海洋学科の木村政昭氏と宮内龍太郎氏の分析結果では、この材質は俗に「青石」といわれる中国産の輝緑岩であることがわかり、ますます高貴な方の石厨子の屋根であろうと思っていた。

それでは、焚字炉の屋根として使用されていたものが、なぜ青石製だったのかという疑問が残る。焚字炉の屋根が青石製であってもよいのであるが、青石製の碑文や石厨子などはそのほとんどが1477～1526年の尚真王代に集中していること、焚字炉の設置は1838年からであるということである。この浦添ようどれの青石製の焚字炉の屋根にはその前史があったはずである。焚字炉の屋根に使用される前には、浦添ようどれにまつわる石厨子の屋根として使用されていたのではないだろうか。そのことを解き明かす文献資料が見つかることを期待したい。

〈福村光敏〉

「琉球史料叢書」の出版記事紹介

1991年6月27日の琉球新報・沖縄タイムスの紙面に、「戦前の新聞見つかる」という見出しで、県議会史編纂室が東京の國學院大学図書館に保存されていた戦前の琉球新報・沖縄日報を見つけたというものであった。これらの新聞は、沖縄を何度も訪ねている折口信夫氏所有の資料で、1938年1月から5月迄と、1940年の1年分というまとまったものであった。これらの新聞は、現在迄未確認の部分が多かっただけに、たいへん期待をもたれ、早速1992年の2月22日には琉・沖縄紙ともに、沖縄県立図書館に國學院大学からマイクロフィルム化されて寄贈された経過を知らせる記事が掲載されている。そこで、現在全集刊行作業中の真境名安興の執筆した記事がないだろうかということで、フィルムを見せてもらい、幸いにも「沖縄現代史」がいくつか見つかったのだが、この経過については『真境名安興全集』刊行事務局のニュースの中で紹介されるであろう。

ところで、この作業中に伊波普猷関係の記事で面白いものを見つけたので紹介することにしよう。写真にもあるように、昭和15年（1940）4月27日の沖縄日報の記事がそれである。見出しには「初の琉球史料叢書『琉球国由来記』伊波氏の解説で出版」とある。そして伊波普猷の写真が掲載されている。この史料集は、沖縄では歴史学のみでなく、民俗・文学ともに重宝して使用させてもらっている『琉球史料叢書』全5巻のことである。しかしながら、記事中には「東京にて高安記・発・伊波普猷氏の数年・の日子を費やした精進が身を結んでこの程『琉球国由来記』が出版のはこびに到った。同書は東京名取書店から出版される『琉球史料叢書』の第1巻として編まれたものだが、この『琉球史料叢書』は全部で約20巻に及び慶応大学教授横山重氏・東恩納寛惇に伊波普猷氏を加へた三権威が解説執筆に当たるもので」というように、当初は20巻もの大史料集として刊行される予定となっていたとある。

『琉球史料叢書』の中で伊波普猷の担当したのは、第1巻の「琉球国由来記」と「琉球国旧記」の解説

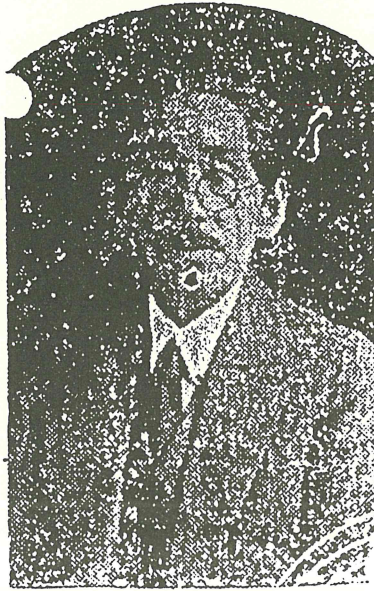
であるが、後者については9月25日脱稿となっている（「叢書」第3巻参照）ので、この記事の時にはまだ書き上げられていなかったのであろう。一方前者の解説を伊波普猷が伊豆吉奈温泉で書いたのは、その解説末尾に月日と共に記されているので判っていたが、それが2週間というわりと長期の時間、しかも全く専念する形でかかれたという事実が判って面白い記事である。また取材は単独で伊波普猷におこなったものらしく、中野区塔の山の自宅にて取材した旨の事が記されている。ところで彼が伊豆で2週間かけて書いた解説は、現在由来記の本文と共に読む事が出来る（「叢書」第2巻参照）。

ところで、繰り返すようだが、名取書店発行のもの、それから東京美術社の本及びいくつかの復刻本でも判るように、『琉球史料叢書』は5巻である。横山重氏の「後記」（「叢書」第5巻参照）の中にも、20巻の計画の事は記されていない。むしろ当初から5巻として準備したかのような記述に占められている。しかし、収集史料の中に「球陽」や「碑文記」等があること、刊本にはならなかったものの原稿作成した「球陽」があり、そのうつしを戦後球陽研究グループへ提供した事などが記されていることや、さらに東恩納寛惇の解題も新聞に「第二巻は『中山世譜』で東恩納寛惇氏が当たる事になっている」という説明と比べて、彼の解題が「球陽」等も含めた幅広いものになっている。横山氏の「後記」には昭和11年（1936）から5巻として準備されている様に記されてはいるけれど、計画の段階では20巻という計画もあったのであろうかという事を推測させる。5巻の刊行の時も既に日支事変（日中戦争）の膠着状態にあり、印刷用紙も制限されていた時代である。新聞社がそうであったように、出版書店も統合され、名取書店も岩波書店へと吸収されている。以後統制の中で戦争へ、そして昭和20年（1945）の敗戦をむかえる。このような時代ためになくなった計画であったのであれば、いかにも残念といわざるを得ない。

〈小野まさ子〉

初の琉球史料叢書 『琉球國由來記』

伊波氏の解説で出版



東京にて高田記、伊波氏
氏の数年の日子を費した精進
が、ついにこの程、『琉球國由
來記』が出版のはこびにやつた
同門は東京各取店から出版さ
れる『琉球史料叢書』の第一巻

として扱われたものだがこの
『琉球史料叢書』は全部で約二十
巻に及び、歴代大分教授横山重比
郎、伊波氏、に伊波氏を
加へた三冊が解説執筆に當る
ものでその第一巻たる『琉球國

由來記』の解説には伊波氏、第
二巻は、中山世譜で中恩納寛
惇氏が當ることになつてゐる。
横山教授は『琉球神道記』の著
者として斯界の學究である。伊
波氏は、の浩翰な『琉球國由來
記』の解説を執筆するため伊豆
吉奈温泉にもむいて二週間に
たすた製作に没頭、この程
漸く脱稿して歸した。伊波氏
は中野區塔の山の自宅で語る。
『琉球史料叢書』の出版はまことに
劃期的なものであり、その第
一巻『琉球國由來記』の如きは
初の出版であるので琉球研究に
大きな貢獻をするものと考へら
れる、この解説に當つては「日

本文化の漸進」と「神祕考」の
諸論文を参照し更に慎重な態度
で臨んだのであるが、いやくも
琉球史を研究するものにとつ
て坐石の川といふべく本書を讀
くことなくして神祕を語る勿れ
といつても過言でないと思ふ。
大分浩翰な書物なので他が當分
約十五冊位になるかもしれない
琉球國由來記は清の康熙十二年
（我が正徳三年）琉球國王尚
敬の命によつて編纂され、琉球
の「延寶式」ともいふべきもの
である、刊行に當つては尚敬
（所謂尚敬御物）本を台とし
て編纂した（元々尚敬の琉球
史料中のものと）校合する等の
一方ならぬ努力が拂はれ、冊數
すべて一冊一冊前後に分れ、
篇は卷一「王城之公事」、卷二
「官制列品」、卷三「始乾乾
四事始坤」卷五「城中御嶺併首
里中御嶺年中祭祀」卷六「國廟
禮」卷七「泊村由來記」卷八
「那覇由來記」卷九「唐受冊記全
集」卷十一「諸寺舊記」卷十一
「諸門諸寺起」以下十八卷に
及んでゐる

「沖繩日報」昭和15年（1940）4月27日より

『琉球王国評定所文書』既刊分の紹介

■『琉球王国評定所文書』第6巻

* 1991年3月26日発行 * 口絵8頁・本文546頁・総588頁

* 市販定価4,120円（消費税込み）

☐ 発刊のあいさつ 浦添市教育委員会教育長 保久村昌伸

☐ 目次 ☐ 凡例

〔巻頭論考〕17世紀末における琉球国の動向 上原兼善

1 年中各月日記帳当座（咸豊2年）

* 1470号 * 解題・田里 修

2 案書（咸豊2年）

* 1471号 * 解題・池宮正治

3 英人より差出候文及英人江差遣候文之大意（咸豊元年～2年）

* 1473号 * 解題・田名真之

4 天草人漂着日記（咸豊2年）

* 1481号 * 解題・恩河 尚

5 従大和下状（咸豊2年～3年）

* 1486号 * 解題・島尻克美

6 案書（咸豊3年）

* 1487号 * 解題・小野まさ子

7 八重山島江異国船来着唐人・英人等下置候付一卷帳（咸豊2年～4年）

* 1498号 * 解題・西里喜行

8 八重山島江英船より卸置候唐人等一件付渡海之御使者日記（咸豊3年）

* 1500号 * 解題・豊見山和行

9 標題のみ（21点）

☐ 編集委員名等

■『琉球王国評定所文書』第7巻

* 1991年3月26日発行 * 口絵8頁・本文627頁・総665頁

* 市販定価4,120円（消費税込み）

☐ 発刊のあいさつ 浦添市教育委員会教育長 保久村昌伸

☐ 目次 ☐ 凡例

〔巻頭論考〕英宣教師ベッテルハイムの琉球観 照屋善彦

1 亜船来着ニ付那覇ニ而之日記（咸豊3年）

* 1501号 * 解題・高良倉吉

2 亜米利加船来着天久寺江止宿ニ付泊ニ而之日記（咸豊3年）

* 1502号 * 解題・金城 功

3 亜船来着天久寺止宿之亜人唐人等日記（咸豊3年）

* 1504号 * 解題・糸数兼治

4 亜人成行御国許江御届之扣（咸豊3年）

*1505号 *解題・里井洋一

亜人成行御国許江御届之扣（咸豊3年）

亜人成行守衛方江御届申上候写（咸豊3年）

5 標題のみ（4点）

☐編集委員名等

琉球・中国交流史関係主要文献目録

1 日本語著作

〔編著者〕	〔書名〕	〔刊行及び刊行年〕
又吉盛清	日本植民地下の台湾と日本	沖縄あき書房 1990年
除 恭生	中国・琉球交流史	ひるぎ社 1991年
赤嶺誠紀	進貢船物語	筑摩書房 1991年
琉球新報社編	新琉球史 近世編 (下)	琉球新報社 1990年
琉球新報社編	新琉球史 古琉球編	琉球新報社 1991年
浜下武志・川勝平太編	アジア交易圏と日本工業化1500～1900	リポレポート 1991年
佐久間重雄	日明関係史の研究	吉川弘文館 1991年

2 日本語論文

川畑 恵	台湾出兵についての一考察	沖縄文化研究16 1990年
又吉盛清	沖縄女性と台湾植民地支配	同上
真栄平房昭	近世琉球の外交史料の伝存状況 —「尚家文書」「内閣文庫」の冊封関係史料を中心に—	九州地域 1990年
亜 平 (小島晋治訳)	明清時代中国・琉球関係の貴重な公文書 —歴代宝案—	歴代宝案研究・創刊号 1990年
比嘉 実 (孫薇 訳)	「おもろそうし」の海外交渉資料 一 (中文要旨 歌謡草子中の海外交渉資料 一)	同上
名嘉正八郎・山田義時・孫薇 (孫薇 訳)	<史料紹介>中国第一歴史档案馆の 琉球関係同時代史料について (中文要旨 関于中国第一歴史档案馆の琉球史料)	同上
糸数兼治 (孫薇 訳)	救火水龍の導入について (中文要旨 関于救火水龍的引進)	同上
小葉田淳 (孫薇 訳)	歴代宝案について (中文 関于『歴代宝案』)	同上
徐 恭生 (上里賢一 訳)	琉球国王印信問題研究 (琉球国王印についての研究)	地域と文化 第58・59合併号 1990年
徐 恭生 (上里賢一 訳)	琉球墓調査與研究の研究成果初稿 (琉球人墓調査・研究の新しい成果 初稿)	同上
真栄平房昭	近世日本における海外情報と琉球の位置	思想 10月号 1990年
真栄平房昭	太平天国の乱と琉球	新琉球史・近世編(下) 1990年
西里喜行	冊封体制の解体と清末知識人の東アジア認識 —台湾・琉球・越南・朝鮮問題を通して—	平成元年度科学・研究費補助金 一般研究C研究成果報告書 1990年
上原兼善	17世紀末期における琉球国の動向	琉球王国評定・所文書・第6巻 1991年
仲地哲夫	近世における琉球・薩摩間の商品流通 —1680年代～1810年代を中心に	九州文化史研究所紀要 1991年
孫 薇	冊封・朝貢について —中琉の冊封・朝貢関係を中心に—	沖縄文化研究17 1991年

田中健夫	中国・朝鮮の史料にみる琉球	新琉球史・古琉球編 1991年
豊見山和行	統一王国形成期の対外関係	同上
田名真之	古琉球の久米村	同上
真栄平房昭	南蛮貿易とその時代	同上
村井章介	古琉球と列島地域社会	同上
国吉菜津子	琉球における陶磁貿易の一考察	南島史学・第38号 1991年
クリスチャン・ダニエルズ	17、18世紀東・東南アジア域内貿易と 生産技術移転—製糖技術を例として—	リポート 1991年
鞠 徳源 (孫薇 訳)	明清档案と中琉関係史料の構成について (中文 明清档案與中琉関係史料之構成状況)	歴代宝案研究・第2号 1991年
比嘉 実	「おもろそうし」の海外交渉資料(二)	同上
糸数兼治	梅公氏等漂流一件注記	同上
富島壮英	「歴代宝案」第一集の編集者達	同上

「老後家中記 伊江朝睦」

比嘉聡・沖縄歴史研究会

ここに紹介する史料は現在、写真帳で沖縄県立図書館史料編集室に所蔵されているものであり、原本は川平朝申氏によって保管されている。川平氏が所蔵していた「伊江親方日記」は、『那覇市史』（資料編・第一巻二）に活字化して採録されているが、本史料はまだ活字化されておらず、今回沖縄歴史研究会の会員によって筆耕した次第である。

本史料は嘉慶一六（一八一）年に書かれたものであり、外題は「老後家中記 伊江親方朝睦」となっている。

伊江殿内は、本家にあたる伊江按司家（御殿）の五世朝敷の四男朝叙が興した家といわれている。その二代目当主にあたる朝叙の長男は嫡子に恵まれず、次男の嫡子であった朝睦が長男の養子となり、三代目伊江親方となったようである。その朝睦は、乾隆四七（一七八二）年から嘉慶六（一八〇一）年までの二〇年間も三司官を勤めた人物であり、「球陽」によると褒奨条例・科律の編集等にも携わったようである。また、この時期の世情は比較的安定しているように見えるが、実際には王府は財政難にあえぎ御加勢に頼るところも大きく、農村も疲弊している状況であった。

さて本史料の概要を見てみると、まず嘉慶一六（一八一〇）年九月吉日付の毛氏里之子親雲上（盛郁）の〈付録〉（文書番号1、以下同じ）がについている。内容は、朝睦の書いた「老後家中記」を改正するように仰せ付けられた盛郁が、この書を三日間拝読し彼の親類縁者へ対する善行を誉めちぎり、彼の人柄にいたく感動している。そして自分の亡き父もこの書を読んだらいたく感動したであろうと書いてあり、彼の子孫も彼のような善行を積んで、伊江家が長く繁栄するように願うばかりであると綴っている。この文書一は同年二月付の朝睦の文書より七ヶ月も後であり、上記の内容からしても本来なら後半に来るべきではないかと思われる。

朝睦が、この「老後家中記」の改正を盛郁に依頼した文書は、「伊江親方日記」の中に見ることができる。同年一月中旬の中に、

一 十三日、先日武島里之子親雲上江老後家中記添削相頼置候付、取しらひ存寄無之、付録書綴被給作得別而入念たる儀ニ而、礼謝私倅兩人ニ而喜久里里之子差支、左之通倅名前を以差遣候事。

一 和扇子一箱 三本入 一 多葉粉入 壹ツ
一 国分多葉粉 壹斤 一 帯地一筋

とある。武島里之子親雲上に「老後家中記」の添削を頼んだが、別に改正もなく特別に付録まで書き綴ってもらったので、お礼として左のような品々を差遣している。朝睦は、付録を読んで盛郁の数々の賞賛の言葉に非常に満足し、十分な礼を尽くしたものと思われる。

（2）以降の文書は朝睦が書き綴ったものである。

まず(2)において朝睦は、家主とは慎重かつ驕らず、家を持続す為に節約すること。また、親孝行かつ親類縁者への援助も充分に行うことと述べて、これまで自分が行ってきた成り行きを(3)以下に述べている。

(3・5)では、祖父が上国した時の仕度料の支払いが自分の代まで残ってしまったが、それを返済し証文も取り返した。(9・10・11)では、実父の年頭御使者の御加勢、上国中に国元で借入した錢、旅料の不足分を伊江島貯錢から立替ておいた分など、すべて自分が返済したと述べている。上記の他に祖父と実父が残した負債も皆返済している(8・18)。

また、家譜が存在しない為確証はないが、朝睦と親類と思われる宜寿次・仲村両家にも相当の援助を行っている。まず宜寿次家には、家内が逼迫している時、上国の仕度料など合力を含めると実是一万三千三百七十三圓の援助を行っていることが(15・21)の文書でわかる。特に(16)では、自分の家の遣り繰りも苦しい状態なのに、宜寿次が奉公でなくなるのを黙止できないということで援助を行っている。同じく仲村家にも同様の理由で合力を含めて四万七千五百圓の援助を行っている。

(25)では、実父および自分と旅役が続いた為に困っていたところに、本家の伊江按司から合力があり、それに大変感謝し本家の御嫡子が上国の時は是非とも恩返しがしたいと述べている。(26)は、垣花親雲上の嫡子を樂童子として上国させる為に援助した話である。これまで援助すべて満額であったのに、ここだけは約束よりも千貫文少なくなっている。

そして(28)では、自分が二十三歳の時に一二万貫余もあつた借金返済の相談を親類一同で行い、仕明請地や諸道具を売り払い、浦添茶園も間切に返した。また、家の遣り繰りも質素・儉約に行い、伊江島の百姓・隠居百姓の末々にまで加勢させて、ついに六〇歳の時に借金をすべて返済した。しかし、借金返済の途中でも親孝行を忘れず、親類で困っている人がいると、これまで述べてきたように援助してきたと述べ、最後は古語を引用しながら倅親方も自分の意志を継いで全うな道を歩めば幸いと締めくくっている。

これまでの話のほとんどは、朝睦が親類縁者が困窮の時に援助した話であつたが、(13)は病死した実父の為に風水師を頼んで新墓を仕立てた話である。以上が本史料の大まかな内容である。

本史料を見る限りでは、当時の士族にとって旅役を仰せつかつて上国するのは相当の負担であつたように思われる。士族の中には旅役以外でも出費がかさんで家内を傾かされてしまう士族も数多くいたと思われる。その中で朝睦は、親類や他人へ相当額の援助を施しながらも、財政を逼迫させることなく家内を存続させている。彼のような人物は、当時の士族社会の中でも異彩を放っていたのではないだろうか。また本史料を通して思い描く伊江朝睦像というのは、己には常に厳しく道徳心に溢れ、他人には仁愛の心を持って接する実にすぐれた人物と言えるのではないだろうか。また、子孫たちも朝睦の志をよく守つたようで、『伊江村史』によると「伊江殿内などは、七代のうち四代が三司官になっている優秀な家系であつた」とある。本史料で朝睦の人物像を思いめぐらしながら「伊江親方日記」を併せて読むと興味深いのではないだろうか。

老後家中記

伊江親方朝睦

附 録

1 老後家中記ハ前法司官尚姓伊江親方朝睦公の御筆記ニ而、御子孫江被
残置度思召之条、可致改正旨蒙仰畢、尊命なれハ奉辞るも憚多、謹而
此書を懐ろにして帰り、三日の間拝誦しける。あゝ此書たるたゞ在之
儘書述給ふ雖為草文其言温厚にして気又平和誠ニ大人之氣象顯然也。
然れハ此書致損益事恐クハ其氣風を破らん、況や言ハ心の声、文ハ声
の跡、其文を見て其人を知とかや、されハ此書此儘被伝置千載之後ハ
孝子順孫永く祖の笑語を思ひ遠く祖の志意を被思召にも切なるへし。
是以予か深く慎て堅ク損益を辞し奉る所なり。抑いはて不止所ハ公の
御善行也。公のいままた御若歳の内御門中會議之上財政を定られ、俟以
て御身に奉し素以て御妻子を被育、而も於御孝養ニは心力を限られ、
たゞ口体而已ならず、定省告面其業を被為立愉色婉容御心志を被奉慰、

老後家中記

伊江親方朝睦

附 録

1 老後家中記は前法司官尚姓伊江親方朝睦公の御筆記にて、御子孫へ残
し置かれたき思し召しの条、改正いたすべき旨仰せを蒙りおわんぬ。
尊命なれば辞し奉るもばかり多く、謹みてこの書を懐ろにして帰り、
三日の間拝誦しける。あゝこの書たるただこれあるまま書き述べ給う
草文たりといえどもその言温厚にして気また平和誠に大人の氣象顯然
なり。しかればこの書損益いたす事恐らくはその氣風を破らん、いわ
んや言は心の声、文は声の跡、その文を見てその人を知るとかや、さ
ればこの書このまま伝え置かれ千載の後は孝子順孫永く祖の笑語を思
ひ遠く祖の志意を思し召さるにも切なるべし。これ以て予が深く慎み
て堅く損益を辞し奉る所なり。そもそもしわで止まざる所は公の御善
行なり。公のいまだ御若歳の内御門中會議の上財政を定められ、俟以

且御実弟両家江友愛を被_レ尽、不断一堂に語り談し、資財乏_レキの時_ハ助成を加_レられ、行役旅粧の節ハ力を合せられ、且御親族方貧窮の方江折節恵を被_レ施、常々人を救に御心を勞し玉ふ。寔に積_レ而能散し富て礼を好むの聖語を守り給ふこと、尤賞翫すべし。かく施を被_レ為好なから於御家中ニは其儉あるにより多金の借財弁_レをなし、後の産をも被_レ制置のよし、これ公の学以て御身を被_レ為修、儉を貴_レび華を禁し、事ハ衆に問ひ当を撰て被_レ行ける驗不_レ賀人ハなし、公と予か父盛恕ハ同学の心友又同く朝に歳を被_レ経し事三十余年（公の吟味役申口御勤之時分、父盛恕ハ御評定所筆者、公の三司官御役之砌ハ筆者主取）公の謙_{（謙）}以て人に交り才を撰_レひ能に任し、尤治体に明らかにおハしけるを、わか父称美せし事于今難忘、あゝ我父存生候ハ、今又公のこの御善行を見て如何程か可_レ為歆心、増_{（増）}而向家の後孫此家中記におひて豈感激限りあらんや、されハ感有て仁心発す、仁心発して孝道起る、孝道起て宗族和睦、宗族和睦して忠勤立、忠勤立て家門貴福なり、経に日、積善の家余慶ありと、たゝ願は孝子順孫御祖親の御心を被_レ為繼、ますます善を積給ひて永く奉仰栄昌而已。

嘉慶十六歲_{辛未} 九月吉日

毛氏

武嶋里之子親雲上

盛郁

て御身に奉_レじ素以て御妻子を育まれ、しかも御孝養に於いては心力を限られ、ただ口体のみならず、定省告面その業を立てさせられ愉色婉容御心志を慰め奉られ、かつ御実弟両家へ友愛を尽くされ、不断一堂に語り談じ、資財乏_レしきの時は助成を加えられ、行役旅粧の節は力を合_レわせられ、かつ御親族方貧窮の方へ折節恵みを施され、常々人を救うに御心を勞したまう。まことに積みてよく散じ富て礼を好むの聖語を守り給うこと、尤も賞翫すべし。かく施しを好ませられながら御家中に於いてはその儉あるにより多金の借財弁_レをなし、後の産をも制し置かるのよし、これ公の学以て御身を修めさせられ、儉を貴_レび華を禁じ、事は衆に問ひ当を撰_レびて行われける驗賀せざる人はなし、公と予が父盛恕は同学の心友、また同じく朝に歳を経られし事三十余年（公の吟味役申口御勤めの時分、父盛恕は御評定所筆者、公の三司官御役の砌は筆者主取）公の謙_{（謙）}以て人に交わり才を撰_レひ能に任し、尤も治体に明らかにおわしけるを、わが父称美せし事今に忘れ難し、あゝ我が父存生候はは今また公のこの御善行を見ていか程か歆心たるべく、増_{（増）}して向家の後孫この家中記においてあに感激限りあらんや、されば感有りて仁心発す、仁心発して孝道起る、孝道起りて宗族和睦、宗族和睦して忠勤立つ、忠勤立ちて家門貴福なり、経にいわく、積善の家余慶ありと、ただ願わくば孝子順孫御祖親の御心を繼がせられ、ますます善を積み給いて永く栄昌を仰ぎ奉るのみ。

嘉慶十六歲_{辛未} 九月吉日
(一八一二年)

毛氏

武嶋里之子親雲上

盛郁

2 人間万事之教者往古之聖賢段々被仰置候付而者、万端其旨を心ニ留、
為家主者ハ何篇相慎、少茂驕之氣無之節候を以家中取統、孝養方又
者親類縁者窮迫之者共救方等、無不足様取計得不申候而不叶儀ニ而、
我若年貧窮之比より心苦を尽し大概致支配候物方之成行、又者存慮
之趣、左ニ申述候。

3 一米八石余

外四百石余

右者先年祖父様年頭御使者御上国^ニ之節、御滞在内江戸江之御使者越
来王子副使被仰付、翌年猶又御上国被成年統之御旅ニ而御仕廻料過
分及不足、久米島より外書取添四百石余御借入有之、後年段々御返
済被成候処、私代迄本行之員数相残、彼之島よりハ三拾石余相残候
由問合有之、先年在番新城親雲上相頼於島算用取究皆同致返済、証
文取帰候事。

4 一雜石三百石余

一錢三千四百四拾九貫八百文

右通兩度之御旅料段々御借入を以御仕廻被成、御当迫之時分伊江島
江地頭所御繰替被下候付、右高島より御借入有之候処、是又私代迄
皆同返済延引相成候処、伊江島疲入作得未進太分差屯候付、乾隆五
十四^乙四年右未進穀ニ引合致返済、証文取帰候事。

5 一錢拾四万貫文

右、辰巳兩度致上国、仕舞料大概右通ニ而可有之候。

2 人間万事の教えは往古の聖賢段々仰せ置かれ候付きては、万端その
旨を心に留め、家主たる者は何篇相慎み、少も驕の氣これ無く節候
を以て家中取り続き、孝養方または親類縁者窮迫の者ども救い方な
ど、不足無き様取り計え申さず候て叶ざる儀にて、我若年貧窮のこ
ろより心苦を尽し大概支配いたし候物方の成り行き、または存慮の
趣、左に申し述べ候。

3 一米八石余

外四百石余

右は先年祖父様年頭御使者御上国^ニの節、御滞在内江戸への御使者越
来王子副使仰せ付けられ、翌年猶また御上国成られ年統きの御旅に
て御仕廻料過分不足に及び、久米島より外書取り添え四百石余り御
借り入れこれ有り、後年段々御返済成られ候処、私代まで本行之員
数相残り、彼の島よりは三拾石余り相残り候由問合これ有り、先年
在番新城親雲上相頼み島に於て算用取り究め皆同返済いたし、証文
取り帰し候事。

4 一雜石三百石余

一錢三千四百四拾九貫八百文

右通兩度の御旅料段々御借り入れを以て御仕廻成られ、御当迫の時
分伊江島へ地頭所御繰り替え下され候に付き、右高島より御借り入
れこれ有り候処、これまた私代まで皆同返済延引相成り候処、伊江
島疲れ入り作得未進太分差屯候に付き、乾隆五十四^己酉年右未進穀
に引き合い返済いたし、証文取り帰し候事。

5 一錢拾四万貫文

右、辰巳兩度上国いたし、仕舞料大概右通にてこれ有るべく候。

6 一豊見城王子与力旅、又者年頭御使者之時仕廻料何分ニ而候哉、諸帳落冊ニ而然与不相知候。

7 一分拾貳万貫文余

右者祖父様御代より負荷太分有之、至私代茂右高相殘候処、段々相働貳拾年成子年迄不殘致返済候事。

8 一錢貳万貫文

右、去年年実父様年頭御使者之時御加勢。

9 一同壹万七千貫文

右、去年年実父様御旅中御国元江御借入有之、照喜名筑登之親雲上差登、私引受返済させ候。

10 一同貳万貫文

右、実父様御旅料不足ニ付、伊江島貯分之内より御寄替を以菟哉角御仕舞被成候処、返済方延引罷成候内、辰巳大凶年ニ而島より飢米拝借之願申出候処、右貯分^⑤有合拝借之願申出候様ニ者不罷成候故、此方より右貳万貫文島江相渡、貯分返并相済候事。

11 一錢八千八百貳拾貫八百六拾文

右者実父様御代、時々庫理方より米錢御借上有之、帳面ニ書留有之由申出候付、^{甲寅}五月帳留消除候様、申付候事。

12 一実父様御事、乾隆四十七^{壬寅}年被成御病死候処、未御墓所御仕立無之、折節此方墓所茂差支候付、伊江御殿脇御墓御借ニ而奉葬、此儀何れ茂安心無之、何与そ新御墓取仕立奉安置度存念有之候処、宜寿次江者未右之手当無之、此方より仕立差上候含ニ而、其後風水見神

6 一豊見城王子与力旅、または年頭御使者の時仕廻料何分にて候や、諸帳落冊にてしかと相知れず候。

7 一錢拾貳万貫余

右は祖父様御代より負^{うづ}荷太分これ有り、私代にいたりても右高相残り候処、段々相働貳拾年成子年まで残らず返済いたし候事。

8 一錢貳万貫文

右、去年年実父様年頭御使者の時御加勢。

9 一同壹万七千貫文

右、去年年実父様御旅中御国元へ御借り入れこれ有り、照喜名筑登之親雲上差し登し、私引き受け返済させ候。

10 一同貳万貫文

右、実父様御旅料不足に付き、伊江島貯錢の内より御寄せ替を以てとやかく御仕舞成られ候処、返済方延引罷り成り候内、辰巳大凶年にて島より飢米拝借の願い申し出で候処、右貯錢有り合せながら拝借の願い申し出で候様には罷り成らず候故、この方より右貳万貫文島へ相渡し、貯錢返并相済し候事。

11 一錢八千八百貳拾貫八百六拾文

右は実父様御代、時々庫理方より米錢御借り上げこれ有り、帳面に書き留めこれ有る由申し出で候に付き、^{甲寅}五月帳留め消し除き候様、申し付け候事。

12 一実父様御事、乾隆四十七^{壬寅}年御病死成られ候処、いまだ御墓所御仕立てこれ無く、折節この方墓所も差し支え候に付き、伊江御殿脇御墓御借りにて葬り奉り、この儀何れも安心これ無く、何とぞ新御墓取り仕立て安置奉りたく存念これ有り候処、宜寿次へはいまだ右

山里之子親雲上相頼場所見分させ候処、此方墓所之東場所宜、風水茂此方墓同前宜有之由被申候付、別而仕合ニ存、則普請取付乾隆五十六年^{辛亥}十月致成就候付、兼而存念之通宜寿次江讓上申答候処、新墓者東之方殊地道者右を尊と申事ニ而旁上之方ニ而候間、新墓者此方相用、本墓ハ宜寿次江讓上候方可宜与御隠居伊江按司御存寄之趣有之、御尤之事ニ而いづれも御相談之上其通相片付、同五十七年^{壬子}十月廿日祖父様御骨者新墓江奉移、実父様御安骨ニ而本墓江奉安置、其外順々御骨移相済、致安堵候事。

附、委細永伝記ニ相見得候故、略ス。

13 一錢壹万貫文

右者私御役目相勤候内者知行高茂多有之候付、宜寿次母親様江月々御養料相応ニ差上来候処、俸代相成候付其通ニハ不相続候ニ付、嘉慶六四年、為御養料右通差上候事。

14 一錢四万七千七百九拾貫四百文

右者先年以来宜寿次親方家内手迫之砌ハ時々庫理方より米錢寄替有之、帳面ニ書留相見得、又者請取書等格護仕置候由申出有之候処、宜寿次江茂当分不如意之体候得者、近年中返弁之手当者相見得不申答候。然者財物取遣之儀付而者、親敷中ニ茂及爭論、讐敵之様相成候例世上多々有之、此儘ニ而召置候而者至後年何様之故障歟出来可申哉、念遣存、甲寅五月受取相帰、帳面削除候様申付候事。

の手当これ無く、この方より仕立て差し上げ候含にて、その後風水見神山里之子親雲上相頼み場所見分けさせ候処、この方墓所の東場所宜しく、風水もこの方墓同前宜しくこれ有る由申され候に付き、別して仕合せに存じ、則普請取り付け乾隆五十六年^{辛亥}十月成就いたし候に付き、兼て存念の通り宜寿次へ譲り上げ申す答候処、新墓は東の方殊に地道は右を尊と申す事にて旁上の方にて候間、新墓はこの方相用い、本墓は宜寿次へ譲り上げ候方宜しかるべくと御隠居伊江按司御存寄りの趣これ有り、御尤の事にいづれも御相談の上その通相片付け、同五十七年^{壬子}十月二十日祖父様御骨は新墓へ移し奉り、実父様御安骨にて本墓へ安置奉り、その外順々御骨移し相済し、安堵いたし候事。

附、委細永伝記に相見え候故、略す。

13 一錢壹万貫文

右は私御役目相勤め候内は知行高も多くこれ有り候に付き、宜寿次母親様へ月々御養料相応に差し上げ来り候処、俸代相成り候に付きその通には相続かず候に付き、嘉慶六四年、御養料として右通り差し上げ候事。

14 一錢四万七千七百九拾貫四百文

右は先年以来宜寿次親方家内手迫りの砌は時々庫理方より米錢寄せ替えこれ有り、帳面に書き留め相見え、又は請取り書など格護仕置き候由申し出でこれ有り候処、宜寿次へも当分不如意の体候へば、近年中返弁の手当は相見え申さざる答候。しからば財物取り遣しの儀に付きては、親敷中にも争論に及び、讐敵の様相成り候例世上多々これ有り、この儘にて召し置き候ては後年に至り何様の故障か出来

但、委細之儀ハ永伝記ニ相見得候也。

15 一同三万貫文

内、壹万貫文合力。

右甲寅五月宜寿次家内負荷及太分ニ、至去年者不意之物入共到来、最早家内難取統体成立、段々工面被致候得共出先不相見得、御書院奉行茂難相動及当迫候間、此方より右員數六分之居利ニ而五年借相渡由承、物方相授置候岡村筑登之親雲上・阿波根里之子親雲上江吟味させ候処、此方江茂先年以来段々物入損失等打統、家内賦方茂漸間を合候体ニ而、余計迎ハ一ゑん無之、尤此涯何角せり詰少々余計も無之候而者先様及難儀、忝旅御奉公共被仰付節者必至与及当迫讓之請地も亘持通次第二茂成立可申哉、至而念遣之儀候。宜寿次江ハ先年以来折々之御加勢茂及重高候間、可成程者相断度由申出候。依之得与相考候処、岡村・阿波根申出茂尤之儀候得共、当時錢絶之砌過分之錢高六分之居利ニ而外より借入之儀者決而不相調積候得者、此方より相断候而者、御奉公茂難相動体ニ成立、母上様被為及御氣苦勞宜寿次江茂甚及迷惑筈ニ而、何共難默止次第二而、前後之支茂不顧、合力并借相渡候事。

16 一錢壹万貫文

右、宜寿次親方御使者旅之時合力。

申すべきや、念遣存じ、甲寅五月受け取り相歸し、帳面消し除き候様申し付け候事。

但、委細の儀は永伝記に相見え候也。

15 一同三万貫文

内、壹万貫文合力。

右甲寅五月宜寿次家内負荷太分に及び、去年に至りては不意の物入りども到来し、最早家内取り続き難き体成り立ち、段々工面いたされ候へども出先相見え、御書院奉行も相動め難く当迫に及び候間、この方より右員數六分の居利にて五年借し相渡したき由承り、物方相授け置き候岡村筑登之親雲上・阿波根里之子親雲上へ吟味させ候処、この方へも先年以来段々物入り損失など打ち続き、家内賦り方も漸間を合せ候体にて、余計迎は一ゑんこれ無く、尤この涯何角せり詰め少々余計もこれ無く候ては先様難儀に及び、忝旅御奉公共仰せ付けらる節は必至と当迫に及び、讓の請地も持ち通しがたき次第にも成り立ち申すべきや、至って念遣の儀候。宜寿次へは先年以来折々の御加勢も重み高に及び候間、成るべく程は相断りたき由申し出で候。これに依り得と相考え候処、岡村・阿波根申し出も尤の儀候へ共、当時錢絶えの砌過分の錢高六分の居利にて外より借り入れの儀は決して相調わざる積り候へば、この方より相断り候ては、御奉公も相動め難き体になり立ち、母上様御氣苦勞に及ばせられ宜寿次へも甚迷惑に及ぶ筈にて、何とも黙止し難き次第にて、前後の支も顧みず、合力并借し相渡し候事。

16 一錢壹万貫文

右、宜寿次親方御使者旅の時合力。

17 一同三万貫文

18 一砂糖壹万斤

大和にて百斤に付き六貫文にて取り立て
代錢貳万八千八百貫文

右、宜寿次親方年頭御使者の時合力。

19 一錢貳万六千六百七拾六貫九百文

右、同人滞在中公界料及不足、此方より差登置候砂糖代之内より寄
替。

20 一錢貳万貫文

右、同人より御用意方江於大和引替錢不納付、此方砂糖代之内より
返納。

21 一同壹万貫文

右、仲村親方去寅年義村王子御上国之時、座敷大親被仰付候處、仕
廻料無之及当迫候段承、本行之員数致合力候事。

22 一同壹万三千三百三拾貫三拾文

但、穀物代籠ル。

右、先年同人家内手迫之砌者時々米錢寄替有之、帳面書留相見得候
由申^(分)有之候付、前文宜寿次同前^甲寅五月請取相帰、帳留削除候様
申付候事。

23 一錢四万七千五百貫文

右、同人江時々借渡有之、証文差出置候。

24 一同壹万貫文

右者実父様御旅料太分及不足候處、私江茂辰巳兩度之旅料過分之事
ニ而、漸借入等を以相仕廻候体ニ而思様御加勢も不罷成、必至与及

17 一同三万貫文

18 一砂糖壹万斤

大和にて百斤に付き六貫文にて取り立て
代錢貳万八千八百貫文

右、宜寿次親方年頭御使者の時合力。

19 一錢貳万六千六百七拾六貫九百文

右、同人滞在中公界料不足に及び、この方より差し登し置き候砂糖
代之内より寄せ替え。

20 一錢貳万貫文

右、同人より御用意方へ大和に於て引替錢納めざるに付き、この方
砂糖代之内より返納。

21 一同壹万貫文

右、仲村親方去る寅年義村王子御上国之時、座敷大親仰せ付けられ
候處、仕廻料これ無く当迫に及び候段承り、本行之員数合力いたし
候事。

22 一同壹万三千三百三拾貫三拾文

但、穀物代籠る。

右、先年同人家内手迫りの砌は時々米錢寄せ替えこれ有り、帳面書
き留め相見え候由申す方これ有り候に付き、前文宜寿次同前^甲寅五
月請け取り相帰し、帳留消し除き候様申し付け候事。

23 一錢四万七千五百貫文

右、同人へ時々借し渡しこれ有り、証文差出し置候。

24 一同壹万貫文

右は実父様御旅料太分不足に及び候處、私へも辰巳兩度之旅料過分
の事にて、漸く借り入れなどを以て相仕廻候体にて思様に御加勢も

当迫候処、御隠居伊江按司右之段被聞召、厚恩召を以錢壹万貫文御合力被下候付、漸御仕舞方相調、誠以御厚恩不淺儀候。御嫡子按司御上国之節者財力之成限者御加勢仕、御厚恩奉報度儀与親子寄合候節々申談事候処、宜寿次江者別而不如意之体ニ而右志相逐候儀者難叶、得与相考候処、私財力有之候ハ、御殿不及御厄害、私引受を以御仕舞方相調申答候処、打続之旅料及過分件之次第私江茂宜寿次同前之御厚恩ニ而、御嫡子按司御上国之時御報恩仕度存念有之候処、私江茂年罷寄無期日御上国待居候茂如何敷存、嘉慶五申年私志之次第口上書取添差上候処、別而御感心御受納被成候事。

25 一錢四千貫文

右、去卯年垣花親雲上嫡子榮童子被仰付候処、仕廻料一ゑん無之、此程借入之働仕候得共不相達、不及是非御断申上候段承、適被仰付候旅御断申上候儀別而如何ニ存、仕舞料何分有之候ハ、相調可申哉与申候付、錢五千貫文さへ有之候ハ、菟角相調可申由申候付、五千貫文者此方より借相渡可申候間、随分御請ニ而上国させ候様申達候事。

但、五千貫文借相渡候約束仕置候処不有合、本行之員数相渡候事。

26 一錢貳万貫文

右、前川親雲上家内負荷太分成立、一門・親類相談を以家屋敷売払

罷り成らず、必至と当迫に及び候処、御隠居伊江按司右の段聞こし召され、厚き思し召しを以て錢壹万貫文御合力下され候に付き、漸く御仕舞方相調い、誠以て御厚恩浅らざる儀候。御嫡子按司御上国の節は財力の成る限りは御加勢仕り、御厚恩に報い奉りたき儀と親子寄り合い候節々申し談ず事候処、宜寿次へは別して不如意の体にて右志相逐げ候儀は叶い難く、得と相考え候処、私財力これ有り候はば御殿御厄害に及ばず、私引き受けを以て御仕舞方相調申す答候処、打ち続きの旅料過分に及び件の次第私へも宜寿次同前の御厚恩にて、御嫡子按司御上国の時御報恩仕りたき存念これ有り候処、私へも年罷り寄り期日無く御上国待ち居り候もいかが敷存じ、嘉慶五申年私志の次第口上書取り添へ差し上げ候処、別して御感心御受納成られ候事。

25 一錢四千貫文

右、去る卯年垣花親雲上嫡子榮童子仰せ付けられ候処、仕廻料一ゑんこれ無く、この程借り入れの働き仕り候へども相達せず、是非に及ばず御断り申し上げ候段承り、適仰せ付けられ候旅御断り申し上げます候儀別していかがに存じ、仕舞料何分これ有り候はば相調い申すべきと申し候に付き、錢五千貫文さへこれ有り候はば菟角相調い申すべき由申し候付き、五千貫文はこの方より借し相渡し申すべく候間、随分御請にて上国させ候様申し達し候事。

但、五千貫文借し渡し候約束仕り置き候処有り合ず、本行の員数相渡し候事。

26 一錢貳万貫文

右、前川親雲上家内負荷太分成り立ち、一門・親類相談を以て家屋

不申候而不叶段、一門・親類罷出承趣有之相考候処、右家屋敷之儀、元祖江拜領ニ而永々目出度最通候を、致売払候儀別而如何之儀ニ候間、今一往吟味被致候様相違候付、猶又吟味を以申出候ハ、右高五ヶ年居利ニ而此方より借相渡候ハ、方々相渡候里主地取帰、家屋敷取留候手筋有之候由申出候付、五ヶ年居利ニ而去申年借相渡候事。

人々江別紙之通借渡

27 一錢拾九万七千貳百九拾壹貫六百貳文

28 右者私家督以来物方支配大概前条之通候。然者乾隆乙亥年私二十三歳之時、先々より之負荷太分成立、家内及当迫候付、故鉢嶺親雲上相頼負荷取立家内賦方等被致候処、久米島江米八石余、伊江島江雜穀三百石余借入有之、其外都而利付之借錢拾貳万貫文程ニ相及、右之利払家内賦方等島知行取納高ニ而者太分及不足、年々負荷相重候付而者屹与家内取細、借錢返済方之取計得無之候而者、石嶺請地者勿論家屋敷も持通候儀無覺束候間、早々一門・親類衆御相談無之候而不叶由被申出候付、伊江王子御始めつれ茂愚宅江御揃、段々御吟味之上前田村江有之候仕明請地貳三石所、我謝村潟仕明八石所、其外諸道具等売払、且浦添茶園も祖父様より御訴を以永々御預被下候筋、評定所御朱印之御書付等被下置候処、是又物入之方ニ而訟を以間切江差帰、且家中賦方茂成限取細、万反儉約を用、且伊江島江茂、地頭是程迄及窮迫候次第乍承、為何所存茂無之候而者不成合候間、さはくり共手賦を以百姓末々迄走廻、右之段申聞、錢三万貫文者加勢申付可然由、王子様思召を以被仰下候付、於島さはくり共手分を以隱居百姓家内銘々走廻、右之趣申聞、財物之成限者少々成共御加

敷売り払い申さず候て叶わざる段、一門・親類罷り出で承る趣これ有り相考え候処、右家屋敷の儀、元祖へ拜領にて永々めでたく最通り候を、売り払いいたし候儀別していかかの儀に候間、今一往吟味いたされ候様相違候に付き、猶また吟味を以て申し出で候は、右高五ヶ年居利にてこの方より借し相渡し候はば、方々相渡り候里主地取り帰し、家屋敷取り留め候手筋これ有り候由申し出候に付き、

五ヶ年居利にて去る申年借し相渡し候事。

27 一錢拾九万七千貳百九拾壹貫六百貳文

人々へ別紙の通り借し渡す。

28 右は私家督以来物方支配大概前条の通り候。しかれば乾隆乙亥年私二十三歳の時、先々よりの負荷太分成り立ち、家内当迫に及び候に付き、故鉢嶺親雲上相頼み負荷取り立て家内賦り方などいたされ候処、久米島へ米八石余り、伊江島へ雜穀三百石余り借り入れこれ有り、その外すべて利付きの借錢拾貳万貫文程に相及び、右の利払家内賦り方など島知行取納高にては太分不足に及び、年々負荷相重み候に付きては、きつと家内取り細め、借錢返済方の取り計えこれ無く候ては、石嶺請地は勿論家屋敷も持ち通し候儀無覺束無く候間、早々一門・親類衆御相談これ無く候て叶わざる由申し出でられ候に付き、伊江王子御始めいづれも愚宅へ御揃い、段々御吟味の上前田村へこれ有り候仕明け請地・三石所、我謝村潟仕明け八石所、その外諸道具など売り払い、かつ浦添茶園も祖父様より御訴えを以て永々御預け下され候筋、評定所御朱印の御書き付けなど下し置かれ候処、これ又物入りの方にて訟を以て間切へ差し帰し、かつ家中賦り方も成る限り取り細め、万反儉約を用い、かつ伊江島へも、地頭これ程まで窮迫に及び候次第承りながら、何たる所存もこれ無く候

勢可致段申達候付、ケ様地頭被及当迫候段者努々存不申由、驚入涙を流し候方茂有之、財物を不惜差出候処、當時不廻之時節ニ而壹万五千貫文借入相調候。右通段々御相談を以御決被成候付、都而御差図之通取行候付、負荷高少々相減候得共、猶太分相残、尤旅も在番迄及四度、且那覇里主役茂相動候付、其節々之物入も過分之事ニ而、時々借入を以相償候付、相減候負荷高茂本之通致増長、必至与及難儀いつれ茂存知之通身之俸養方、日用之調度每物質素体ニ而、諸事儉約を用、尤父母孝養方者勿論、兄弟其外親類方窮迫之時者前文之通相応ニ補助いたし、段々相働、去子年私六十歳之年、中城御殿御内証御物四万貫文返上迄負荷不残返済いたし候。右通老年迄心配を以件之通、且地方茂求添別冊之通借渡錢も相応ニ相讓候付而者、先様家中取統方無支最通、御奉公方ニ付而茂無不足相整申積ニ而、此段者其方果報之至候間、能々親之心苦を相察、聊驕之挙動無之、何篇相慎目出度最通候儀第一之孝行候間、其心得尤候。扱右通負荷太分持居候付而者、親類之窮迫救方等ハ無貪着ニ而、負荷返済方一向ニ相働候ハ、私壮年之比迄ニ者皆同首尾方相済、安堵仕苦候処、兄弟・親類共窮迫之体見及なから黙止居候様^{候方}ニハ何共不本意、件之通召行候。今更得与相考候処、古語にも儉約にして財をついやさるハ尤良法美德なり。然共儉約ニ事よせて財をおしミ、礼儀をかき、仁愛ほとくさるハ是吝嗇なり、不徳なり、わか身には儉約にして貧窮を救におるておしまさるハ是善なり、と。又天道は還す事を好といへり、善を行へハ天より祥を下し、悪を行へハ天より禍を下し給ふ、善惡につきてむくひあるをかへすことを好といへり、此理たかハす、是天道の誠なり。こゝを以て善を行ひて久しけれハ、神仏

ては成り合わず候間、さばくりども手賦りを以て百姓末々まで走り廻り、右の段申し聞し、錢三万貫文は加勢申し付けしかるべき由、王子様思し召しを以て仰せ下され候に付き、島に於いてさばくり共手分けを以て隠居百姓家内銘々走り廻り、右の趣申し聞し、財物の成る限りは少々成り共御加勢いたすべき段申し達し候に付き、か様地頭当迫に及ばれ候段は努々^{ゆめ}存じ申さざる由、驚き入り涙を流し候方もこれ有り、財物を惜しまず差し出し候処、當時不廻の時節にて壹万五千貫文借り入れ相調え候。右通り段々御相談を以て御決め成られ候に付き、すべて御差図の通り取り行い候に付き、負荷高少々相減じ候へども、猶太分相残り、尤も旅も在番まで四度に及び、かつ那覇里主役も相動め候に付き、その節々の物入りも過分の事にて時々借り入れを以て相償い候に付き、相減じ候負荷高も本の通り増長いたし、必至と難儀に及びいづれも存知の通り身の俸養方、日用の調度每物質素の体にて、諸事儉約を用い、尤も父母孝養方は勿論、兄弟その外親類方窮迫の時は前文通り相応に補助いたし、段々相働き、去る子年私六十歳の年、中城御殿御内証御物四万貫文返上まで負荷残らず返済いたし候。右通り老年まで心配りを以て件の通り、かつ地方も求め添え別冊の通り借し渡し錢も相応に相讓り候に付きては、先様家中取り続き方支え無く最通し、御奉公方に付きても不足無く相整い申す積りにて、この段はその方果報の至り候間、能々親の心苦を相察し、聊も驕りの挙動これ無く、何篇相慎しみめでたく最通し候儀第一の孝行候間、その心得尤に候。扱右の通り負荷太分持ち居り候に付きては、親類の窮迫救い方などは貪着無きにて、負荷返済方一向に相働き候はば、私壮年のころまでには皆同首尾方

にへつらひいのり、其幸をうき禍をのかれんとするより百倍のしるしあると相見得、且聖人も善を積の家には余りの慶あり、不善を積の家には必余りの殃あると被仰置候、此儀へ人道之要務大切之事候間、平日深ク念慮ニ留、得与致工夫財物有無分限次第、父母之孝養方ハ勿論、親類縁者窮迫之者共ハ相救、善を行候ハ、子孫長久栄之基候間、其心得可為專要候。右通私一代物方取扱之仕向、又者存寄之儀共、此節申達候間、得与致領掌彼是親之志を継、無変易取行候ハ、幸之至存候。以上。

嘉慶十六年 辛未 二月

朝睦

向天
迪印

伊江親方

相済み、安堵仕る筈候処、兄弟・親類ども窮迫の体見及びながら黙止居り候様には何とも不本意、件の通り召し行い候。今更得と相考え候処、古語にも儉約にして財をついやさざるは尤も良法美德なり。然れ共儉約に事よせて財をおしみ、礼儀をかき、仁愛ほどこさざるはこれ吝嗇なり、不徳なり、わが身には儉にして貧窮を救うにおいておしまざるはこれ善なり、と。又天道は還す事を好むといえり、善を行えば天より祥を下し、悪を行えば天より禍を下し給ふ。善惡につきて、むくいあるをかえすことを好むといえり、この理たがわず、これ天道の誠なり。こゝを以て善を行いて久しければ、神仏にへつらいいのり、その幸をうけ禍をのがれんとするより百倍のしるしあると相見え、かつ聖人も善を積の家には余りの慶あり、不善を積の家には必ず余りの殃あると仰せ置かれ候。この儀は人道の要務大切の事候間、平日深ク念慮に留め、得と工夫いたし、財物の有無、分限次第父母の孝養方は勿論、親類縁者窮迫の者どもは相救い、善を行い候はば子孫長久栄えの基候間、その心得專要たるべく候。右通り私一代物方取り扱いの仕向き、または存じ寄りの儀ども、この節申し達し候間、得と領掌いたしかれこれ親の志を継ぎ、変易無く取り行い候はば幸の至り存じ候。以上。

嘉慶十六年 辛未 二月

朝睦

向天
迪印

伊江親方

〔本号執筆者〕掲載順

福村 光 敏	FUKUMURA, Mitutoshi 沖縄学研究室嘱託員
小野 まさ子	ONO, Masako 琉球王国評定所文書編集嘱託員
伊波 盛 三	IHA, Seizo 図書館奉仕係長
平良 勝 保	TAIRA, Katsuyasu 城辺町編集委員会委員
岸 秋 正	KISI, Akimasa 南島史学会会員
高良 倉 吉	TAKARA, Kurayoshi 図書館館長
長間 安 彦	NAGAMA, Yasuhiko 沖縄学研究室嘱託員
比嘉 聡	HIGA, Satoshi 琉球王国評定所文書編集嘱託員
沖縄歴史研究会	OKINAWA, REKISHI. KENKYUKAI

1991年12月10日 印刷

1991年12月25日 発行

浦添市立図書館紀要

No. 3

編集 浦添市立図書館
発行 浦添市教育委員会
沖縄県浦添市安波茶151番地
PHONE (098) 876-4946
FAX (098) 875-1772

印刷 (株) 尚 生 堂
沖縄県浦添市安波茶448番地
PHONE (098) 876-2232

